

旋、農會夜市、裏日本航路の助成、博覽會及共進會參加十六回

昭和九年

孟宗筍並椎茸栽培講習、牡蠣垂下養殖試験、全國名菓鑑賞會開催、竹林組合、副業斡旋、農會夜市、裏日本航路の助成、博覽會及共進會參加十五回

昭和十年

洋服截斷講習會、牡蠣養殖試験、孟宗筍増殖奨励、赤貝養殖復興、食用眞菰試作、副業斡旋、農會夜市、裏日本航路の助成、出品協會納涼特賣會の開催、博覽會及共進會參加十回

昭和十一年

縣工藝會米子部會組織、工藝指導傳習生派遣、工藝展、盆踊大會の開催、裏日本航路及中部日本水産聯合大會、中國四國商工會議所聯合總會の助成、赤貝養殖の復興、貿易事情並包裝改善、滿洲事變記念拓殖移民奨励、工業組合設立奨励並指導講演會の開催、米子米穀販賣組合、戸上及陰田信用購買販賣利用組合、米子木工購買販賣利用組合の設立、博覽會及展覽會參加十一回

團體

産業の開發、商工業の振興は各種關係團體の活動に俟つところ極めて多く市は常に是等諸團體との緊

密なる聯絡を保ち、圓滿なる協調を遂げて各般商工の施設と共に商、産業の奨励助長に努力して居るが本市所在の各種團體を業別に見ると産業組合關係のもの九、商業關係二十二、工業八、農業九、水産五を數へて居る。

産業組合

保證責任米子鐵工購買販賣利用組合、同鳥取縣鐵工購買販賣利用組合聯合會、同鳥取縣購買販賣利用組合聯合會  
米子支部、有限責任信用購買販賣組合伯耆農業倉庫、同米子信用組合、米子米穀販賣組合、戸上信用購買販賣利用組合、陰田信用購買販賣利用組合、米子木工購買販賣利用組合

商業關係

米子穀物商組合、米子雜貨小間物商組合、米子洋服業組合、米子藥種商組合、鳥取縣西部賣藥業組合、鳥取縣醬油購買組合聯合會、米子履物商組合、米子菓子商組合、米子木炭商組合、料理屋組合、米子賣藥業組合、米子湯屋業組合、米子飲食店同業組合、米子時計商組合、米子宿屋業組合、米子寫眞師會、鮮魚仲介人組合、米子貸座敷業組合、米子木材商組合、米子計量普及會、米子商工會議所

工業關係

米子印刷業組合、米子左官業組合、伯耆西部酒造組合、西伯醬油製造組合、米子建具指物組合、米子鋸工組合、山陰製氷工業組合、米子副業斡旋所



## 農業關係

米子市農會、米子市養蠶實行組合、米川普通水利組合、農業改良組合、家畜保險組合、西伯郡農會、米子市西伯郡畜産組合、西伯郡米子市養蠶業組合、新開川普通水利組合

## 水産關係

米子市水産會、米子蒲鉾製造組合、米子赤貝區劃漁業組合、西伯郡水産會、中海漁業組合

## 第三節 工業

年産七百萬圓に達する本市工産物の現況を見ると昭和十一年中、百萬圓臺を突破したものが生糸に煙草で、之れに亞ぐのが製鋼の九十三萬圓、酒醬油の醸造は七千八百石價格三十萬圓を越え菓子飴の製造二十九萬圓、其他農具、打綿、諸機械、發動機、蠶種、指物、食料品等十萬圓以上に上るもの八種類を數へ總生産額の八十六%を占めて居るが、此の内最も沿革の古いのは酒、醬油、刻煙草、菓子、打綿等で酒の醸造は文化年代から始まり當時は領主の特許權制となつて居たもの、如く、明治初年廢藩の際市内の酒造業は七、八戸に限定せられて居た記録があり、二十八年酒造組合を設置して醸造方法の研究、酒價の統一を行ひ斯業の改善發達を圖り最近の進歩は特に目醒しきものあり、幾度か全國酒造品評會に

優勝し品質の向上と生産の増加を以つて輸入酒の防遏に努め、醬油醸造は安政年間に起つて一般需用家の増加と共に發展し、大正二年五月同業組合を設立し同十三年酒造組合と事務所を合併し、刻煙草は明治三十年專賣となつて官營工場米子葉煙草專賣所が設置される迄、内町を中心として民營工場が三箇所に入り旺んに製造し當時一般に流行した幹干の方法に對し燻蒸乾燥を行ひ燻葉の有する一種特別の強烈な臭氣が嗜好に投じてか、鳥取莢と稱し遠く長野縣方面に迄も知られ、其の名残は專賣になつてからも最近迄山中刻の刻印をうつて販賣されて居た。

打綿は全國屈指の棉作地弓濱部を擁し、地方特産品の一に數へられ一時養蠶業の興隆に壓されて衰微を見せたが、最近又復興の緒について伯州綿として名聲を謳はれ、生糸製造は明治十二年頃から座繰製絲が各町村に擡頭し、十九年縣立製絲の傳習所を設置せらるるに及んで前途大いに囑望せられ、二十年木製機械炭火二十人取り坂口製絲の誕生が製絲工場の濫觴となり、爾來幾度か組織の變更と共に工場規模の擴大、設備の増加及改善が行はれ遂に今日の資本金一千萬圓、日本製絲株式會社として大成し大正十二年不慮の火災に町外移轉の問題が起つた際には、町から土地買収及地上物件補償に相當の犠牲を拂ひ現地に再築を見たもので、其の間大正二年五月には内町に資本金五萬圓の中村製絲が創立され、同十三年杉本製糸に貸與し十五年成實四部落の合併では山十組米子製絲所が地域の内に加へられ、養蠶の中



心地に位し生糸全盛時代を出現したが數年にして兩製絲共閉鎖された。

之れに代つて昭和十年七月組合製絲伯西社が設置され市は敷地、五千八百四十五坪五合二勺(六千八百六十圓八十八錢)を寄附して助成に努め、再び生産は増加され十一年は二百萬圓に近づき、製鋼業は明治三十八年から米子製鋼所により特殊鋼を製造し、陸海軍はじめ鐵道省、内務省等の指定工場となり諸税免除の特典を與へ其の發達を圖り、又大正六、七年頃の世界大戰の餘波をうけ勃興し、九年の財界パニックで久しく沈衰の製鐵業も昭和六年滿洲事變が勃發し、七年軍事工業が隆盛となり再び我が世の春にめぐり會ひ鐵工組合聯合會によつて統制され、最も不況を極めた昭和五年に比較すれば十一年の生産は殆んど六倍に達し、農具製造は時代の尖端工業として大正四年から始まり全國の發祥地で、海外に迄雄飛する現勢で工場設置については大正七年後藤工場の爲め町は敷地一萬七千二百二十六坪を寄附し又昭和十年伯西社及繭檢定所敷地寄附、十一年深浦の石黒造船所米子工場に對し地上權の補償及敷地其他の斡旋をなし、工場數は十年間に百八十九を増加したが昭和二年の經濟界恐慌以來不況は年と共に深刻化し、本市の主要産物たる生糸に最も重大な影響を有つ山十製絲の破産、杉本製絲の閉鎖等で生産は益々減じ加ふるに生産品價格の慘落は金輸出禁止の行はれた昭和六年六百萬圓臺に下り、更らに七年からは五百萬圓臺に落ち、十年漸く回復歩調に轉じて十一年は七年振りて七百萬圓臺に接近した。

工場累年比較 (△印減)

年次	工場數	従業員		生産額	前年度對比	備考
		男	女			
昭和二年	六〇三	一、三五三	二、〇一八	八、一八三、二七二	△ 四六五、三五五	農具、煙草ノ減
同 三年	六三六	一、四八三	二、七三三	九、八五一、〇八四	一、六六七、八二二	生糸増産
同 四年	七一一	一、四一一	二、七三二	八、六八二、〇一九	△ 一、一六九、〇六五	生糸暴落
同 五年	六九〇	一、四七七	二、五七三	六、五七四、七二八	△ 二、一〇七、二九一	生糸、製鋼、醬油生産減
同 六年	六九五	一、四一一	二、四〇〇	六、〇三三、三一九	△ 五六一、四〇九	同
同 七年	七二二	一、五二九	一、八四四	五、三九四、八六一	△ 六八、四五八	生糸生産減
同 八年	八〇三	一、五四三	二、一三七	五、九九二、七九三	五九七、九三三	生糸増産
同 九年	八二七	一、六八二	二、〇二五	五、七二二、五一三	△ 二七〇、二八〇	生糸減
同 十年	八〇八	一、七三〇	一、九八八	五、八八四、九〇五	一六二、三九二	生糸、製鋼、農具菓子製造増
同 十一年	七九二	一、七八三	二、四八二	六、九九五、六六八	一、二一〇、七六三	生糸、製鋼、諸機械農具、菓子増産

尙本市に於いては家庭工業の振興につき指導獎勵すること多年、就中大正十五年開催した麻裏草履の製作講習は百餘名の従業者を養成し昭和二年更らに其の第二回を行ひ技術の進歩向上を圖り、又桐廢材



の利用講習會を開いて同年七月此の二副業を以つて初期事業とする匿名組合米子副業斡旋所が設立され各博覽會共進會等に出品し功勞賞、一等賞を授與せられ昭和三年四月から特産品として桐製鋸柄を創作全國大都市に移出し名聲を博し、七年麥藁塚を製作鳥取島根兩縣下に於ける酒造家の需用に應じ更らに九年六月縣市後援の下に半衿刺繡の講習會を開催、家庭高級副業として其の成績大に見るべきものがあり引つづき各地に之れが講習を催し普及につとめ、十年十一月又木工講習會を開催し家庭工業の興隆を期し十一年木工家具工藝の進展を圖るため商工省仙臺國立工藝指導所に偵習生を派遣し、一般業者の指導に方らしめ先進都市に遜色なき製品を産出し、製陶方面では米子窯業研究會に獎勵金を交付して倒焰式石炭試験窯を設置せしめ、釉藥溶解熱度を發揮して日用陶器、趣味陶器、郷土玩具等に一新機軸を出し又一般工藝の向上發達については、鳥取縣工藝會米子部會を設け毎月實地指導と研究座談會を開催し、専門技術官の派遣を得て試作品展示を行ひ輸出工藝品出品、商工展示會等に於いて入選し市は之れに對し補助金を交付し益々獎勵に努めて居る。

主要工産物

種別	年次	昭和二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
----	----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

生糸	三、七二七、六五五 <sup>四</sup>	三、〇八九、五〇九 <sup>四</sup>	三、八二八、七三二 <sup>四</sup>	二、九〇〇、四七三 <sup>四</sup>	三、〇〇〇、〇六八 <sup>四</sup>	一、三七八、六八八 <sup>四</sup>	一、八八六、四三〇 <sup>四</sup>	一、三七七、八八九 <sup>四</sup>	一、三九七、一六四 <sup>四</sup>	一、九四〇、五六四 <sup>四</sup>	一、九四〇、五六四 <sup>四</sup>
刻煙草	二、〇三九、三九二	九六、四七五	八〇二、五八三	七九六、一七四	七三八、〇八五	一、五七七、六八七	一、五三三、七七七	一、四七七、四三三	一、四〇二、八二五	一、四四〇、五〇〇	九三四、六七三
製鋼	二二、〇〇八	二六四、〇九〇	二〇九、〇六五	一六一、六六六	一九五、〇八七	二一〇、一三〇	四六五、五八三	五〇〇、五五五	五八三、三五九	二二、三五二	二二、三五二
醬油	三七六、八四六	三六六、四五九	七三〇、九〇三	五二〇、七四五	三五〇、八四三	三九二、一六九	二二八、八四八	二六一、七二〇	二二七、九九〇	二二、三五二	一八六、〇三七
農具	四〇五、六五〇	五三、四一〇	三三八、六五八	三〇三、〇五一	二七二、七〇五	二六四、四七	一一五、一三三	一三七、五五〇	一七一、四五七	二九〇、一三八	二九〇、一三八
菓子類	一七八、八七二	二〇〇、六三七	一七三、六七五	一六一、一七九	一五八、二五七	二二八、二五二	二二〇、二八八	二二二、二二四	一三六、八六四	一五、四九三	一五、四九三
食料品	—	五二、一九〇	七五、一七二	八八、〇三三	一四四、六一五	八二、九五五	一一、二二四	一四三、六四〇	一四三、六六八	一三三、九八一	一三三、九八一
打綿	六〇、三〇〇	五四、四四五	一三三、六七五	一四九、七二二	一八、五七〇	一〇九、八四	一八、三八九	九三、九六〇	二四、八三七	二四、二七三	二四、二七三
諸機械	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
指物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
加工用材	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
清酒	二〇五、〇〇〇	二二七、六二七	一九六、五六四	一一一、五八八	一〇〇、六九七	六二、八九六	七五、八三〇	九七、二四〇	八八、五六〇	九二、八二〇	九二、八二〇
新聞印刷	一七六、六一八	一九九、五九六	八四、八五〇	七四、九三四	六六、八七一	四二、九九五	六八、三七三	六九、四六五	六九、六五三	六八、七四二	六八、七四二
履物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生糸屑物	二二九、七七六	八六、四九四	七三、七〇二	—	—	—	—	—	—	—	—
石材	六八、一六〇	五五、四六五	五三、五九一	—	—	—	—	—	—	—	—
其他	六〇二、〇五八	六八七、七〇七	八四六、一五九	八四四、一七四	七九一、一三一	六七七、七七〇	七〇三、八四二	八二九、四五二	七六二、七六五	八四一、四三〇	八四一、四三〇
計	八、八三三、七三二	九八五、〇八四	八、六八二、〇一九	六、五七四、七二八	六、〇三三、三一九	五、三九四、八六一	五、九九二、七九三	五、七三二、五一三	五、八八四、九〇五	六、九九五、六六八	六、九九五、六六八

備考||主要工産物八年産五萬圓以上ノモノヲ掲ゲタリ。



電氣、瓦斯

年次	電			瓦斯		
	定額燈	從量燈	動力電熱	燈火	燃料	工業用
昭和二年	二五、八五四	二、八五四	九六九、四九 <sup>K</sup>	1	1	1
同三年	二六、一五四	三、〇五二	八九三、二八	1	1	1
同四年	二六、五八八	三、六四三	九六、七一	1	1	1
同五年	二六、七五四	五、〇三五	一、二〇四、六三	1	1	1
同六年	二五、七三三	六、五八〇	九六九、五五	1	1	1
同七年	二四、七三二	八、〇一七	一、〇〇四、七	1	1	1
同八年	三三、八八七	九、五五六	一、六六、〇七	1	1	1
同九年	三三、二九六	一〇、五七四	一、五五四、八八	1	1	1
同十年	二二、九六三	一一、四二九	一、七〇一、一一	1	1	1
同十一年	二二、三六二	一四、四二八	一、八三三、三四	1	1	1

備考 電燈ハ漸次定額ヲ減シ從量燈ニ代リツ、アリ、殊ニ瓦斯ノ需要増加ヲ注意ス可キテ瓦斯事業ハ昭和五年二月會社創立十一月三日ヨリ營業ヲ開始シタモノデアル。

第四節 農業

由來本市は商工業を主とし農業者は極めて少數で明治二十二年町制實施當時に於ける農産物生産總額は僅か四萬二千八百圓に過ぎず、耕地面積水田八十六町歩畑百三十町歩で爾來水田にこそ著しい減反を見せなかつたが畑は大正十五年に至り三十五町歩餘を宅地其の他に變換せられ、耕作物についても明治二十五年の統計に依る實棉八十五町歩、藍十八町歩、桑七町歩が大正八年には桑園五十町、實棉五反と逆轉し激變を見せた其の原因は外綿輸入に依る壓迫と栽桑獎勵の結果で大正十五年成實四部落の編入に耕地及農業者數を増加し農家戸數は總戸數に對する五%から一〇%となり、殊に陰田は山陰地方に於ける梨園の先進地として知られ大正五、六年頃の果樹園は三十町歩に上つたものであるが病虫害と新品種の爲め壓され軌近栽培反別は著しく減じ、之れに代つて原野開墾に依る孟宗竹の造林が旺となり部落單位の農家實行組合を設立して共同經營を行ひ市は年々補助金を交付し助成に努め、其の後更らに住吉車尾の合併で現在耕地面積は田三百七町一反、畑三百四十一町、農業戸數七百八十六戸に増加し市農會が中心となつて改善發達を圖り合理的經營の研究から集約的になり花卉、温室栽培の如き次第に増加して十一年の生産額は養蠶關係を除き四十六萬圓に達し、市農會は明治四十一年六月二十五日町農會とし



て設立され昭和二年市制実施と共に昇格したもので大正十一年から専任技術員を設置し現在技師一名、  
技手二名で指導奨励に當り昭和六年七月から福利増進施設として西伯郡農會と共同主催の農會夜市を開  
設し年々市から補助金を交付して其の助成に努めて居る。

農家、耕地、農産

年次	農家戸數		田	畑	米	麥	其他	計
	本業	副業						
昭和二年	四三六	二九	三三、町	二七、町	一三九、九七四	六、四五九	五、七九一	一九八、三四
同三年	四三八	二八	三二、七	二六、四	一三七、八〇〇	六、九七二	四四、二四〇	一八九、〇二二
同四年	四四六	三〇	二九、七	二五、四	一三三、九二六	六、二二六	四〇、六九四	一八〇、八三六
同五年	四四八	三〇	二九、六	二五、〇	八三、九五五	八、七三八	三三、九六八	一三六、六五一
同六年	四五二	三三	二八、四	二三、七	六八、〇四八	四、〇〇〇	三一、五七八	一〇三、六二六
同七年	四五三	三三	二七、七	二三、一	一〇七、六一五	三、一一一	三七、七九六	一四八、五三三
同八年	四四二	三三	一九、四、〇	二六、〇	一〇三、七七一	五、九五二	四五、五一	一五五、二七五
同九年	四四一	三二	一九、四、〇	二五、八	一一〇、〇八一	三、六九二	四八、九九六	一六二、七一九
同十年	六二二	三二	二〇、六、四	二九、五、六	一一六、九四七	二九、二八六	一〇九、五八八	二五五、八一
同十一年	七八六	三二	三〇、七、一	三四、〇	二四〇、五〇	八四、八〇四	一七一、七七四	四六〇、六二八

備考―養蠶關係ノモノハ本表ヨリ除ク、尙十年十一年ノ激増ハ住吉車尾ノ合併ニヨル

尙米麥以外其他中に一括した農産物を園藝農産物と、工藝農産物に分けて見ると次の如くである。

工、園藝農産物

年次	蔬菜	果實	食用農産物	工藝農産物	綠肥	其他	合計
昭和二年	三四、九一五	五、二一九	五、一九三	一、二五〇	四、六九八	六〇六	五、七九一
同三年	二八、〇九二	五、四七七	四、七九六	二、一〇六	三、四二七	二六二	四四、二四〇
同四年	二四、二二七	五、四三三	五、二九一	二、〇七六	三、三三五	三三二	四〇、六九四
同五年	一六、〇七三	七、八七四	三、七三六	二、〇九三	三、六四六	五四二	三三、九六八
同六年	一五、八一九	七、三〇一	三、〇九二	一、三五二	三、七二二	二九三	三一、五七八
同七年	三三、二二五	六、八四七	二、八九一	一、三九三	三、五八四	八六六	三七、七九六
同八年	三三、二九四	八、八二〇	二、九六五	三、四七七	六、八八八	一、一〇七	四五、五五一
同九年	二五、八四五	九、六五七	二、九七二	二、八九一	六、一四六	一、四三六	四八、九四六
同十年	六六、八三七	九、四六三	一七、六七四	四、〇四九	六、九四四	四、六二二	一〇九、五八八
同十一年	一〇一、一七八	一一、四六二	二三、三六四	二〇、二八二	七、四六二	八、〇二六	一七一、七七四



養蠶業

本市は全國に誇る養蠶地帯弓濱部と接續し其の影響を受くること最も多く、養蠶業の沿革を見るに遠く人皇四十三代元明天皇の御宇銅和四年に桃攻師を諸國に遣して錦綾の製織を教へられ、翌五年因幡伯耆、出雲等二十一ヶ國に之れを命ぜられたことが古書に記され又延喜式に據つても中縁國二十五ヶ國とあり伯耆國は斯業の先進地丹波、但馬と接近して自然其の技を習得し中古時代旺んに行はれたものらしく名和史伯耆の卷にも長年公が元弘帝を船上山に迎へ奉りし時米二千石、眞綿三千五百貫を運ばしめたことを記し産繭を眞綿に製して貯藏し軍用に供し、其の後大山寺中興の祖豪圓僧正により但馬から蠶種を求め寺領内で飼育せしめられたことも口碑に傳はつて居るが、改良桑園の栽植は明治八年三月大篠津村で九紋龍細枝桑一千本を縣廳から交付されたのを濫觴とし、二十一、二年頃原郡長時代には二萬四千餘圓の郡債を起して加茂村大字兩三柳に苗圃數町歩を設置し積極的獎勵に乗り出し、郡内一齊に養蠶熱が勃興し米子でも始めて栽植を見る様になり大正七、八年の好景氣に拍車をかけられ九年には植栽面積七十一町歩採桑量十五萬貫、價格六萬八千圓に上り其の後下火となつて昭和八年迄は五、六十町歩を上下したが九年には住宅及同豫定地を目的として十七町七反を減じ其の後住吉、車尾の合併で急激に増加し現在栽桑反別は百十九町五反に上り斯業の改善發達を圖るため昭和三年四月養蠶組合を組織し專任の

技術員を置き六年三月米子養蠶實行組合と改めた、尙市内には明治三十一年からの古い歴史をもつ鳥取縣蠶業取締所米子支所があり蠶種の検査、取締りを行ひ又昭和十一年には繭檢定所を設置され市は之れが敷地千九百二十八坪一合八勺（二千二百六十三圓二十錢）を寄附した。

養蠶累年比較表

年次	桑園	採桑數量	價格	收繭高	價格
昭和二年	五一八 <sup>反</sup>	一〇三、六〇〇 <sup>貫</sup>	三一、〇八〇 <sup>圓</sup>	二、一七六 <sup>貫</sup>	一一、五七五 <sup>圓</sup>
同三年	五四四	一〇八、八〇〇	一七、四〇八	三、四一〇	一九、七〇九
同四年	五〇三	一四〇、一三一	三七、八三五	三、五八四	二二、四二三
同五年	六二〇	一四二、六〇〇	一九、九六四	三、七六六	一〇、九三三
同六年	六一〇	一二二、〇〇〇	九、七六〇	四、〇一一	一一、三五〇
同七年	六〇七	一一一、四〇〇	一六、九九六	三、七二一	一四、四〇六
同八年	五三二	一三三、〇〇〇	二六、六〇〇	四、三〇八	二一、四六二
同九年	三五五	九二、五三〇	一二、〇二九	二、八五二	七、〇五九
同十年	八一八	二二八、九四八	二九、九九二	八、六五四	四一、九〇八
同十一年	一一八、三	四〇一、六八七	八六、三九一	二五、三三六	一一二、〇九〇



自作農創設維持

本市に於いては農村部の振興を圖る爲め農村部落の中堅たる自作農の増加を目的とし昭和二年五月自作農創設維持資金貸付規程並同審議會を設け、資金の借受轉貸を繼續し昭和十一年末現在貸付人員二十六名、貸付金額一萬二千六百一圓で創設地田二町六反二十八步、畑一反七畝六步、維持地田一反五畝八步畑一町五反六畝二十五步を有し資金の償還は縣通牒に依り農村不況の現狀に鑑み緊急措置として昭和七年から三箇年中間据置とし年次繰延を行ひ、又十一年四月現在の未償還元金に對しては昭和四年以前の資金利率を三分二厘に引下げ償還殘存年限を三十箇年に延伸し、昭和五年及六年の轉貸資金については利率のみを三分二厘に引下げた。

貸付狀況 (昭和十一年末現在)

貸付年度	貸付金額	創設地	維持地	貸付人員
昭和二年	一、五〇〇 <small>圓</small>	田	三、六〇七 <small>反</small>	二名
同三年	二、〇六〇	田	五、三〇九	三名
同四年	三、二七〇	田	八、六二〇	同
同五年	九五〇	田	二、八一二	二名

貸付年度	貸付金額	創設地	維持地	貸付人員
同七年	四三〇	田	一、三〇三	一名
同十年	二、二二〇	畑田	一五、五〇八 <small>反</small> 一五、六二五	一二名
小計	一〇、四三〇	畑田	一五、五〇八 <small>反</small> 一五、六二五	二三名
元住吉分	四〇〇	田	一、二〇二	一名
昭和二年	一、〇二一	田	三、〇二八	同
元車尾分	一、〇二一	田	〇、〇〇七	同
昭和三年	一、〇二一	畑田	一、七〇六	同
同	一、〇二一	畑田	〇、〇〇七	同
小計	二、一七一	畑田	一、七〇六	三名
合計	一二、六〇一	畑田	二六、〇二八 一、七〇八	二六名

災害復舊事業

昭和九年九月二十日西日本一帯を襲つた大風水害は耕地及耕地に關する公共施設をして荒廢に歸せしめたもの多く、而かも農家經濟は不振の折柄とて容易に之れが復舊を圖ることを得ず善後策に汲々たる折柄昭和十年二月一日縣告示第五十六號を以つて災害復舊事業助成規程を公布され、耕地は事業費の三



分の一、公共施設は同じく三分の二の助成金を交付されることとなり本市に於いても左の如く復舊事業を施行した。

事業施行期間	事業ノ名稱	事業費	事業施工地
自昭和九年 至昭和十年	荒地復舊	七一七 <sup>四</sup>	陰田、長砂町地内
昭和十年	公共施設井堰復舊	三四八	愛宕町地内
同	同 防波護岸復舊	一、二二二	陰田町地内
同	同 水路復舊	三、四二三	大谷、目久美、愛宕町地内
昭和十一年	同 防波護岸復舊	六二七	久米町地内

時局匡救林道開設事業

市内陰田町地内夜坂谷は林野面積八十町歩に達し林産物多きに拘らず搬出不便の爲め空しく死蔵するの状態で、殊に同所は奥陰田から成實村大字新山に通ずる要路に當り林道の改修は部落民多年の宿望であつて本市に於いては昭和七年十月十一日、縣告示第四百二十四號時局匡救林道開設補助規程により昭和十年二月十八日市會の議決を経て縣より助成金六百六十圓の交付をうけ、地元負擔の寄附金四百五十

六圓と合せ總額一千百十六圓の事業費を以つて同年三月一日着工同月未幅員三米延長五百三十七米の車道を竣工せしめ、爾來林産物の搬出其他一般交通上に裨益する處が尠くない。

時局匡救耕地擴張改良事業

昭和七年十月十四日縣告示第四百二十九號を以つて土地利用の増進を圖る爲め小開墾、小用排水の改良、暗渠排水、小設備等に對し工事費十分の五以内の助成金を交付されることとなり本市に於いても之れが改良擴張は多年の懸案とし、農村經濟の逼迫に依り輕微なる一部の應急措置を施すに止めて居た折柄として直ちに其の手續を了し同年から三箇年に互り耕地擴張改良事業を施行した、其の年度別施行狀況を見ると左の如くである。

年 度	施工地	事業種類	受益地積	工事費	工事施行者
昭和七年	陰田地内	小用排水、溜池修築	一三町歩	七六六 <sup>四</sup>	代表者 足立 孝一 陰田區長
同	同	同	同	二七九	同
同	同	同	一〇町歩	一六八	同
同	同	小設備、農道改修	一〇町歩	三五七	同
同	同	小用排水、用悪水路改修	四〇町歩	四九三	同



年 度	施 工 地	事 業 種 類	受 益 地 積	工 事 費	工 事 施 行 者
昭 和 七 年	西大谷地内	暗渠排水	一町二反歩	一八七	代表者 佐野 雄治
同	美吉地内	小開墾(開畑)	二反歩	一三〇	美 吉 竹内喜一郎
昭 和 八 年	西大谷地内	小用排水、溜池修築	一〇町歩	五一八	代表者 佐野 雄治
同	陰田地内	同	二五町歩	八九五	代表者 足立 孝一
同	西大谷地内	小開墾(開畑)	一反二畝	五八	代表者 吉井喜代平
同	陰田地内	小設備、農道改修	一五町歩	三〇〇	代表者 足立 孝一
同	同	同	一〇町歩	二四三	同
同	長田地内	同	二〇町歩	八六六	代表者 廣戸 秀太郎
同	同	小開墾(開畑)	二反五畝	八四	同
昭 和 九 年	西大谷地内	小開墾(開畑)	一反歩	三五	代表者 吉井喜代平
同	長田地内	同	同	三五	代表者 廣戸 秀太郎
同	陰田地内	同	二反歩	七〇	代表者 足立 孝一

農村應急對策

昭和六年二月本縣に失業救濟農山漁村臨時對策低利資金貸付規程が制定され本市に於いては市街地農家の經濟更生計畫の確立を計り、農村部振興の一助たらしめる爲め陰田に竹林組合を組織せしめ多年天然造林のまゝ放置されて居た區有原野六十餘町歩の内、地味肥沃且つ交通運搬比較的至便な人家接近の四町歩を無償で借受け耕地擴張改良事業に依る小開墾を施工し、組合員の共同施設で以つて副業に孟宗筍の造成を企劃せしめ昭和六年市會の議決を経て資金の借入を知事に申請し、六月十九日副業共同施設資金千二百圓を二箇年据置五箇年、半箇年賦元利均等償還方法に依る貸付指令をうけ、又耕地擴張改良事業資金千二百圓は八月三日五箇年据置二十四箇年、半箇年賦元利均等償還方法に依る貸付指令があり十一月開墾に着手し、母竹の栽植に努め昭和八年三月末には約一町五反歩の筍畑を成工し母竹三百四十三本を栽植し尙引續き開墾を繼續中で、市は本事業達成の爲め七年度から毎年獎勵金を交付し之れが助成に努めて居る。

同	西大谷地内	小設備、農道改修	一〇町歩	四五〇	代表者 吉井 秀實
同	陰田地内	同	七町歩	五七〇	代表者 足立 孝一



雪害復舊耕地事業

昭和十年十一月から翌十一年四月迄の間山陰地方に於ける降雪は稀有の積雪を見せ被害甚大なものがあり、本市では護岸及水路の缺潰せるもの多く之れが復舊に方つては巨額の費用を要し到底地元關係者として負擔に堪へぬ窮狀にあり、幸ひ本縣に於いて昭和十一年十月雪害復舊耕地事業助成規程を定められたるを以つて助成の手續を経左記復舊事業を施行した。

事業施行年度	事業名稱	事業費	事業施行地
昭和十一年	公共水路復舊	五〇五 <sup>圓</sup>	長砂町地内
同	公共護岸復舊	二、六七四	安倍地内

第五節 水産

本市は中海に沿んで鱒、赤貝、鰻、鯨、糠蝦、黒鯛、鯊、公魚等を特産とし赤貝の産額は大正二年頃數萬圓に上つたが、其の後赤潮の被害と出水に依る土砂、塵芥の流込み境港修築による防波堤の築造から起りたる潮流の變化等にて稚貝の發育及小貝の放養不可能となり生産年次減少して遂ひに全滅の危機を

叫ばれるに至り、昭和八年米子赤貝養殖組合を組織し時局匡救並災害復舊に依る助成金を得て八萬坪の磯掃除を行ひ稚貝を放養して復興を圖り、又年産二十萬圓を突破する蒲鉾の製造については大正十三年二月から組合を組織し時々講習會を開いて品質の向上をはかり、風味の佳良を以つて誇りとし「米子名物」としての名を重からしめて居るが昭和五年三月水産會が設立されてから水産加工熟は更らに拍車をかけて、翌六年十一月には水産試食品評會を商品陳列所に開催し出品五十九種、二百十九點之れに縣水産試験場斡旋に依る縣外名産品三十七種、六十三點を蒐集陳列し又日本魚糧株式會社野村取締役を講師として佃煮加工實地指導をうけ、尙水産製造に關する加工、保存、販路等について講演を聞き批判試食の懇談會を開催し研究と改善を加へ、養殖方面に對しても積極的に乗り出して既に紫海苔、牡蠣の移植に成功し本市は水産會に補助金を交付して之れが助成と斯業の發展をはかつて居る。

水産累年比較表

年次	戸數	漁船	漁獲物	水産製造物	合計
昭和二年	二七	五〇	四、六三八 <sup>圓</sup>	二五二、二九五 <sup>圓</sup>	二五六、九三三 <sup>圓</sup>
同三年	二三	四八	六、五五三	二三六、四三五	二四二、九八八



年次	戸数	漁船	漁獲物	水産製造物	合計
昭和四年	二〇	三八	六、三二二 <sub>圓</sub>	二一六、六一九 <sub>圓</sub>	二二二、九四一 <sub>圓</sub>
同五年	二三	四二	一〇、一七三	二〇〇、九九七	二一一、一六九
同六年	二〇	三四	一四、五二四	二〇二、八四二	二一七、三六六
同七年	三九	二九	二二、七五一	二二三、〇四九	二四五、八〇〇
同八年	三九	三〇	二四、〇六九	二二〇、二五〇	二四四、三一九
同九年	三九	五四	三五、九五五	二六一、九五三	二九七、九〇八
同十年	八二	一四	四四、七九六	二四四、九二九	二八九、七二五
同十一年	八二	一五	四四、八七四	二四七、九九七	二九二、八七一

第六節 畜産

本市に於ける畜産は農家少なく生産方面から見た数字は洵に寥々たるものに過ぎなかつたが、最近農村部落の合併により漸次増加し昭和二年と十一年とを對比すれば丁度倍増を見せて來たが、金額の上るのは依然屠肉であつて年々總額の七、八割を占めて居る。

年次	犢	駒	山羊	豚	牛乳	山羊乳	鷄鶩卵	屠殺	計
昭和二年	四四〇	一	一	五〇四 <sub>圓</sub>	三、一一〇 <sub>圓</sub>	一	一一、〇五 <sub>圓</sub>	七三、五四五 <sub>圓</sub>	八八、六五五 <sub>圓</sub>
同三年	八六〇	一	一	六八七	二、七三〇	一	一一、三三〇	七、八二八	八七、三三五
同四年	三三三	一	一	六八九	二、三八〇	一	一三、八八〇	七八、九三七	九六、一九九
同五年	七一〇	一	一	二五	一、六六〇	一	九、六六八	六五、六二九	七八、〇〇一
同六年	八四〇	一	一	二〇〇	一、七四〇	一	一一、一〇五	六四、六七八	七八、六三三
同七年	一、一六〇	一	二四〇	三五	一、六八〇	一	八、八九四	七六、二四一	八八、二五〇
同八年	七一〇	一	八四	二五	一、四四〇	一	一一、五〇三	七九、二九一	九四、一六三
同九年	二、三〇〇	一	一八〇	七四	二、五二〇	一	一二、八三〇	六四、〇〇八	八二、五五二
同十年	六、五〇〇	一六〇	一〇五	五三	三、三六〇	一、〇五〇 <sub>圓</sub>	一三、三三七	七四、四三三	九九、三八
同十一年	一〇、八九〇	九五	一三五	五四〇	三、六〇〇	一、五四〇	一三、二五〇	七九、一一三	一〇九、一六一

第七節 商業

中村伯耆守に依つて開府せられた我が米子は其の施政方針を先づ第一に城下町の繁榮に置き海運政策



を奨励した爲め、元和年間池田光政公時代早くも村川、大谷兩名が幕府の免許を得て竹島渡海（鬱陵島）のトツプを切り海外貿易をはじめ、此の進取的な傳統精神と一面又天賦の商業地として恵まれた利便の地勢にあることゝが因をなし古くから西伯耆及出雲東部一帯に互る物貨集散の要衝として發達し、藩政時代既に魚座、木綿座、藍座等があつて地方物産の統一を圖り魚座の跡は現に山陰水産株式會社として存し、商店街の盛衰を見ると昔は東倉吉町が銀座街で之れに續く西倉吉町、尾高町等が繁昌した。

殊に尾高町には恵比須様があつて大きな呉服屋迄が競争で客の呼込につとめ旺んに安賣が行はれて繁昌したが、其の後汽船の發達に伴ふて松江方面との往復頻繁を加へると共に中心は漸次灘町から立町方面へ移動し、山陰線の開通に依つて現在の法勝寺町方面が殷賑となり此處に遷り變つたもので商取引は非常に進歩し明治二十六年には灘町に資本金三萬圓の米綿取引所が設置されて居た程で、爾來時世の進運と共に諸制度の整理改廢が行はれ各種同業組合、商工會議所等の勸商機關の設置、銀行及手形交換所等金融機關の發達、通信、交通機關の整備に伴ひ益々其の發展を助長され遂ひに今日の隆盛を招來するに至つたものである。

尙勸商機關たる商工會議所に對しては年々繼續して補助金を交付する外市廳舎敷地擴張の爲め他に移轉新築することゝなつたので、之れが建築費五千圓を最初に補助すべく市會の決議を經四、五兩年度に各五百圓宛を又六年度に於いて一千圓を交付したが其の後建築設計の變更に伴ひ増額の必要を認め七年度に於いて既定五千圓の補助金は交付済みのもの二千圓を除き六年度限りを以つて打切りとし、更めて七年度から十六年度迄十箇年に亙り毎年一千圓宛一萬圓を繼續補助し總計一萬二千圓に達して居る、又裏日本大連小樽線並に敦賀北鮮間の兩航路には本市商工業者との取引關係淺からぬものがあり之れが境寄港の爲めの縣費補助に對し本市よりも年々寄附金を以つて助成に努め、最近の移出入總額は二千萬圓を突破するに至つた。

移出入累年比較表

年次	鐵道	港	海	合計
昭和二年	一六、六八二、六一二	三六、一三六	一、六三三、三三一	三三、〇〇九、二九三
同三年	一一、五七七、八九八	五〇、四〇六	一、六九三、三三六	二六、八八四、七七八
同四年	七、三九一、三三四	三三、四六七	一、四二四、二六六	一八、八〇五、五〇〇
同五年	一一、一九九、九九五	三二、六九七	一、三七〇、五〇三	二五、六六七、八九五
同六年	九、二二三、七三〇	二九、八四七	一、一九七、六二二	一九、〇三三、五六一



年次	鐵道		港灣		合計
	移出	移入	移出	移入	
昭和七年	八、五三四、二八七	八、四六七、九〇六	三、四二一、六三五	一、一七三、〇八三	一八、五〇七、九二一
同八年	七、五三二、九二二	七、一八一、四一八	三、一〇〇、四六四	一、四五一、二五三	一六、四七六、〇四七
同九年	九、四九九、一八六	八、八〇九、四二一	三、五二一、五九二	一、五三八、六八三	二〇、一九九、八八二
同十年	九、五八八、二二七	八、九五九、三六五	四、四三三、六五一	一、七六五、六四〇	二〇、七五六、八八四
同十一年	一〇、七五八、五五二	九、六五五、〇二七	四、四八二、七三三	一、九〇〇、五九六	二二、七六二、四四八

貨物

年次	鐵道		電車		船舶		合計
	移出	移入	移出	移入	移出	移入	
昭和二年	四七、一一三	一一六、〇七三	一、三二〇	三二一	四、九八〇	二九、八七三	五三、四一五
同三年	五二、四八一	一一〇、三三七	一、八四四	一、八四四	五、四二九	二九、一一一	五九、七五四
同四年	六四、二三四	一二三、七八五	二、七三六	二、七三六	五、〇六二	二四、五八七	七二、〇三三
同五年	四七、四八二	一〇二、五八一	一、四三三	四〇八	五、五〇〇	二六、〇三三	五四、四一五
同六年	四八、一四八	一〇七、〇三九	一、七四六	一、七〇五	五、七三八	二五、一九八	五五、六三三

年次	鐵道		電車		船舶		合計
	移出	移入	移出	移入	移出	移入	
同七年	五四、七二〇	九四、〇九三	一、一七九	六九三	六、〇三六	二五、八六五	六一、九七五
同八年	六一、三〇四	九八、一五三	二、五〇三	二、二八四	五、八一	五八、五九九	一五九、〇三六
同九年	七四、五五四	一〇一、七〇一	二、二三八	一、八三七	六、〇一〇	五八、六八八	一六二、二四五
同十年	六六、九四一	一〇五、七九六	二、一三三	七三二	七、三八五	五八、四九六	一六三、〇五四
同十一年	七二、三七八	一〇七、二八二	二、一四五	二、三七一	七、〇一七	五七、一九三	一六六、八四七

金融

金融機關は幕政時代各藩の所在地に大小の兩替店があり租金又は租米を預り爲替を以つて之れを官庫に納め、或は各藩の爲め金融を調達し銀行類似の業務を営み又至る處に質店があつて一般社會の爲め對物金融の便宜を圖り、或は頼母子講をつくつて講員相互に融通の便を與へ明治に入つて國立銀行の設立と共に各私立銀行が創設され、爰に完全なる金融機關を具備するに至つたもので米子には町制實施當時第八十二銀行（後に第三銀行と改稱した今日の安田銀行）の支店が一つあつただけで、明治二十七年一月始めて資本金二十萬圓の米子銀行が誕生し次いで三十四年中國貯蓄銀行（資本金七千五百圓）が興り、大正元年十月山陰實業銀行（資本金五十萬圓）同十一年九月山陰銀行（資本金七百五十萬圓）並に中國興業銀行（資本金五十萬圓）の創立を見るに至り、以上五本店銀行が有する支店と共に外部銀行の安田、山本（後



に和栗銀行)、安來、獎惠、雲陽、松江、日本産業貯蓄、山陰貯蓄の各支店分立し預金の吸収に鎬を削つたが、其の後大藏省の方針に基き漸次合併促進せられ米子銀行は獎惠、中國興業兩銀行を傘下にあつめ現在資本金三百七十二萬圓地方唯一の本店銀行として行運隆盛に赴き、山陰實業は大正十五年六月松江の雲陽銀行と合併し雲陽實業と改稱、後に和栗銀行(山本銀行合併後のもの)を收めて昭和六年松江銀行と合同し、松江銀行は之れに先立ち昭和三年四月安來銀行を併呑した、又中國貯蓄は松江の山陰貯蓄に合併整理せられて現在市内の銀行は米子銀行本店の外安田、松江、同西、山陰貯蓄、米銀東西の六支銀で大正十三年三月から銀行集會所に於いて手形交換を行ひ金融の圓滑を圖り、尙大正十二年創立された米子信用組合も庶民金融機關として預入、貸付共に逐年増大し郵便貯金又激増最近の取扱高を見れば左表の如くで銀行で破綻を見せたものは明治三十八、九年頃成申銀行があつたが幸にして地方財界にとつての被害は僅少に止つた、然るに昭和八年七月十四日の山陰銀行及び之れと姉妹關係にある日本産業貯蓄銀行の破綻は本市民の損害のみにて二百萬圓に上り、目下破産管財人に於いて整理進行中であるが放漫なる經營に委せて顧みなかつた重役に對しては非難轟々たるものがある。

預入貸出累年比較表

年次	銀行		郵便貯金		信用組合		質屋		合計	
	預金	貸付	受入	拂戻	預入	貸付	貸出	受戻	預入	貸出
昭和二年	七五、一三〇、二二三〇 <sup>圓</sup>	六七〇、七三〇 <sup>圓</sup>	三六三、一四八 <sup>圓</sup>	三〇九、八四八 <sup>圓</sup>	八八六、三八一	五三六、四八九	一五六、三八六	一二八、六五六	七六、四三六、一四七 <sup>圓</sup>	三、六四五、七三三 <sup>圓</sup>
同三年	七三、〇三八、五〇二八、九八九、八五二	四〇三、三七四	三三二、三三五	二九八、四五六	五〇三、五三二	一四六、二二四	一二五、五五七	七三、八八六、五四二、八九一、二五五		
同四年	一〇九、五九九、〇三三五、三四七、九九九	六二七、四三三	四〇九、四四九	二九八、五三三	四六七、三四三	一三七、四〇七	一一二、六五四	一一〇、五八二、三九五、三三六、三三七、四三三		
同五年	六七、二二三、七五二八、二九一、〇九四	七〇八、一三九	五六四、九八八	二五〇、八四八	四三八、五五五	一一九、二二〇	九〇、四七〇	六八、二〇一、九二二、一九、四三二、一〇七		
同六年	六四、〇四六、四八三、一四、七七四、八七一	六九二、八九二	六三三、三三六	二五五、一三六	四三八、五五七	九八、六九五	八七、九七八	六五、〇三〇、二〇六、一五、九四、七四二		
同七年	七四、二六六、三九九一、六、九五、五九八	七〇九、七五九	八一九、七八九	六八九、五三四	四八一、一九七	八二、二〇二	六四、六三三	七五、七四七、八九四、一八、三二、二二六		
同八年	一二四、一六五、六二二〇、九六六、二六二	九七八、四〇五	七二〇、九九〇	七六三、一七〇	五八〇、五一八	七九、九七五	六四、四二七	二五、九八七、一七二、三三、二九二、一九七		
同九年	一一〇、二七三、六六九二、七、三〇五、二五二	九九八、三六〇	七三一、八七〇	八八八、一九九	六四一、四二七	九六、九九〇	七一、九四九	一一三、一七八、二〇八、三八、七五〇、四九七		
同十年	一一〇、四七一、〇六七三、七、三三、一三八	一、〇一三、五六二	九四六、二〇六	七八七、一〇八	五三八、一一三	九七、二八二	七八、三四九	一一三、三六九、〇一九、三九、三三、一、八〇六		
同十一年			九八三、五八四	九三三、三三四	九五四、五七〇	五五七、三五四	一一八、二二七	一〇二、八四一		

備考 表中銀行關係ハ組合銀行ノ申合ニ依リ正確ナル數字ヲ發表セズ仍テ縣統計ヲ掲ゲタル爲メ昭和十一年ハ調査中ニテ表中ニ除キタリ。



手形交換

年次	枚数	交換高	年次	枚数	交換高
昭和二年	一九、二〇六	六、五二九、四一五 <small>圓</small>	昭和七年	一一、四〇〇	三、一一六、五一二 <small>圓</small>
同 三 年	一六、六九九	五、六〇九、八六五	同 八 年	一一、九八四	三、五四六、九九二
同 四 年	一五、五一一	四、五九三、六八三	同 九 年	一一、〇四三	四、〇九二、一二八
同 五 年	一五、七二四	四、〇五二、二〇七	同 十 年	一六、八〇一	三、四八四、七七七
同 六 年	一一、八六七	二、九七八、六七四	同 十一年	一一、五六三	三、九六三、一三八

中小商工業者運轉資金融通

大正九年の經濟混亂、昭和二年に於ける金融恐慌等打つゞく財界の打撃に中小商工業者の金融は梗塞し、營業益々不振に陥る現狀に鑑み本市は之れが救済を圖るの緊急事たるを認め昭和七年縣の設定せる中小商工業者等産業資金融通損失補償要綱に基き、十一月八日本市に於いて取扱ふべき貸付總額八萬九千圓及び之れに伴ふ本市の負擔に屬する損失補償限度額を八千九百圓以内と定め市會の決議を經、同年十二月二十一日取扱金融機關を米子信用組合並に米子銀行とし縣の指定をうけ資金の融通を圖つたが、

損失補償に依る中小商工業者等産業資金は知事の指定する金融機關が大藏省預金部から資金を借入れ原料、商品の買入其の他の運轉資金又は機械、器具の購入及店舗の改善資金として中小商工業者へ貸付し其の爲め蒙つた損失に對して一定の金額を限度として補償し融資の途を講じたもので、本市の資金借入希望者は百九十名に達し金額八萬八千七百圓に上り殆んど限度に近く依つて米子信用組合取扱額を四萬五千五百圓、米子銀行取扱額を四萬三千二百圓とし昭和八年一月から貸付を開始し米子信用組合の現在貸付金額は一萬四千八百八十圓貸付人員四十名、米子銀行は貸付三千三百圓人員七名である。

商工會議所

米子商工會議所は其の前身を米子商工會として明治四十三年十一月に生まれたもので、明治三十年四月鳥取縣令第三十五號實業會規則に依り四十三年五月十一日其の組織を米子町役場に諮問せられ最初名稱を米子實業協會として創立に着手したが、規則上商工會の名稱を必要とする處から既設米子商工會の名稱を譲り受け委員二十一名を擧げ會員募集に努め、四百餘名の入會者を得て十一月十三日公會堂に於いて創立總會及發會式を舉行し爾來商工業の改善發展に意を注ぎ年中行事として生産品展覽會、誓文拂並に季節的大賣出しの主催をなし又勤続店員、徒弟の表彰、店頭裝飾講習會及同競技會、其の他商工業に關係ある各種講習、講話會の開催、當業者に對する事業獎勵金の交付等斯業の助長發展に努め就中明



治四十五年五月の山陰鐵道開通記念全國特産品博覽會、大正十四年十月の鳥取縣工藝品共進會等は特筆大書に値すべきものであつて昭和二年市制實施と共に商工會亦時代の要求に副ふべく商工會議所の設立を進め、昭和三年十二月二十二日創立總會を開き二十七日附を以つて商工大臣の認可を得事務所は初め中町舊商工會の建物を利用し、昭和四年七月西町元山陰民報社跡に移り七年三月現地に新館落成移轉したもので商業、工業の二部を置き商工業に關する通報、仲介斡旋、調停仲裁、證明鑑定、統計の調査及編纂、營造物の設置及管理、其他斯業の改善發達を圖るに必要な事業を行ひ市は年々多額の補助金を交付して居る。

商品陳列所

明治四十四年十一月西伯郡立物産陳列場として起工大正元年十一月竣工し十二月一日から開場、爾來郡制廢止に至る迄十箇年と四箇月を郡に於いて經營せられ大正十二年三月縣に移管、縣から無償貸與をうけ五月一日から町の經營に移し昭和二年市制實施と共に名稱を米子市商品陳列場と改め各方面に刷新を加へ、新聞其の他各種印刷物の縦覽設備を施し六年發明協會の事務所を同所内に置き實用新案、特許公報等の閱覽に便した爲め利用者の數は急激に増加した。

陳列場利用成績

年次	開館日數	出品點數	縦覽人員及賣上高			印刷物閱覽人員
			入場人員	一日平均	一箇年賣上高	
昭和二年	三四一	八、六四二	八一、六六六	二三八	二、六三四 <sub>四</sub>	1人
同三年	三三三	五、六八五	八五、九六五	二五八	三、一七五	六二七
同四年	三三四	七、〇一一	八〇、一四九	二四〇	三、四三一	五四七
同五年	三三四	一一、七七四	一三三、六八八	四〇〇	二、九五九	一、一九四
同六年	三三二	四、一八八	六三、〇六五	一八九	一、七一九	二、四三一
同七年	三三四	九、三〇七	七五、三三〇	二二五	一、八三〇	二、六二七
同八年	三三二	九、七六四	七九、一一〇	二三八	二、四二二	三、六六八
同九年	三一	八、〇〇一	九四、九三三	三〇五	二、三九〇	五、三七三
同十年	三三二	七、〇二一	一〇四、四三〇	三一五	三、二一二	六、一三九
同十一年	三三三	五、四六九	一二五、七六五	三七七	三、四六四	五、八五五



年次	株式		合資		合名		合計	
	會社數	資本總額	會社數	出資額	會社數	出資額	會社數	資本出資額
昭和二年	二元	二五、五〇、〇〇〇	四二	三七、一八、四〇	一一	三、九三、〇〇〇	八一	一四、六四、五二四
同三年	二元	二六、四五、〇〇〇	五〇	三六八、二六九	一六	三、九八三、五〇〇	九五	一四、八三五、八二七
同四年	三二	二七、一〇五、〇〇〇	四五	四〇五、八二八	一十	四、〇〇八、五〇〇	九三	一四、六二二、二三五
同五年	三五	二八、〇五〇、〇〇〇	六三	五一四、九一九	一七	四、〇三三、〇〇〇	一一五	一五、四四四、二六
同六年	三七	二八、四七〇、〇〇〇	七七	五六五、三六〇	一九	四、〇〇八、〇〇〇	一三三	一五、七二五、七九二
同七年	四二	二二、九一、二〇〇	九一	七三三、五二〇	二二	四、〇三九、八〇〇	一五四	二、六六九、五〇二
同八年	四二	二〇、九六、二〇〇	一〇一	八二〇、〇五四	二二	四、〇五二、八〇〇	一六五	一四、二二二、七〇三
同九年	四三	二〇、三〇一、〇〇〇	一〇二	一八二九、五三四	二六	四、一三五、〇〇〇	一七〇	一三、七六八、六三五
同十年	四五	二〇、一一、二〇〇	一〇三	一八六三、八二二	二八	四、二三六、二二〇	一七六	一四、六二七、八六二
同十一年	四五	一九、五九、七〇〇	九三	八九三、八六八	二七	四、一四三、二二〇	一六五	一三、二九三、五〇〇

第八節 市場

日用必需品價格の暴騰が社會に及ぼす影響は極めて甚大なものがあり市價の牽制統一は社會政策上の重大問題であつて、本市に於いては大正八年歐洲戰亂終熄後に於けるインフレ景氣に備へ市民生活の安定を期するため政府より低利資金二萬圓を借入れ、同年十二月天神町に公設市場を開設し次いで十一年一月又糶町二丁目地内に一箇所を増設、其の後之れに倣つて大正十三年一月朝日町に中央市場、十二月萬能町に米子市場が新設され相當の成績を收めたが私設の爲めか維持困難に陥つて兩市場共二、三年にして廢絶し再び公設市場のみとなつたが斯うした市場擡頭の機運に制せられて市價は概ね平準を保ち、一般小賣商人又サービス第一主義とする家庭訪問の註文外交に鎬を削る情勢となり天神市場は昭和十年糶町市場は同十一年を以つて一先づ之れを閉鎖したが市農會及西伯郡農會共同施設にかゝる昭和六年七月から市廳前中央線通りに開設の農會夜市のみは消費大衆と生産者の相互利益を増進するために年々市から補助金を交付し之れが助成をはかり其の成績は左の如くである。



農會夜市累年比較表

年次	開市日數	總賣高	出荷延人員	日		
				賣上高	出荷人員平均	
昭和六年	一六〇	一一、九一七 <sup>四</sup>	六、一八四 <sup>八</sup>	七四、四八 <sup>錢</sup>	三九	一、九三
同七年	第一 二五四	一九、九〇三	八、七〇〇	五三、六四	二三	二、二八
	第二 一七七					
同八年	第一 二一七	二三、四〇三	七、五二〇	八四、七九	二七	三、一一
	第二 五九					
同九年	二一二	二〇、四二二	八、二三五	九六、三二	三八	二、四八
	二二〇					
同十年	二二〇	二四、八六五	八、三九八	一一三、〇三	三八	二、七九
	二〇二					
同十一年	二〇二	二二、五七四	七、六二五	一一一、七五	三八	二、九四

備考 Ⅱ 夜市ハ昭和六年七月十四日ヨリ開設、七、八兩年ハ場所狹隘ノ爲メ新小路ニ第二夜市ヲ開設シタ。  
尙其の他私設市場についての興廢を辿つて見ると左の如くである。

**魚市場** 灘町二丁目に在つて元祿元年からの古い歴史を有つ米子魚商株式會社と明治三十三年設立の米子水産株式會社の經營する兩市場が併立し大正十年前者は後者に依つて買收され、市場を合併同時に山陰水産株式會社と改稱して今日に至り毎日開市し專屬の魚荷宿(問屋)並に買親(仲買)制度を設け賣買の殷盛は山陰地方に多く其の比を見ぬものがある。

**家畜市場** 勝田町に在り明治四十四年以來米子家畜市場株式會社に依つて經營せられて來たが、牛馬商との葛藤絶えず維持困難の状態に陥り大正五年西伯畜産組合に於いて之れを買收繼承したもので、大正十一年頃には毎月六日間の定期市が開かれたが最近では年三回位に止め現在米子市西伯郡畜産組合で經營せられて居る。

**繭市場** 繭は本市を中心とする伯西部の重要物産で其の年産額は八十萬貫に達し之れが消長は地方經濟界に至大の影響を及し大正十三年五月有限責任西伯蠶業購買販賣組合に依つて東町に開設され、春蠶出廻りは毎年五月下旬より六月上旬十日間位に又夏秋蠶は八月下旬より十月上旬迄とし一箇年の取引高十萬貫に及ぶ有様であつたが昭和八年三月伯西社に合併せられ同社の經營に移つた。

**果菜市場** 大正十三年有限責任西伯園藝購買販賣組合の經營で灘町二丁目新地入口に設置され、生産農家と果菜商人の取引市場として當初の程は繁榮を見せたが損失相つき政府から低利資金を借入れ更生策を講じたるも延取引多く、爲めに精算は意の如く行はれず漸次衰微して近時廢滅の外なきものやうである。



**農産市場** 明治四十年七月立町二丁目に開設され野菜、果物、桑市を立て四十一年四月米子農産株式會社に譲渡したが四十三年に至つて休業した。

**海藻市場** 中海に於ける採藻業者が海藻買賣取引の圓滑を圖るため明治四十年以來灘町海岸で毎年三月から十一月迄開市したが大正三年七月限り廢止した。

#### 度量衡取締

本市に於いては昭和四年度量衡取締規程を設け専任取締員を置き違背の未然防止と正量の普及に努め又メートル法實施促進の目的で同年市内の度量衡營業者及び主なる使用者を以つて米子計量普及會を設立せしめ、爾來講演會の開催、ポスター、パンフレット、メートルカード、其他印刷物の配布等諸種の方法を講じ常時使用の促進と計量思想の向上發達を圖り、菓子商組合は昭和五年からメートル取引に改め鹽小賣業者も六年から之れを實行して居る。

#### 第九節 交通及交通機關

交通の利便が都市の發達に重大な關係をもつて居ることは改めて云ふ迄もないことであるが我が米子市は此の點で最も多く恵まれて居る、仍ち陸上運輸の大動脈たる

一鐵道 一 は明治三十三年五月鐵道省作業局出張所が置かれ三十五年十一月境、御來屋間二十二哩六八が始めて開通し山陰鐵道の濫觴をなし、其の後鐵路は東西に伸びて東は四十五年三月を以つて京阪に西は大正十二年小郡を経て山陽線に連絡陰陽循環線を完成し更らに石見益田と萩線の握手するに及んで京都、下關間の山陰本線には大阪行急行列車も増設せられんとし、山陽道中部地方の物資を吸收する伯備線は昭和三年十一月全通、中國山脈を貫き岡山、倉敷を経て四國に呼かけ太平洋と日本海を一線に結び又備中神代から藝備鐵道に連絡する三神線の開通、新見から分岐する作備線と之れに接續する姫津線の全通は其の利用範圍を益々擴大し

二電車 一 又山陰に於ける嚆矢として大正十三年米子、法勝寺間の伯陽電鐵、十四年米子電車軌道の角盤町、皆生間が開通し十五年一月から市街電車も運轉され、伯陽電鐵は其の後昭和三年に阿賀、母里間の支線を延長し市内道笑町二丁目を起點とし營業線十七軒八六、西伯郡南部及島根縣能義郡東部の交通に便利し米子電車軌道は伯陽電鐵と米子驛構内一つを隔て、起り、加茂町に至り中央線と灘町線經由の二線に分岐し一は中央線市廳前を經、一は公園前、米子港、立町、角盤町中央線を經由孰れも角盤町一丁目合して郊外皆生溫泉に到る總延長七軒七、省線及電車一箇年の乗客數は左表の如く二百六十萬人に達し、道路は國縣道十一線を放射し之れに日ノ丸、雲伯、伯陽電鐵、米子電軌の四社で經營する定



期乗合自動車が本市を描圓起點として八方に運轉せられて居るが、バスは明治四十五年吉成藤太郎の個人經營で米子、根雨間、同法勝寺間に營業開始を見たのが創りで斯うした陸上交通機關の外

—海運— に於いても米子、深浦二港を有し就中米子港は陸路不便の時代に於いて最も重要な役割を演じ其の興廢を擔つて立つたもので、移輸出統計を調べると明治三十年に六十八萬九千圓それが三十五年には二百九十三萬二千圓と四倍に達し、更らに四十年には七百六十五萬六千圓に激増、四十四年は九百二十九萬九千圓に上つたが鐵道開通のため大正三年には九十七萬六千圓と殆んど十分の一近くに激減し、翌年から又百四、五十萬圓臺に漸増し八年には三百萬圓を突破爾來大正の末年迄二百萬圓臺を維持したが、港内土砂の堆積で昭和の初めから又百萬圓臺に落ち最近同港の改修工事に伴ひ出入船舶、移輸出入貨物共漸増歩調を辿り出し滿洲國の建設に依り黎明期に立つ日本海時代の出現で境港を利用する北鮮重要諸港との通商に港勢の進展を期し、多年の懸案たる國鐵境線後藤驛から分岐する臨港線の布設も近き將來に於いて實現すべく水陸交通の利便を兼備ふると共に、立體的にも伸びて内鮮連絡の國際中繼飛行場として

—米子飛行場— も昭和十一年度末を以つて完成し六月十四日引渡を終つたが同地は大正八年頃から兩三柳飛行場と稱し、陸軍飛行隊の野外演習を實施せられ一時は民間有志に依つて飛行學校の創設さへ企

てられたこともあり飛行場設置は多年の懸案となつて居たが、昭和九年偶々政府に於いて裏日本に國際航空路開設計畫を樹立せられ本市は地元加茂村と協力し遞信當局並に軍部當局に陳情、他面期成同盟會を組織して目的の貫徹に邁進し縣當局又本事業の極めて重要なるを認め官民協力一致して其の實現を圖り松江、新潟兩市からも猛烈な運動が惹起されたが最後の軍配は本市に揚り昭和十一年六月第六十九議會は總工費二十二萬圓、内半額國庫補助を確定し又縣費三萬圓を補助せられ市は八萬圓を負擔（内灘町一丁目後藤彦三郎氏の市費寄附三萬圓、加茂村兩三柳高水鐵三氏の同一萬五千圓十五錢、加茂村の同二千九百五十圓六十四錢を含む）することゝし六月十九日飛行場設置許可申請を遞信大臣に進達、同月三十日附を以つて許可をうけ工事施行は縣へ委託し七月一日現地にて起工式を擧げた。飛行場は總面積七十二萬八千二百七十平方メートル（二十二萬坪）、北方海岸に沿ひ防風林を残置し、有効面積四十一萬七千五百三十三平方メートル（十二萬六千三百三坪）を整地するため市内陽田町迄七籽の輕便軌條を敷設し、瓦斯倫機關車四輛土運搬車二百十輛を運轉しトラクターを使用して覆土に轉壓を加へ、海岸に向ひ五百分の一下り勾配に仕上げ之れに大山山麓の芝を植付し今秋十月十二日を卜し開設の豫定で廣袤は東西九百十米、南北七百米にして日本空輸會社ではダグラス十四人乗最新鋭の旅客機を就航せしめ、東京、新京間六時間スピード連絡を計畫中で内地滿鮮最捷經路のエア、ポートして活動を期待され、尙第二次計畫としては四十五



萬坪に之れを擴張し將來百萬坪以上に擴大の餘地を存し、内國第一の飛行場となるべき資格を有し前途益々囑望せられて居る。

乗降客

年次	鐵道		電車		船		合計	
	乗車	降車	乗車	降車	乗船	降船	乗車	降車
昭和二年	九七一、三四〇人	七五三、六六八人	五二一、六三八人	五〇七、八三八人	一三、二五五人	一四、二二一人	一、四九六、二二三人	一、二七五、七二四
同三年	九一三、〇二二	一、〇一六、三四七	六八七、七九七	六六七、七九七	一三、二七九	一四、四三六	一、六一四、〇八八	一、七七八、五八〇
同四年	一、〇一五、九九四	九八五、四三五	七九四、六八九	七九四、六八九	一三、一五七	一四、三五四	一、八三三、八四〇	一、七九二、四七八
同五年	八六〇、〇八五	九四八、六九六	六〇〇、四九〇	六〇〇、四九〇	一三、〇二〇	一四、〇五二	一、四七六、九二二	一、五六三、二三八
同六年	五八三、八五三	五四八、三〇二	六五〇、一五〇	六五〇、一五〇	一二、九六五	一三、八七七	一、二四八、〇三〇	一、二二二、三三九
同七年	五四三、〇二五	五三一、〇九七	四五八、三〇九	四五八、三〇九	一二、九五九	一三、八五〇	一、〇一八、一五八	一、〇〇三、二五六
同八年	五九五、五二二	五六九、四四八	四〇一、六二〇	四〇一、六二〇	一二、九六〇	一三、八八五	一、〇一四、七八九	九八四、九五三
同九年	六二〇、四二八	六〇〇、八五五	三二一、九五〇	三二一、九五〇	一二、九六五	一三、八五八	九六二、九七八	九三六、六六三
同十年	九二六、四二五	一、〇七七、四二五	二八八、七七三	二八八、七七三	一二、九四三	一三、七九七	一、二四〇、六一九	一、三七九、九九五
同十一年	九三一、八三五	九〇二、〇〇八	三四四、五九四	三五七、八三九	一二、九四五	一三、七九九	一、二八九、二六八	一、二七三、六四六

備考 電車ノ乗客逐年減少セルハ乗合自動車ノ進出下運轉回數ヲ減シタルニ因ル。

諸車

年次	馬車	荷車	自動車		自動轉通車	人力	總計
			乗用	貨物			
昭和二年	四一	一、二九一	一三	二	二、五〇一	九七	三、九五二
同三年	四〇	一、二四九	二五	六	二、六七七	八八	四、〇九九
同四年	四三	一、一七〇	三六	一〇	二、八三五	七五	四、一八七
同五年	五〇	一、〇五〇	四〇	一〇	二、七七四	六九	四、〇〇七
同六年	六〇	九八三	三八	一八	二、九一六	六四	四、〇九七
同七年	六一	九〇二	三三	一七	三、〇九二	六二	四、一八六
同八年	六六	八八〇	二二	一八	三、一一七	六四	四、一八六
同九年	六〇	七七六	三七	一九	二、九〇二	六五	三、八七八
同十年	五七	一、〇九九	四五	一七	三、〇〇三	六一	四、三〇二
同十一年	六七	一、一九一	四三	三八	三、三八〇	四四	四、七八一



第十節 通信

最近通信機關の發達は著しく高度なものとなり電信、電話は有線から無線時代に進んで、瞬時にして世界の涯と交信され本市郊外にも昭和十一年から國際無電局が設置され十二年度を以つて完成の豫定で電信、電話の利用はスピード時代に於ける其の地方文化を如實に物語る。パロメーターで本市には明治十三年六月始めて米子電信局が開設され、電話は四十年五月から事務開始し最近の利用状況は左の如くである。

電信、電話累年比較表

年次	電信		電話		話		
	發信	着信	加入者	市内通話	市外發	市外着	中繼
昭和二年	六五、一六五	七一、九〇一	七〇六	三、四九五、二二五	二六、九一三	—	—
同三年	六八、二〇二	七六、六五九	七四六	三、三四三、五九五	二四、九九六	—	—
同四年	六四、五八九	七九、一五五	七六八	三、五九九、四一〇	一七九、二一〇	—	—
同五年	五六、四四四	六七、八七〇	七九三	三、八〇〇、一九七	一六一、〇一〇	—	—
同六年	五〇、六二九	六三、一五二	七八九	四、〇〇七、五二〇	一五二、五一八	一三九、六六五	四三、七五〇

同七年	四八、一七六	五八、五七〇	八一七	三、四五三、二六五	一五九、〇五二	一七九、九〇四	四一、〇〇三
同八年	四九、五六六	六〇、七六四	八三一	三、七四五、五三九	一六四、〇八一	一四三、四三三	四五、六一一
同九年	四五、九五〇	六二、六四二	八四二	四、一五四、〇七五	一七一、九八四	一五八、三〇三	五、一一三
同十年	五四、二四〇	六一、六四一	八五八	四、五〇二、八九八	一六七、一七一	一五一、四二八	七五、八五五
同十一年	五二、〇七六	六〇、九三三	八七五	四、六五三、〇二〇	一六六、七六四	一七三、五三六	一一、一九六

備考 昭和五年迄ハ市外通話ノ内譯不明

郵便

我國に郵便制度が確立されたのは明治三年で米子には五年七月一日尾高町に三等郵便局が設置され、二十三年米子電信局と合併し三十六年四月現在の米子郵便局と改められ二等局に昇格、其の後市内には四十一年二月道笑町、同年六月灘町(大正六年立町二丁目に移轉立町郵便局と改稱)、昭和四年九月博勞町、十一年四月角盤町に三等郵便局が開設され又十年住吉村合併で彦名郵便取扱所、十一年車尾村合併で車尾郵便局を加へ郵便物の取扱状況は次の如くである。

尙鐵道郵便については昭和十一年迄米子郵便局内に鐵道郵便物取扱係を置き、取扱つて居たが同年九月五日廣島鐵道郵便局米子派出所として獨立し、境へ對しては専用の郵便自動車を以つて連絡を密にし



郵便物

従來の一日三往復を四往復に増加して居る。

年次	通常郵便		小包郵便	
	引受	配達	引受	配達
昭和二年	七、四二二、七四七	五、一〇四、七〇九	四〇、七二六	五五、七五一
同三年	六、五四一、六一四	五、一三一、九三八	四一、七九四	六一、二六九
同四年	八、二〇五、六五二	五、四七二、六一六	四六、九一九	六一、八四五
同五年	六、二四六、六二三	三、六二一、一五五	三七、八五七	五八、六四四
同六年	五、九三五、七六一	四、一五一、一三二	四二、〇四二	六九、八八六
同七年	四、一六八、六六二	四、〇二九、五三一	三七、八八四	五八、二〇二
同八年	四、一〇七、六五三	三、九六〇、八五二	三八、四二五	六一、七二八
同九年	六、三九九、二六四	四、一四七、一八七	三〇、四五三	六〇、〇〇四
同十年	六、四一七、七二四	四、九六六、三八三	二九、三四八	六六、〇二二
同十一年	六、四三八、一九二	五、三六八、八五四	一三八、二二三	六三、四〇七

第十四章 土木

第一節 道路

都市が急激なる發展と、時勢の進運に順應して爲すところの緊切なる施設は範圍頗ぶる廣汎多岐に亘つて居るが、就中道路施設は其の根幹をなし現今の各都市計畫が殆んど之に關するものであり、又共同的に其の整備に全力を傾注して居る處である、と云ふのは道路が各種交通機關の基礎であり恰かも人體に於ける血管の如きもので、都市の發達と活動に將又市民日常生活上極めて密接重大な關係を有する施設であると共に、一面又都市の美觀からも市民の保安或は保健衛生上からも最重要な地位を占めるからである。

然るに本市の街路は封建時代のまゝのものが多く、幅員狹少で明治十八年時の縣令山田信道は全町に亘り突出せる軒檐の大整理を行ひ、幅員を擴張したが町政初期に於いては街路の新設改築について殆んど見るべきものがなく、三十四年に始めて街區設定規程が設けられ、現在の國道第十九號線の内道笑町一、二丁目地内、府縣道米子港線（記念道路）、同米子停車場線、同後藤停車場米子港線、同米子皆生線（角盤通）、市道中央線、同萬能町通線等は孰れも之に基き新設又は改修せられ、四十二年から土木技術



員を置き大正九年道路法の施行に依り、町村道に認定せられたものは六十七線、延長十八軒六四三、大正十一年十二月町是設定規定の制定で二期二期三期に分ち三十七路線の新設又は改修計畫が樹立され、更に昭和二年の市制實施で三年九月には都市計畫法の指定に次いで市街地建築物法の適用を受け、茲に百年の大計を定めて下水道等の衛生方面及公園施設、工場誘致に至る迄産業觀光兩方面に資する都市計畫街路網を決定し、大都市を目指す本格的な道路行政に向つて邁進をはじめた。

市制實施以後完成されたものは市道の開設五路線、之の延長二千六百八十一米八二、改築せられたもの十二路線延長三千四百八十四米二五に達し、其の内新小路及中央線は町政當時からの繼續事業で、就中新小路線は延長に比して巨額の工費を要し、天神橋の架設等を加へる時は將に町制實施以來の大工事で、最も長日月を要した中央線の改築は地上物件の移轉補償經費の關係等で、大正十五年三月用地買収及地上物件移轉の交渉を開始以來四年三箇月を費し昭和五年五月漸く竣工を告げたものである。

然して是等新設及改築せられたもの、内失業救済、時局匡救、農村應急土木、地方改善應急施設等に依つて縣費補助を得て施行したもの十一線あり、孰れも重要路線であるが特に勝田道笑町線の如き其の尤たるもので、延長七百八十六米三七、幅員八米一八を一萬四千餘圓の工費と二年四箇月の日時で完成し、接続する道笑町美吉線と相俟つて三國縣道を連絡する重要線で、新加茂川改良に伴ひ新設せる西大

谷第三號線は都市計畫街路網に則つたものである。

市道新築及改築

年次	路線名	種別	延長	實施工費	備考
自大正十五年 至昭和四年	新小路線	擴築	四一九、八二	四八、〇七一、五〇	
自大正十五年 至昭和五年	中央線	同	三二六、七〇	三六、一六〇、八四	
昭和三年	加茂中通線	同	三六、三四	四三二、五五	
同	商蠶學校線、同支線	新設	七一八、七三	三、七九五、一五	
昭和六年	口陰田線兩陰田連絡線	改築	五四一、六四	一、〇九八、三三	
同 七年	美吉西大谷與陰田線	擴築	七二、七三	一四五、〇〇	
自昭和七年 至同 九年	道笑町美吉線	新設	六一三、八一	三、三九〇、九九	時局匡救
自昭和七年 至同 十年	勝田道笑町線	同	七八六、三七	一四、四一五、五七	同
昭和八年	西大谷第三號線	同	四〇二、九一	三、一六〇、〇〇	同
同	榮町線	擴築	一七二、七二	一、四〇二、一一	地方改善



年次	路線名	種別	延長	實施工費	備考
昭和八年	幸町西線	改築	二九六、三六 <sup>*</sup>	一、〇二一、三九 <sup>四</sup>	地方改善
昭和九年	幸町南北線	擴築	四五、四五	三三一、四三	同
同	榮町線	同	四八、〇〇	九一三、一八	同
昭和十年	角盤通枝線	同	四四一、三〇	二、〇五二、〇〇	農村應急
同	川タゴ遊廓道路第四支線	改築	一一〇、四〇	一、四七八、七八	時局匡救
同	立町住吉線	新設	一六〇、〇〇	一、一九五、三〇	同
同	美吉西大谷奥陰田線	擴築	二四一、八〇	二五〇、〇〇	同
同	博勞町南裏第二號線	同	七九、〇九	三〇〇、〇〇	同
昭和十一年	旗ヶ崎上後藤線	改築	一一〇、四〇	六九一、〇六	農村應急
同	美吉西大谷奥陰田線	擴築	五二一、五〇	四三五、〇〇	同
計			六、一六六、〇七一	一一二〇、六九〇、一八	

現在市内道路は國道二線、縣道九線、市道三百五十八線で、國道は昭和十一年車尾村の合併により千六百八十米を増加し、延長七千三百六十三米二七となり、縣道は昭和十年住吉村合併で二千八百二十三

米〇四を、又車尾合併で二線を加へ延長三千八百六十三米六を増加し、總延長一萬五千四百五十一米に達し市道は市制實施當時に比し、二十八線を増加し總延長七萬五千三百二十九米四八である。

市内道路所管別調

年次	路線		延長	市道	市道
	國道	縣道			
昭和二年	二	七	五、六八三、二七 <sup>*</sup>	八、七六四、三六 <sup>*</sup>	六〇、八八三、六三 <sup>*</sup>
同三年	二	七	同	同	六一、五八四、〇〇
同四年	二	七	同	同	同
同五年	二	七	同	同	六一、二四〇、七二
同六年	二	七	同	同	六二、二四五、四三
同七年	二	七	同	同	六四、三五八、〇〇
同八年	二	七	同	同	六四、七二一、四五
同九年	二	七	同	同	六四、九五八、四五
同十年	二	七	同	同	七一、二五八、七七
同十一年	二	九	七、三六三、二七	一一、五八七、四〇	七五、三二九、四九



## 國道

第十八號線は車尾より勝田を経て陰田に至り島根縣に入る、市内を東西に貫く幹線で道笑町四ツ角から東を俗に米子街道、西を出雲街道と稱せられ、出雲街道は更らに上方往來の別名があり、昔は出雲から陰田に入り總泉寺前を通り勝田、車尾を経て日野川を渡り溝口に出て三部から間地峠を越え根雨町に至り四十曲を美作に通じたもので、米子街道は鳥取から米子への元官道と稱べれ東京から山口縣廳に到る道路で、現在の深浦を迂る海岸通りは明治三十六年縣事業として新設せられ以來舊街道の往來は寂れて仕舞つたが、陰田は鎌倉時代から大田と稱べれ國境警備の番所を設け、鳥取から山奉行を派して嚴重なあらためを行はせた處で、勝田町から大工町一丁目迄は明治十七年三尺乃至一間宛を兩側に取り擴げた記録がある舊幕時代石見、出雲、隱岐及西伯耆地方から京阪へ通ずる街道として松江藩の參觀交替には之れを通過し、道路修繕費の如き大半を同藩から支出せられ、慶長六年中村伯耆守が米子城を築き市街を開拓した當時には、此の大動脈に接続する脇往還、枝道を設けて交通の便を圖り、池田光仲公時代には城代家老荒尾内匠介に依つて武家法度二十箇條を制定し、道路、駄馬、舟梁等を取締り相當道路政策に重點を置かれたやうである。

又國道十九號線は成實村宗像から長田に入り、道笑町四辻で左折し第十八號線を重用し東京より島根縣廳に達するもので、矢張り出雲街道と稱べれ新上方往來とも謂はれ、明治十八年六月の改修が行はれる迄は日野町荒神小路から萬能町道路瓢箪小路を通過し、道笑町三丁目に入り美吉の足尾山下に出て石井、天萬を経て三部で上方往來に接続し

たもので、明治二十四年道笑町二丁目瓢箪小路入口から四丁目四角迄の改修が行はれ、支障家屋を取除き直線に施行されたが其の後山陰鐵道の布設に依つて道笑町二、三丁目の境界に踏切が設置され、同所が驛構内に屬する爲め列車の通過又は操車等の關係上交通量の多き路線を頻繁に遮斷し、時には數十分の長きに亙り不便尠からぬものあり大正十三年跨線橋の架設を鐵道大臣に請願し、昭和三年五月地下道を設置され歩行者の通行だけは緩和されるに至つた。

## 縣道

米子境港線—糺町二丁目國道第十八號線を起點とし境町に至る路線で立町四丁目糺山以北は俗に外濱街道と稱べれ大正九年道路法實施當時は法勝寺町が起點で、現在の渡米子線を米子境線と云つたが大正十二年郡制廢止と同時に起點變更、元の郡道米子福米線（國道十八號線より角盤校西角迄）及町村道角盤通線（角盤校西角より糺山迄）を縣道に編入し米子境線に接続せしめ、元の米子境線の一部（立町三丁目から糺山迄）は之を町村道に移管された。

縣道編入迄の改修を見るに國道十八號線の起點から角盤通りに連絡する二十八間は、明治三十七年に新設を計畫され乍ら用地買収や障礙家屋の問題で、三十九年に至り工費八百七圓六十七錢五厘で幅員一間の道路がつくられ、四十四年に同所四十四間を残して現在市道新小路線の入口迄、延長四百七間が用地寄附に依つて一間半を四間半に擴張され、翌四十五年には博覽會の開催で更らに其處から後藤停車場米子港線迄百七十二間九分（角盤町四丁目北側五十四間を除く）が知事の認可も受けず、又具體的な設計にも依らずして雑踏防止の必要から取り擴げられ、大正三年三月事後承認にて認可され七百八十圓で耳石工事を完了し、明治四十四年に取残された糺町二丁目地内の四十四間も同年



度内に於て擴張され四間半となつたが縣道編入後縣は二期に分ち後藤停車場米子港線から立町四丁目に至る百二十八間三の擴張を昭和四年一月着手三月末完成せしめ、工費二千二百八十四圓六十八錢の内市より百九十九圓六十八錢負擔し、糺山下三十三間は九年二月上旬起工三月末成工せしめ工費一千八百十圓を要した。之によつて起點より糺山下迄は幅員四間半となり以北は三間で住吉地内を境に向つて連絡して居る。

**米子皆生線** 市道中央線に接続し東倉吉町縣道渡米子線を起點とし角盤町一、二丁目界を経て福生村皆生温泉に達する幅員六間半の新道路で、起點から角盤町啓成校脇迄は明治四十五年町事業として新設すべく工費六千八百八圓三錢を計上し、縣郡費の補助を申請したが不認可となつて中止し、大正十二年七月米子電車軌道株式會社が創立せられ米子皆生間の電車敷設を企劃した爲め縣道として計畫され十三年先づ角盤町皆生間の工事を起し、十四年四月から電車の運轉營業を開始し十五年十二月全線工事成工し、昭和三年一月から中央線に對して電車が運轉され、會社は縣道に對し工費八萬六千十三圓を負擔し市も一萬六千圓を寄附して之れを完成せしめたものである。

**米子港線** 明治四十年五月十五日、大正天皇未だ東宮に在しませし時山陰地方に行啓遊ばされ、縣郡費の補助を得て新設したもので記念道路と稱し、町村道であつたのを大正九年府縣道に編入せられ、茶町四ッ角國道第十八號線を起點とし米子港に至る延長十二町四十間一分、幅員六間五分で明治四十一年九月二十六日の町會で四十二年事業として二萬五千四十一圓四十三錢七厘の工費豫算を可決し、縣費補助を申請九千二百二十四圓九十錢七厘の補助指令があり、最初茶町から米子病院横迄三百六十八間八分を完成せしめることとし、四十二年九月着手し郡から六千六百三

十五圓四十五錢三厘の補助指令をうけ四十三年三月成工、米子病院横から米子港迄三百九十一間三分は、四十三年度事業に繰越し十一月全線を竣工したが、本路線の新設については思はずしき疑獄事件の發生を見工費は精算の結果總工費二萬五千四百五圓八十四錢三厘、内道路橋梁費一萬四千五百五十七圓五十二錢三厘、用地買収及支障家屋移轉補償費一萬八百四十八圓三十二錢で、縣費補助額は八千九百八十六圓六十五錢二厘に、郡費は六千五百九圓八十六錢八厘に減額せられ又工事施工についても一部町會議員から錦公園北端に於て右折し、現在縣道渡米子線中灘町一丁目屈曲箇所へ接続せしめるやう變更方を提議し紛糾を極め、遂に縣へ路線の變更申請を行はしむるに至つたが、結局不許可となつて海岸寄に設置を見た。

然るに加茂川河口の灘町橋は經費其の他の關係で、道路の有効幅員六間に對し四間の木橋を架したま、二十餘年間放置され腐朽して行人の危険を愾へ、昭和六年十一月漸く鐵筋混凝土に架替せられることとなつたが、之に對しては附近の住民から楫舟の航行を便にする爲め橋脚を三尺餘り高くせられ度いこの陳情が出て、折衷案により設計を八寸高め、從來より二尺高に變更、市費百圓關係區民の寄附二百圓を加へ七年四月竣工し、市内幼稚園兒によつて盛大な渡橋式を舉行した。

**米子停車場線** 明治三十五年境港線山陰鐵道敷設に依り、米子停車場を現地に設置せられ國道第十八號線への連絡を圖る爲め、舊米子部内は三十四年に作製された街區設定圖に依り、町事業として施行の計畫を樹たが三十五年縣でこれを新設したもので、延長百七十二間幅員八間五分を有して居る。



米子西城線 従前の法勝寺街道で道路法實施に依り起點を鹽町國道第十八號線に發し廣島縣西城町を終點とし名稱改正せられ、明治三十五年に西大谷地内に米子停車場設置の際、鐵道作業局が一部の付替を行つたもので現在の如き屈曲甚しきものとなつた。

後藤停車場米子港線 明治三十五年十一月鐵道境港線の開通により、後藤停車場を設置せらるゝに方り町事業として布設豫定中、三十八年十一月完成の耕地整理施行で組合事業として新設され、成工と同時に縣道に編入せられたもので、市内の延長十町四十三間八分灘町一丁目に於て渡米子線を重用すること八十間、幅員は後藤停車場から立町三丁目曲り角迄六間五分それより米子港迄は平均二間七分である。

渡米子線 旗ヶ崎から灘町に入り一丁目まで左折し、岩倉町を経て法勝寺町國道十八號線に至る道路で灘町一、二丁目以北を俗に内濱街道と稱ばれ、道路法施行により法勝寺町より灘町四ツ角迄を府縣道米子境線、灘町四ツ角から住吉方面は郡道米子外江線として認定せられ、大正十二年郡制廢止と同時に起點を西伯郡渡村に、終點を現在地に變更されたもので幅員は二間四分乃至二間七分、従前灘町一、二丁目地内は幅員一間未滿の屈曲甚しき箇所が多かつたが、内濱街道として重要性を帯びて居た爲め明治三十三年米子町外關係七ヶ村が組合を組織し共同施設として改修計畫を樹てた。

而して工費總額の八割を上級財團に補助を請ひ、残る二割の工費及事務會議費を組合町村で支出し障礙物件の取除其他は各地元負擔と定め、灘町二丁目から外江村字アツカ川迄の道路幅員を二間以上に、又屈曲箇所を直線に改める

こゝに明治三十五年十月着手し、大正元年十月完成を見同二年一月十日を以つて組合を解散した、之の改修延長三里二十五町五十九間總工費五万九千八百八十四圓を要し、町では組合費二千七百四十六圓八十五錢と旗ヶ崎神社境内の工事關係特別賠償金八百二十一圓十九錢を支出し、其の後昭和七年二月縣は市内花園町地内六十四米五を幅員七米二七に擴張三月三十一日竣工せしめた。

福成伯耆大山停車場線 西伯郡天津村福成から法勝寺川堤防を觀音寺に入り、日野川橋畔に到つて國道第十八號線及府縣道米子大山線を重用し、伯耆大山驛に達する路線で大正十二年四月一日村道から縣道に編入されたものである 皆生伯耆大山線 西伯郡福生村皆生を起點として車尾で國道第十八號線を重要、伯耆大山に至るもので元郡道を大正十二年四月編入したものである。

## 第二節 道路 鋪 裝

道路構造が交通量の増加と車輛の變化、殊に自動車の發達に依り我國古來固有の砂利道に甘んじて居ることが出来なくなつたことは、何人も之を否認し得ざるところで、鋪裝道路は市民が單に運搬費を輕減し得る許りでなく有形無形に享くる利益が尠少でない、本市内に於ては先づ國縣道を主とし、市道は單に加茂町二丁目地内の市道中央線の一部、就將校前が百二十三平方米九七を施行されたに過ぎないが國、縣道に就いては下表の通りで其の工費中二萬三千八百九十六圓を市費で負擔し、外に一萬四千百三



十圓を受益者負擔に依り寄附したものである。

舗装道路

路線名	舗装區域	延長	幅員	工費	竣工
縣道 米子線	自道笑町四辻 至立二灘町四辻	一、二一〇、〇〇 <sup>米</sup>	五、九八 <sup>米</sup>	一七、九九〇 <sup>圓</sup>	昭和六年十一月
同 米子停車場線	自米子驛前 至茶町四辻	三二七、二五	一二、二七	八、八二〇	同 六年十二月
國道 第十八號	自道笑町四辻 至茶町四辻	三〇〇、〇〇	五、四五	四、二三六	同
縣道 子港線	自茶町四辻 至加茂二、四辻	四〇九、〇〇	八、六四	七、六四八	同 七年一月
同 米子線	自灘町四辻 至灘町一角	一四一、〇〇	五、九八	二、〇〇八	同 八年三月
同 後藤停車場米子港線	自立三四辻 至米子港	三八八、一八	五、九八	五、五四八	同
同 米子境線	自梳町二丁目 至角二米子館前	七〇三、八二	七、二七	一二、四四四	同
國道 第十八號	自博一踏切 至道笑町四辻	六三二、五〇	五、四五	一一、九一八	同 八年八月
縣道 子境線	自角盤町二丁目 至角三新小路入口	三一五、二七	七、二七	九、三四〇	同

國道 第十八號線	自茶町四辻 至大工町新加茂川橋	三〇五、〇〇	五、四五	五、七四二	同 八年十月
同	自博二法城寺前 至同所踏切	一七〇、〇〇	五、四五	三、三〇〇	同 十年五月
同 第十九號線	自道二階切 至道四角	三四八、〇〇	五、九八	六、七〇〇	同
計		五、二五〇、〇二		八五、六九四	

第三節 道路 占用

本市に於ける占用規程は、大正十一年八月制定された町制當時のものを其の儘踏襲して居るが、電柱のみに限り占用料一本一箇年五十錢を昭和四年四月より一圓に改正し、市制實施以來の市道占用は下表の如くで昭和四年に許可件數の急増したのは、大正十四年來水道路整理調査の結果四年に出願せしめた關係で、占用區間延長の最大なものは昭和五年創業に係る米子瓦斯株式會社の瓦斯管埋設で、延長八軒一三三に及ぶも此の占用料は同社からの出願に依り、毎年市會の諮問を了して一箇年宛免除せられて居る。

又國縣道に於ては昭和四年三月三十一日附縣令を以つて、軒檐突出の爲め占用せるものを整理に着手



したが、已むを得ざる事由のあるものについては一坪一箇年四圓以内の占用料を徴收し依存を許して居る。

道路 占用

年次	毎年末現在 占用許可電柱	占用許可件数	届出 件数止	年次	毎年末現在 占用許可電柱	占用許可件数	届出 件数止
昭和二年	三〇六	二六	一	昭和七年	三六八	三四	五
同三年	三一九	三〇	一	同八年	同	二〇	一
同四年	三二九	二九一	三	同九年	同	一六	四
同五年	三五九	一六	一	同十年	三六九	二九	一〇
同六年	三六四	三五	五	同十一年	四〇八	一九	七

第四節 街路照明

現代都市では夜間も文化を表象すべき莊重なる美觀と殷賑を保持し、又保安上等から街路照明設備を完ふすることが必要事で、本市に於ては天神橋及京橋、灘町橋、中橋、道笑町鐵道踏切地下道等を市に

於て新加茂川橋、旭橋を縣に於て設備し、其の他は一部電燈會社より施工したものを除き市民直接設置したもので、目的が主として商業繁榮策から出たものであるから意匠を凝らしたものが多く、従つて其の種類が多きと優美な點に於て偉觀を呈して居る。

第五節 橋 梁

市内の橋梁は街路構造令に規程する處の構造を具備することを要し、主要橋梁は不燃質耐久性のものとするべきで、架替新設等には努めてこれを採用することにして居るが、今市内の橋梁を所管別に調べて見ると橋長五米以上のもの國道七橋、縣道五橋、市道三十二橋計四十四橋で其の構造別は左表の如く石橋二、鐵桁橋九、鐵筋混凝土橋八、構桁橋一、木橋二十四で、尙遺憾の點尠しとせないが市制實施以來市費支辨で架替したものは、陽田橋、土橋、福嚴院橋、中橋、覺證院橋、京橋、牧野橋の七橋に上り、市道新設又は改修により新設したものに新小路線の天神橋、商蠶學校線の新山谷川橋、勝田道笑町線の昭和橋の三橋があり更らに又新加茂川の開鑿に依り縣で架設し市費支辨したものは長田橋、南ヶ市橋、愛宕橋、中ノ町橋、西大谷小橋、西角橋、西ノ前橋、天満小橋、坂本橋、西大谷橋の十橋を數へて居る。



市内橋梁構造別調

種 別	橋 面 構 造	道 量			
		國 道	縣 道	市 道	道
木 桁 橋	板 張	1	1	1	1
同	土 盛	1	1	1	1
石 橋	板 張	2	1	1	1
鐵 桁 橋	土 盛	1	1	1	1
同	鐵筋混凝土床版	1	1	1	1
同	土 盛	1	1	1	1
同	同上アスファルト鋪裝	1	1	1	1
鐵筋混凝土桁橋	同上土 盛	1	1	1	1
同	同上アスファルト鋪裝	1	1	1	1
計	同 上	7	5	3	2

備考 本調査ハ橋長五米以上ノモノヲ掲ゲタリ。

第六節 港 灣

米子港は中海に面して本市を貫流する加茂川の河口に在り、境港と三十軒を隔て外海と通ずる良港で徳川幕府時代から海外貿易を行つた歴史を有し、明治五年創築されて以來漸次出入船舶を増加し三十三年縣費支辨港となり、四十一年から三箇年繼續事業として工費四萬七千五百圓を以つて長さ八百米、幅員三十六米水深四米五の浚渫をなし、八百噸級船舶の出入に便すると同時に長さ四百四十米、面積四千二百九十七平方米(千三百坪)の埋立を行ひ物揚場を築造し、次で四十四年工費六千三百圓で長さ九十米天幅四米五の防波堤を修築、港勢益々發展の情勢を示し大正十一年内務省の指定港灣に加へられ、港域二百八十四萬六千平方米の内港内泊地面積九萬九千平方米(約三萬坪)で、之れに設備として長さ四百二十六米の荷揚場及長さ六米と七米二の棧橋二、私設倉庫八棟(三六三坪)官設倉庫五棟(三五八坪)を有して居たが、同港は鐵道開通以來其の貨物の大半を奪はれて漸次衰微し港灣の施設についても又何等見るべきものがなく、爲めに加茂川から排出する土砂は風浪の壓迫によつて港内に沈澱堆積し、逐年水深を減じて最深部でさへ四米内外となり、八百噸級の船舶は辛うじて一隻を沖合に碇泊せしめ得るの状態で岸に向ふ程淺くなり棧橋の水深漸く三米、荷揚場の如き一米五乃至二米で百噸内外の小汽船でなければ



接岸繫留不可能となり、加ふるに防波堤長の不足は恒風に對する防備の用をなさず、出入船舶は年と共に減じて之れが爲め受くる有形無形の損失は甚大なものがあつた。

港灣利用價値の低下は延いて基本産業の開発を阻害し、改修の必要は喫緊の要事とせられたが縣市經濟の逼迫は容易にして其の希望を満し難く、商港の使命を全うし得ざる憾みを抱いて隱忍すること二十餘年、昭和七年に至り偶々政府に於て産業振興事業として八年度以降中小港灣の改良を企劃せるを機とし、同年七月二日本市に於ても之れが改良計畫を樹て臨時港灣修築調査會を設立し、縣當局と折衝を重ねるや市民又期成同盟會を組織して目的貫徹の爲め奮起し、十一月十八日市長は市會副議長等と共に上京し政府に懇請諒解を求め、十二月十六日の市會は工費三分の一寄附を決議して、第六十四議會の協賛を經總工費三十萬圓内半額を國庫補助と決定、八年四月に開會された臨時縣會又縣費支辨の改良決議をなし、爾來技術上其他につき調査研究の上設計を完了、内務大臣の認可を得三箇年計畫を以つて八年十月二十一日起工式を舉行、直ちに着手して茲に官民一致不斷の努力は酬られた。

第一期改良工事は昭和十二年を以つて完成、次いで第二期改良工事（十萬三千圓）を施行すべく申請中で、第一期工事は在來の防波堤九十米を百八十米とし、延長部分九十米は突堤中央線から五米五を突出せしめて之れを法線と定める岸壁を築造し、岸壁は長さ十一米の鐵矢板工を施し上部を混凝土被覆とし

水深干潮面下五米五、岸壁頂點は干潮面上一米五で一千噸級汽船一隻に對する接岸荷役を可能ならしめ護岸に接續する物揚場は五十分の一の上り勾配に鋪裝され、其の末端から更らに沖合七十五米迄を護岸石垣とし岸壁法線から五米を後退せしめ、以つて泊地面積の擴大と接岸船舶の操縦を安全にし、又埠頭埋築のため護岸石垣の尖端と岸壁南端から直角に西方百米を離れた點を結んで、之れに岸壁法線と平行陸岸に達する延長三百二米の護岸石垣（基礎は深さ三米を浚渫川砂を置換へ捨石を施し干潮面上一米五の石垣）を築造し、在來の防波堤上部にも直高一米五の石垣を施し、内部浚渫の土砂九萬二千二百五十五立方厘米及航路浚渫（面積七萬平方米）土砂四萬二千立方厘米を以つて、前記外廓を劃切る總面積二萬一千三百九十七平方厘米（約六千四百八十三坪）の埠頭を埋立て、干潮面上一米七に達せしめ之れが用途別を見ると福員十米の物揚場、同じく十八米の上屋敷、九米の臨港鐵道敷、十一米の道路敷、五十二米の工場地帯と豫定され港内は大體埠頭の築成に依つて四季を通じて最も多い西風を完全に遮蔽したが、尙秋冬の候に吹つける西南西位の恒風に起る波浪を封じ、安全の錨地たらしむるため埠頭尖端を基部とし岸壁法線に對し、百二十九度の角度を以つて南々東に向ふ長さ百五十米の防波堤を新設され、年々の洪水に旺んに土砂を排出した加茂川も昭和七、八兩年度に於ける付替實施で其の堆積を免かれ、第二期改良工事の完成と相俟つて商港としての飛躍を期待せられて居る。



第二期工事は更らに物揚場の擴張築設を行ひ、港岸附近の浚渫を以つて中小船舶の接岸繋船を容易ならしめんとするもので、米子港が斯うした明装を施して昔年を出でずして面目を一新せんとする折柄湊山一つを隔て、補助港として控へる深浦港又浚渫改修を加へられ將來を囑望さるゝに至つた、今試みに米子港の後方地帯と見做さるゝものについて調査して見れば次の如くで、近時各方面配給機關の完備と交通の利便とは益々其の範圍を擴大されつゝある。

後方地域面積戸數人口調 (昭和十一年現在)

市郡名	面積	戸數	人口	耕地面積	不耕地面積	摘要
米子市	一四、三〇 <small>平方尺</small>	七、九五〇	三六、六三五	三五七	三九九	
西伯郡	三八九、五八	一三、四二八	六九、八二四	一〇、一一五	一七、五四一	三十ヶ町村
日野郡	一六二、五五	二、四八五	一二、八二六	一、八三一	九、〇六八	六ヶ村
能義郡	九八、二八	四、二〇五	二三、一八〇	三、三六〇	六、四九〇	八ヶ町村
計	六六四、七一	二八、〇六八	一四一、九六五	一五、六六三	三三、四九八	

出入船舶累年比較表

年次	港		計	
	汽船	帆船	汽船	帆船
昭和二年	三、二六〇	七〇	三、二六〇	七〇
同 三年	三、二六八	八〇	三、二六八	八〇
同 四年	三、二六五	七六	三、二六五	七六
同 五年	三、二六〇	七四	三、二六〇	七四
同 六年	三、二五八	七五	三、二五八	七五
同 七年	三、二六二	七六	三、二六二	七六
同 八年	三、二六四	七四	三、二六四	七四
同 九年	三、二六五	七五	三、二六五	七五
同 十年	三、二六六	七七	三、二六六	七七
同 十一年	三、二六七	七八	三、二六七	七八
計	汽船	帆船	汽船	帆船
計	六、六六〇	一四〇	六、六六〇	一四〇
	六、六九六	一六〇	六、六九六	一六〇
	六、六八二	一五二	六、六八二	一五二
	六、六六八	一四八	六、六六八	一四八
	六、六六六	一五〇	六、六六六	一五〇
	六、六七六	一五二	六、六七六	一五二
	六、六七六	一四八	六、六七六	一四八
	六、六八〇	一五〇	六、六八〇	一五〇
	六、六八六	一五四	六、六八六	一五四
	六、六九〇	一五六	六、六九〇	一五六



第七節 河 川

本市の主なる河川は加茂川で、其の水源を島根縣能義郡安田村鷲頭山に發し、西伯郡成實村を過ぎ市内に入り中央部を貫流、灘町に至り中海に注ぎ市内の延長三千二百六十米幅員十五米乃至六米で迂曲甚しく一朝濠雨に際會すれば川幅狭少のため直ちに氾濫し、其の被害夥しきものあり之れが改修は多年の懸案とせられ、昭和三年都市計畫と同時に下水道事業の一として根本方針を定めたが、偶々昭和五年三回到互る洪水を蒙り改良工事の益々急務なるを痛感し、調査測量に着手して翌六年五月失業救済事業が起されるや、縣當局と共に内務省へ陳情一方市民大會を開き加茂川改良期成同盟會を組織し目的の貫徹に力め、同年十二月河川法準用河川に編入され七年度失業救済事業中小河川改良工事として認定せられ總工費十八萬圓で縣事業を以つて施行され、本市は其の半額を寄附し完成せしめたものである。

(第十八章、第五節参照)

第八節 市 廳 舎

市制實施當時は町役場の建物を其の儘市役所に充用したが、昭和四年三月五日午前零時四十分二階から出火し本館外壁混凝土塗部分及附屬建物を殘して灰燼に歸し、損害見積約五萬五千圓(舊建物は大正六年工費一萬六千圓で新築した木造二階建て其の後二回に三萬五千圓を投じ増改築されたもの)で直ちに復興計畫を樹て、九月六日地鎮祭を執行十日起工式を擧げ、翌五年三月二十一日上棟式を行ひ七月一日現市廳舎の落成を見るに至つた。

工事期間二百九十四日總延人員一萬三千五百人を要し、本館は地上三階地下一階の近世式とし建坪二百十三坪七合七勺、延にして六百二十七坪二合一勺五才

内譯 地階四坪三七五、一階二一三坪七七、二階二〇六坪六六、三階一八五坪四一、塔屋一七坪、附屬建物延坪百八十九坪一合六勺(内譯使丁宿直室及湯沸場一〇坪、炭置場及各人夫詰所一四坪、同前側卸し建庇一六坪、倉庫二階建一二坪、土藏同一三坪七五、同附庇〇坪五五、渡廊下九坪六六、暖房機關室六坪二五、衛生車庫二八坪、唧筒置場一〇坪、水道倉庫三〇坪、同荷車置場五坪二五、便所三坪)

を有し周圍に外柵六十一間六分八厘を繞らし、五箇所に門を設け本館幅員は正面二十五間三分(左側面十六間一分、右側面五間五分)高さ最高軒端建築地盤よりパラベツト上端迄五十三尺五寸、塔屋尖端迄五十八尺五寸、煙突頂部尖端六十尺、一般軒高四十五尺五寸(但し議事堂部分は四十七尺)とし、本館建築費十一萬四千五百二十四圓二十一錢、之れに附帶設備として電氣照明、電話電鈴工事及給水衛生淨化裝置を施し、暖房、電氣時計、モーターサイレン、避雷針等を設け、家具、窓日除、室内裝飾費を加へ三萬九千四百七十圓六十錢、尙敷地擴張に依る土地買收費、地上物件移轉補償、家屋立退料が四萬二千八百



二十五圓二十五錢、附屬工事並に設計監督費其他二萬三千六百七十七圓六十八錢を要し、建築費總額は二十二萬四百三十三圓七十四錢に上つて居る。

尙市廳舎建築に就いては昭和四年三月六日松江市及西尾市長から各現金五百圓宛其他から八十四圓五十錢、同月二十九日大藤博士、西伯郡町村長會から三百圓宛其他百七十圓、五月十三日堀江助役以下市吏員から五百圓、淑徳外五小學校職員四百圓、其他三十圓、昭和五年六月十六日市會議員遠藤光徳外二十九名から市廳舎モーターサイレン据付其他として一千圓合計三千七百八十四圓五十錢の指定寄附があり鳥取市からは家具（價格三百圓）を寄附された。

### 第九節 埋 立

町政時代明治四十三年十月祇園町二丁目地内（元西大谷字辻岬ラントウ谷地先）の權利讓渡を受け一町二反四畝を埋立し、又大正十四年九月郡制時代の後を引ついで錦公園三反二畝二十二歩の擴張を行ひ、祇園町地内は市制實施後も市内各戸から排出する塵芥を以つて一町八畝十五歩の公有水面を埋立し、昭和九年七月三日竣工認可を得町政時代のと合し現在二町三反二畝二十五歩に上つて居る。又内町裏一千坪の埋立については昭和八年二月十七日の市會で決議し認可申請の手續をとり米子港の浚渫土砂及市内各戸よりの塵芥を以て昭和十二年完成した。

## 第十五章 衛 生

### 第一節 施設の概況

都市經營上且は市民生活上、近來頗に其の重要性を加へて來たものは市民保健衛生の諸問題であらう蓋し文化の發達に伴ふ都市の繁榮は驚くべき人口の稠密と、市街地域の膨脹とを齎し爲に都市は往々にして非衛生的状態に放置される有様である。

素より文化の發達に伴ひ市民一般の間にも、次第に衛生思想が普及されて來たことは謂ふ迄もないが都市の衛生行政の中心問題は要するに都市全般に亙る所謂統一ある公衆衛生的施設の普及發達にある、即ち傳染病性疾患の豫防制遏を始め罹病者に對する療養施設、其の他塵芥、尿尿、汚水等の處理又は公園、墓地等の諸設備に至るまで其の範圍は頗ぶる廣汎に亙り、而かも社會政策的性質をも加味して都市行政の最も重要な地位を占むるに至つた。

而して豫防施設の中に於ても之が基礎的性質を有する衛生工學的諸工作、即ち上水道の完成、塵芥尿尿の衛生的處理を根本的に解決し以て「淨き健康都市」を建設し他の枝葉的施設の完備と相俟つて眞の



保健衛生の目的を達成するといふ理想のもとに、本市では既に市制の實施前上水道を完成し更に都市計畫の樹立に伴ひ、下水道計畫を進め近く又塵芥の衛生的處理を實現すべく着々其の準備を急ぎつゝあり爾餘の施設については以下項を分つて概要を述べることにした。

## 第二節 防疫施設

**種痘** 定期、臨時の二種に分ち定期種痘は前年に生れたる子供を第一期、數へ年十歳の兒童を第二期とし毎年四月種痘法令に基き市民中の該當者に洩れなくこれを施行して居るが、臨時種痘は昭和四年隣接の岡山、島根兩縣下に痘瘡患者發生し豫防のため全市民中二萬三千人に施行したのと、同八年本縣氣高郡青谷町に患者發生同様一萬三千九百五十人に、越えて九年三月縣令第七號を以て全市民に臨時種痘の施行を命ぜられ、前年洩れの者及不善感者二萬二千九百三十人に施行したのと、昭和時代になつて三回に及んでゐる。

**法定傳染病豫防** 第一に病毒傳播防止のため警察と協力し醫師を督勵し、早期届出を勵行せしめ患者の早期發見につとめ、第二は傳染病(消化器系)發生の都度其の附近居住者の糞便を採取し細菌検査所へ送致して病原體保有者の檢索を行ひ、第三腸チブス、パラチブス、赤痢、疫痢等消化器傳染病豫防の

ため年々豫防注射を施し普及につとめてゐるが、一般には注射の反應から之れを厭忌する風があり、數年前より内服「ワクチン」「ヘテロゲン」の共同購入を斡旋し、服用を獎勵十一年には其の數六千餘名に達し成績は良好であつた、第四は石油乳劑の配布で毎年夏期に於いて蠅の幼虫たる蛹蛆を撲滅せしむべく原液五十石乃至七十石を市で調製し各戸に配布、便所、塵箱、其の他不潔の場所に撒布せしめてゐる。

**豫防知識の普及啓發** 一般市民に衛生知識を普及開發のため適當時期を考慮し、必要に應じて各種衛生上の注意事項を印刷各戸に配布して、諸般施設の實行促進と衛生上の注意喚起に努めつゝあり。

**十種傳染病以下の特種傳染病豫防** (一)トラホームについては同豫防法に基き毎年九月より十一月迄の間全市民の檢診を施行し、患者に對しては洗眼藥の無料交付並に治療の督勵を爲しつゝあり。

(二)寄生虫豫防に對しては昭和九年十月縣令を以て施行細則を定められ、之に基き十年度以降一般市民の健康診斷並に糞便檢査及治療藥の共同購入斡旋等をなし豫防撲滅を期してゐる。(三)結核については從來結核豫防法に基づく死者の消毒程度以上積極的な施設が行はれず、各地共僅かに結核豫防デーに際し印刷物を配布して豫防知識の啓發に努める位であつたが、今や結核は全國的に蔓延し遂に亡國病の名稱さへ冠せらるゝに到り、之が撲滅をはかるは刻下の急務で本市は縣の結核豫防會の斡旋と、



有馬研究所の犠牲的奉仕に依り同所創製Aの注射液の無料提供をうけ、十一年中約五千名に注射を施行した。

傳染病院 本市に於て發生せる傳染病患者は自宅療養を除いて全部城南病院に收容中のところ昭和七年より米子、博愛兩病院に稍理想的設備に依る隔離室を併置し、其の病院に於て發見せられたる患者に限り療養を許可せられることとなつたが、右兩病院隔離室の併置は一面に於いて市經濟を助くる結果となり、又因習的に残る所謂避病院行きといふ嫌忌の念を緩和して患者の隠蔽防止上に効果を齎したが、一利の生ずる處又一害を伴ひ近時兩病院共市外に於て發病せる患者（勿論傳染病と決定せざるもの）を入院せしめ、入院後傳染病として届出たるもの昭和十年五十六名、十一年は六十二名に及び此の中には事實病名未定のものも含まれてはゐるが、中には又發病地町村が經費の負擔から免がるため、故意に病名を隠匿して普通病の如く装ひ入院せしむるの疑を抱かしめるものが相當多く、之等は孰れも交通機關を利用して移送するに方り普通病を装ふため無消毒の儘放置するの結果を生じ、防疫上寒心に堪へぬところで本市は其筋に對しこれが嚴重なる取締を要請し、現在に於ては故意と認めらるゝものは漸次減少の傾向を示しつゝある様である。

第三節 傳染病

市制實施以來本市の傳染病發生状態を見るに、昭和七年以降急激に増加を示して居るが其の主なる原因は同年から患者の早期發見に努め、保菌者調査を嚴重に勵行し隠蔽の弊なからしむるに至つたのと、又一面前記の如く米子、博愛兩病院に隔離室設置の結果進んで屈出するやうになつた關係からで、昭和九年九十一名に達し發生患者の寡少を誇る本市に恐怖の記録をつくつたのは、氣候の關係に依るか全国的に腸チブスが猖獗を極めた年であつた。

傳染病患者發生表

年次	病種別	流行性腦脊髄膜炎					計	治療所別	
		赤痢	疫痢	腸チブス	パラチブス	猩紅熱		ゲフテリア	入院
昭和二年		一	六	七	一	一	二九	一六	一三
同三年		一	三	一	一	一	五	一	四
同四年		二	六	一	一	一	一〇	二	八
同五年		一	四	七	一	一	一七	三九	八



年次	病種別	治療所別	
		入院	自宅
昭和六年	赤痢	1	
同七年	赤痢	4	
同八年	赤痢	1	
同九年	赤痢	6	
同十年	赤痢	1	
同十一年	赤痢	4	
昭和六年	疫痢	3	
同七年	疫痢	0	
同八年	疫痢	3	
同九年	疫痢	2	
同十年	疫痢	5	
同十一年	疫痢	3	
昭和六年	腸チブス	4	
同七年	腸チブス	2	
同八年	腸チブス	6	
同九年	腸チブス	5	
同十年	腸チブス	4	
同十一年	腸チブス	5	
昭和六年	パラチブス	3	1
同七年	パラチブス	2	
同八年	パラチブス	3	
同九年	パラチブス	1	
同十年	パラチブス	4	
同十一年	パラチブス	5	
昭和六年	猩紅熱	1	1
同七年	猩紅熱	1	
同八年	猩紅熱	2	
同九年	猩紅熱	3	
同十年	猩紅熱	3	
同十一年	猩紅熱	1	
昭和六年	ゲフテリア	5	1
同七年	ゲフテリア	3	
同八年	ゲフテリア	6	
同九年	ゲフテリア	2	
同十年	ゲフテリア	3	
同十一年	ゲフテリア	2	
昭和六年	流行性脳脊髄膜炎	1	1
同七年	流行性脳脊髄膜炎	1	
同八年	流行性脳脊髄膜炎	1	
同九年	流行性脳脊髄膜炎	1	
同十年	流行性脳脊髄膜炎	2	
同十一年	流行性脳脊髄膜炎	1	
昭和六年	計	23	3
同七年	計	8	1
同八年	計	20	2
同九年	計	17	2
同十年	計	17	3
同十一年	計	16	3

備考 表中△印ハ他町村ニ於テ既ニ發病シタル患者ヲ病名決定セズシテ市内病院又ハ醫院ニ入院セシメタル後傳染病ト決定本市ニ届出タル數字ヲ示ス

傳病病患者死亡表

年次	病種別	發生患者數	全治數
昭和二年	赤痢	1	1
昭和三年	赤痢	1	1
昭和二年	疫痢	6	3
昭和二年	腸チブス	3	1
昭和二年	パラチブス	1	1
昭和二年	猩紅熱	1	1
昭和二年	ゲフテリア	2	1
昭和二年	流行性脳脊髄膜炎	1	1
昭和二年	計	22	13
昭和二年	發生患者數	29	5
昭和二年	全治數	18	2

年次	赤痢	疫痢	腸チブス	パラチブス	猩紅熱	ゲフテリア	流行性脳脊髄膜炎	計	發生患者數	全治數
同四年	1	5	1	1	1	1	1	8	20	5
同五年	1	3	3	1	1	2	1	12	17	9
同六年	1	2	2	1	1	1	1	9	14	8
同七年	3	6	2	1	1	1	1	15	20	13
同八年	1	3	1	1	1	2	1	10	17	10
同九年	2	1	7	1	1	3	1	16	25	14
同十年	1	4	6	1	1	1	1	13	22	14
同十一年	1	3	7	1	1	2	1	16	28	17

備考 表中△印ハ他町村ニ於テ既ニ發病シタル患者ヲ病名決定セズシテ市内病院又ハ醫院ニ入院セシメタル後傳染病ト決定本市ニ届出タル數字ヲ示ス

第四節 療養機關

本市に於ける療養機關は下表に示す外財団法人、株式會社の病院各一及私設の病院三、縣立花柳病診療所及細菌検査所とがある、就中異色を有するは花柳病診療所で現在花園町にあり、元鳥取縣立米子保



健病院を公娼廢止により昭和十一年四月十四日から診療所と改稱したもので、専ら花柳病傳播の虞ある業態者の健康診断並に治療を爲すの機關で、其の沿革を見ると明治十五年灘町一丁目吉祥院の一隅を借り受け娼妓の検診を開始したるに初まり當時は戸長が之を管理し貸座敷業取締人が事務を掌裡し、地方の開業醫を以て治療に従事せしめ其の後幾多の變遷を経て今日に至つたもので、診療所敷地六畝二十六歩は元本市の基本財産を大正十二年病院建設に方り、縣へ寄附し建物は貸座敷業者が一萬千數百圓で竣工せしめて同じく縣へ寄附し十三年七月十一日移轉したものである。

又鳥取縣立米子細菌検査所は昭和三年十一月二十一日から事務を開始し、元は縣警察部の衛生課内に一箇所しかなかつたのを衛生思想の發達と共に、事務繁忙を極め殊に伯耆部は遠隔のため検査材料の送附等に不便尠からずとして、伯耆部市町村長が縣當局へ懇請の結果設置せられたものである。

醫療機關

年次	種別	醫師	齒科醫師	藥劑師	產婆	看護婦	藥種商	醫師一人ニ付人口
昭和二年		四七	二〇	二五	三五	一三三	三六	六七四
同三年		四四	二二	一九	三一	一三四	三六	七二五

年次	種別	醫師	齒科醫師	藥劑師	產婆	看護婦	藥種商	醫師一人ニ付人口
同四年		四五	二三	二〇	三二	一三七	三六	七三四
同五年		四七	二三	二二	三七	一四一	三二	七一九
同六年		四四	二一	二二	三八	一四二	三三	七六八
同七年		四〇	一九	二二	三五	一四七	三三	八六〇
同八年		四一	一九	二三	三七	一五五	三三	八四一
同九年		四七	二一	二二	三九	一四四	三三	七四六
同十年		四九	二一	二二	四三	一四四	三三	七四八
同十一年		四九	二〇	一九	四七	一六八	三四	八〇三

第五節 清掃

市民の日常生活より生ずる不用物である塵芥は一日平均約四千五百貫排出される、嘗て本市が近代的都市を形成しなかつた時代には塵芥の處分も頗る簡單に市民各自に依つて片付られたのであるが、地域の擴大と人口の増加とは一面に於て塵芥の増量となり、更に個人の處分に委すことが困難になつたので當然市に依つて行はなくてはならないことに立至つた。

されば本市は市内を常時十四區分し各分區共、人夫一人宛にて(夏期及冬期は人夫二人乃至三人を増員す)



各戸毎日一回づゝ蒐集之を深浦海面埋立地へ搬出せしめつゝあり、人夫延人員及塵芥見積重量は左表の如くである。

塵芥調査表

年次	人夫延人員	延車數	塵芥見積重量
昭和二年	六、一五五	一一、四五七	一、六一九、四一〇
同三年	五、二三九	一一、一三七	一、五七七、八一〇
同四年	五、四五二	一一、〇一七	一、五六二、二一〇
同五年	五、四四一	一一、七五七	一、六五八、四一〇
同六年	五、四七九	一一、七六六	一、六五九、五八〇
同七年	五、三七八	一一、七七六	一、六六〇、八八〇
同八年	五、四〇二	一一、二三六	一、五九〇、六八〇
同九年	五、六六七	一一、七七四	一、六三〇、六二〇
同十年	五、六八七	一一、六九九	一、六三七、八六〇
同十一年	五、五七八	一一、九一二	一、六六七、六八〇

汚泥及公共溝渠

市内の公共溝渠の浚渫並に汚泥搬出は昭和六年度迄は衛生課の事業に屬せしめたが、豫算等の關係上之を土木課に移管する便宜と認め昭和七年度より實施し常備二人の外に隨時土木人夫の手傳を加へ累年の成績は次の通りである。

年次	延車數	汚泥見積重量	年次	延車數	汚泥見積重量
昭和二年	七、八八三	三一五、三二〇	昭和七年	六、八〇一	二七二、〇四〇
同三年	八、三〇六	三三二、二四〇	同八年	七、一三二	二八五、一〇〇
同四年	六、二七六	二五一、〇四〇	同九年	九、二〇一	三六八、〇四〇
同五年	五、四三六	二二七、四四〇	同十年	八、八五三	三五四、一二〇
同六年	五、九三四	二三七、三六〇	同十一年	七、七八三	三一、三二〇

街路便所及路上掃除

市内六箇所に設置せる街路便所及全街路に散亂する牛馬糞を掃除のため、人夫二人を使用し毎日一回取捨掃除を行はしめ昭和十一年の人夫延人員は六百九十九人、便所掃除延數二千三十二箇所で傳染病消毒等臨時要務のため已むを得ず缺回する場合がある。



清潔法

定期清潔法は毎年五月末より六月中に於て全市を一齊に施行して居るが、近時衛生思想の發達と共に各戸進んで之を實行するの狀況で成績は良好である。

道路撒水

夏季炎天に於ける撒水は大體に行はれるも比較的人家稀にして且つ路面の廣い驛前記念道路、又は角盤通の如きは實行稍困難の事情あり昭和十年度より米子市道路撒水補助規程を設け、之等撒水困難の場所に對し組合の申請に依り調査の上若干の補助金を交付し實行を督勵して居る。

河川清掃

市の美觀と保健衛生の見地より河川掃除の徹底を期すべく市内舊加茂川及外濠に對し、河川清潔組合の組織を督勵し獎勵金を交付することとし、既に舊加茂川第二區（尾高町以下）及外濠第二區（東町角より深浦迄）二組合の設立を見尙未組織のものに對し督勵中である。

精靈送り

本市には多年孟蘭盆會の行事として精靈送りに「藁船流し」と稱するものがあり、一大壯觀を呈し祖

先崇拜の美風として相當誇るに足るところがあつたが、此の行事は一面に於て海水を汚穢し更に供物採食上から來る夏期衛生上の危険と、藁船其の他の雜物漂流によつて明媚なる錦海の風光を損し衛生、風致、産業に及ぼす悪影響が尠くないので之れが改善は多年の懸案とされたものである。

然しながら古くからの慣習は容易に斷行するの機會を得ず苒苒延期されつゝあつたが、偶々昭和八年八月十七日、忝けなくも澄宮殿下を錦公園に御迎し奉るの光榮に浴したのを一新劃期とし、市内各種團體の贊助を得て藁船の絶對廢止を斷行し之れに代るに市に於て平田船二十數隻を雇入れ、一定の裝飾を施し以て靈送船を艦裝し灘町海岸水上巡查派出所附近三箇所に配置し、各自から持參の供物を受領積込みすると共に陸上へ祭壇燒香場を設け、一般靈送者に禮拜燒香せしめ八月十六日午前一時を期し市内全寺院僧侶の讀經裡に全靈送船一齊に拔錨し、隊伍整々深浦埋立地に回漕同所の清淨場所を選んでこれを燒却し改善を圖つた。

第六節 屠場

本市の屠場は元立町二丁目澤九之平外一名の個人經營に係るものを買收し、明治四十四年十一月三十日町營と爲し、市制實施と共に之を市營に移し今日に至つてゐるもので、買收當時の屠殺能力は一日僅



か四、五頭に過ぎぬ小規模なものであつたが、町營後幾多の模様替へと修繕を加へた爲め現在に於ては一日十五、六頭の屠殺能力を有するに至つた。

而して逐年肉食の發達に伴ひ屠殺數増加し、好況時代に於ては一日最多屠殺十五、六頭に及び一箇年を通じ千五百餘頭に達した、其の後財界の不況と郡部に於ける一、二簡易屠場の設置に依り漸減し今日に於ては一日二、三頭乃至五、六頭を出ず殊に夏季には皆無の日さへも相當にあり昭和十一年中の屠殺數は成牛三十五頭、犢四百十二頭、其他三十三頭合計五百三十一頭であつた。

### 第七節 火葬場及靈柩車

本市現在の火葬場は大正十二年の創設で、之より先米子町は明治三十二年五月町會の決議に依り現地に傳染病其の他死屍の火葬場設置の件を可決したが、一定の設備なく民間經營者に委託し露天に於て執行するといふ、今日より憶へば非禮慘酷全く寒心の外ないものであつたが、其の後種々の曲折を経て大正八年十二月米子町會は現在の位置に完全な火葬場新設を決議し、同年十二月二十六日知事に對して認可申請をなし翌九年一月二十七日認可指令を得た。

然るに現在位置については猛然たる反對運動が起り、之れが爲め已むを得ず一時榮町裏方面に變更の議が起り、又亦同方面の反對運動が始まり遂ひに東西相反目して軋轢を生じ事態頗る紛糾を極め、容易に解決を見るに至らず延て一般町政に迄影響せむとするに至り苒荏年を経過したが、西尾町長の就任と同時に調停につとめ、漸く解決を告げ大正十二年中總工費一萬八千七百六十餘圓を以て現在の火葬場が新設された、開設以來の成績を見ると需用は逐年増加し、昭和十年の如き死亡五百九十二名中火葬二百九十九名に上り五割以上を占むる状態で、都市の發展に伴ひ土葬廢止の實現を見るのも近き將來であらう。

尙本市は大正十三年一月市民冗費の節約と葬儀の嚴肅並に生活改善の一として六百五十八圓五十錢を以て靈柩車を購入、使用開始の當時は年々需要を増加して既に増設の必要にまで迫られて居た折柄、之に倣つて民間に於て經營するもの續出し昭和四年以降需要頗る激減し、翌五年四月一日より從來使用料一回三圓を二圓に更に昭和十年四月一日より之れを半減し、一圓に減額せると一面民間に靈柩車の設備なき葬儀社の出顯により、利用は再び増加の傾向に轉じ時運の進歩と共に手曳靈柩車は靈柩自動車の必要に迫られて居る。



## 第十六章 公園及史蹟名勝天然記念物

### 第一節 公園

公園は外に對して都市の品位、美觀を保持すると共に内に對しては、煩劇な市民生活に缺ぐべからざる慰安と娯樂を與へるオアシスで、謂ば都市の窓であり、又市民の肺である、本市は此の點幸ひにして自然の風光に恵まれ到る處美しき歴史と傳統を背景とする公園地に富み、最近觀光事業の發達と共に昭和八年公園調査會を設立し、市長を會長に助役を副會長とし顧問十名、委員五十一名を囑託し、幹事三名を置いて大山國立公園の指定と相俟ち、觀光地利用範圍及經濟價値の増大に必要な各種施設の充實を計り、併せて市民の保健教化の上に資することとし、常任委員十五名を選擧して諮問審議の機關に充て九年公園施設計畫樹立の爲め縣へ申請、横山公園專任技手の派遣を請ひ調査を囑託した。

本市の既設公園としては大正十二年郡制廢止に伴ひ町へ無償讓渡をうけた米子公園があり、調査會に於いて新たに公園及遊覽地計畫として決定したものは錦海、糺山公園、勝田公園、東公園、美吉公園、南公園、湊山公園の七箇所を尙他に市内適當の地をトし兒童公園其の他小公園を設置するもので前記公園

は孰れも本市の外廓部を繞つて點綴し、絶好のハイキングコースをなし、郊外皆生溫泉に軽い疲勞を忘れて歸る等は全く理想と現實の一致境で、而かも四季各々の特色を有し殊に視野の變化の多いことには、他都市に比儔を見ぬところで本市のみが誇り得る獨壇上の景觀で、之れが計畫の概要を見れば總面積二十四萬坪に對し、經費十五萬圓を投じ三期に分ち各一期五箇年とし、十五箇年を以つて其の完成を期し、各公園及遊覽地には地域毎に保勝會を組織し、風致の維持と保護に當らしめ、植栽園藝樹は總べて苗圃を設置し養成することとして居る。

#### 米子公園

錦公園と稱せられ唯一の既設公園で、其の沿革を見ると明治三十七年一月西町地先の現在地三千百七十坪（内米子町管理の官有堤塘二百三十八坪を無償にて使用）を工費九千八百四十圓を以つて公園として創設し三十九年十二月竣工、大正十二年町の經營に移つて更らに九百八十二坪を埋立、十四年九月二十四日下渡をうけ隣接私有地五百八十坪を借入れ園地の擴張を行ひ、延長五十五間に亘る防波堤を築造し今日に至つたもので、夕陽一たび春けば白雲江は錦繡の波紋を漂はせ、所謂錦が浦に面して風光明媚、眺望開濶、東天雄姿冠絶の大山を仰いで雲衣霞裳を纏ひ、裾を老松の間に曳いて城山の綠鬢積翠は袂を濕ほし、錦江の明波激澗として明鏡を開き、島根連山重嶺を列して白砂青松の夜見ヶ濱は蜿蜒五里に連り、



粟島の神樹は蒼茫として煙の如く萱島、松島其の間を點綴し、安來十神の碧巒も指呼の間に倒影し入る船、出づる船、帆は白鷗の浮ぶが如く、殊に天高く水澄み互る秋から百花一齊に蕾を破ぶる春先に至る迄は、幾萬の水禽群をなして禁獵區の天領を波に戯れ、風光の雄大全く自然の樂土を味はふに足る。

元此の地は米子城の通路であつて園を圍繞する老樹は往昔を語り、其の風致頗ぶる雅趣に富み、園内に鳳翔閣、公會堂等あり明治三十七、八年戰役記念碑は毎年莊嚴な招魂祭を執行され、忠魂義魄は永へに眠り江畔怪巖巨岩の重疊する清洞寺は舊城主、加藤氏菩提の遺跡で加藤貞泰、池田由之夫妻の墓碑があり、昭和二年四月二日郡制時代に了春寺へ移された加藤侯の五輪塔を再び此處に遷して修覆を加へ、舊跡の保存に努め四年から五年にかけて記念碑附近の溜池百十一坪七合を埋立、樹木の移植岩石の配置を施し面目の一新を圖つて風致を添へ、又門扉の古松は中村氏雉堞の殘趾で、公會堂南面の噴水池は市制實施を物語る記念の施設、昭和三年十一月十三日通水式を舉行了た。

尙園内には御手植松、諸記念樹あり本市に於いて年々栽植した櫻、柳、高野槇、躑躅、青桎木、プラタナス、松等數千本に達し、殊に櫻は各種類を網羅して花時の雑踏は勿より四時遊杖の絶ゆることなく、新公園計畫は之れを基礎として更らに海岸防波壁附近に排水施設を完備し、廣場に大燭光の照明燈を建設し、又適當の空地を選んで水禽舎、猿舎及花壇を新設し兒童教化の一助たらしむると共に、大衆的に益々和やかな氣分を味はしめやうとするもので、經費概算は四千五百圓を計上第一期に於いて完成の計畫である。

錦海

錦海は内海の雅稱で又白雲江とも稱ばれ、運河一條松江の碧雲湖に通じ境港一水弓濱灣に趁き、周廻十二里水を隔て、安來、揖屋、清水の山嶺、粟島、日子島、神島、奥島一帯に攢り夕陽明波に錦を展べて此の名あり、米子港及深浦港は其の一邊を占めて秋風一たび江を渡れば錦海名物の鯊魚に綸を垂れるもの數を知らず、半日の清遊に適し錦海八景は近江のそれに遜色なく、新施設としては住吉海岸に海水浴場並納涼設備を施し、貸ボートを以つて萱島と共に大衆的の夏季行樂地たらしめやうとするもので、經費概算七千圓を計上し二期間に完成の計畫である。

湊山公園

久米城趾たる湊山を中心として左右に控へる飯山及丸山一帯の地域七萬八千六百坪を包有し、山容端麗にして眺望の雄大絶美は外客誘致に充分の魅力を有し、之れに自動車道、歩道各二線づゝを設け廻遊登攀に便せしむると共に隨所地形を選んで展望所をつくり、海洋山岳の大景に憧憬せしめ、頂上に錦公園内の忠魂碑を移し、中村伯耆守の記念塔をも建設し湊山及丸山の山頂廣場には芝生、植込を行ひ休憩



所、厠等の施設をなし山麓後藤グラウンドを擴築の上野球場として完成し、尙附近の餘地に小動物園を設置する計畫で、自動車道は延長二千米幅員五米、歩道は延長千百米幅員三米とし錦公園からの入口に橋梁を架し連絡せしめるもので、經費概算六萬圓を計上して居る。

湊山は昭和八年十二月二十日坂口清太郎から三萬三千九百八十六坪を寄附し、明治十五、六年頃までは五重八ツ棟造り總高六丈六尺九寸の天主閣が天空を衝いて聳え立つて居たが、其の後取毀されて今は巖が根固く築かれた殘墟のみ興亡三百餘年の跡を物語るのみで、三十五年山頂の雜草を除いて弘樂園と號し一亭を設け休憩所とし又天氣豫報の警標柱が建設され、大正十三年全山を禁獵區に指定、本丸及内膳丸に對しては昭和十年十一月二日から着手して登山路の改修を行ひ、内膳丸登山道路は延長三百二十米の内百十米を幅員四米に、二百十米を同じく一米五とし、坂口醸造場から百米の間は往復を自由にし車廻場を設け、坂道は歩道として素堀の側溝を以つて排水を計り、内膳丸周圍の樹木を剪技し眺望を全からしめ、園内隨所にベンチを配置し、水道線三百五十八米を延長して下段廣場に普通給水栓、上段廣場に水呑スタンド各一箇所づゝを設け、本丸は城壘石垣に繁茂する雜木蔓類を整理し樹木の間伐を行ひ天守閣跡にベンチをつくり、又大師堂九十五箇所の内公園施設上支障となる四十五箇所を深浦方面及西方山腹に移轉せしめ總經費一千六十二圓を要し、十一年九月二十日第十師管防空演習に際しては賀陽宮

殿下が台覽所として登山あらせられ本丸、内膳丸及正面道路、堀端、三の丸等七箇所に吉野櫻二百二十八本を植栽した。

南 公 園

南公園は深浦一つを隔て、湊山公園に對する愛宕山及感應寺、總泉寺裏西大谷の丘陵部一帶の山地九萬二千百坪を區域とし、山頂は到る處雲伯の山野をパノラマに見る景觀臺で之れに櫻、黃櫨を植栽し愛宕山登り口、總泉寺脇、西大谷寄、口陰田部落寄、陰田海岸寄等五箇所の登山路延長三千米、幅員三米を布設し背梁を縦走しつゝ、風光の美を滿喫せしめんとする計畫で、途中八箇所の休憩、展望所を設け總經費概算一萬五千五百圓を計上して居る。

美 吉 公 園

美吉公園は足尾山の小丘から新加茂川沿岸一帶四千坪を區域とし、目久美神社への表參道及裏山道を連絡する延長四百米、幅員三米の周遊歩道を設け適當な植樹を行ひ、新加茂川の堤防は櫻名所として春季の行樂地たらしむる計畫で經費三千圓を計上して居る。

東 公 園

東公園は勝田向山から陽田山に至る一帶の山地並公設運動場を含む四萬二千二百十坪を地域とし、之



れに延長千四百米幅員三米の歩道を設け四季の散策に便すると共に、現在の公設運動場を擴張しプール庭球場、國旗掲揚柱等を施設して其の完備を圖り山頂に展望所二箇所、休憩所一箇所をつくる計畫で經費概算一萬五千圓を計上し、陽田山から仰ぐ大山の秀靈は遮るものなき箕蚊屋平野につゞく裾野一帯を入れて景觀の雄大譬ふるに比なく、又頭をめぐらして島根半島から浩蕩たる日本海の黒潮に浮ぶ隱岐の島山を遠望する様は海上公園の稱ある屋島と比肩し、奇巖削立それに怪松が絡りついて風致に富む大自らの展望臺は探勝客に惜しみなき豪華の繪卷を繰り展げるであらう。

勝田公園

勝田公園は郷社勝田神社及日本一の連理根上り松で有名な法城寺、了春寺の境内並に其の丘陵一帯の地域八千七百坪を劃し、清淨と靜寂を貴ぶ森嚴の風致を主眼とする適切な設備をなし、附近の景勝を探るに便ならしめる爲め延長六百米幅員四米の周遊道路と、隨所に休憩所を設け景勝地の維持整理につとむる經費概算八千圓を計上して居る。

糺山公園

糺山は老松砂丘上に繁茂し山上から望む中海の景色は筆舌に盡し難いものがあり、櫻名所を脚下に夏は吹き來る海風に暑さを忘れ冬はシルバー・スロープがスキーヤーで埋め公園區域は鴨御祖神社の境内

及之れに接續の丘陵部四千坪で經費五千圓を投じ、社後の砂丘に適當な砂防工を施し造園植樹を行ひ公園として施設の計畫である。

公園及遊覽地施設費概算

公園並遊覽地施設費  
 一金十二萬八千圓  
 附帶事業費  
 一金一萬七千圓  
 事務費  
 一金五千圓  
 計金拾五萬圓也

名 稱	面 積	經 費 概 算	各 期 割 額		
			第 一 期	第 二 期	第 三 期
湊山公園	七八、六〇〇坪	六〇、〇〇〇圓	二四、〇〇〇圓	二四、〇〇〇圓	一二、〇〇〇圓
錦公園	五、三九〇	四、五〇〇	四、五〇〇	1	1
錦海	1	七、〇〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	1
糺山公園	五、〇〇〇	五、〇〇〇	1	三、〇〇〇	二、〇〇〇
勝田公園	八、七〇〇	八、〇〇〇	二、三〇〇	二、八〇〇	二、九〇〇



名稱	面積	經費豫算	各期割額		
			第一期	第二期	第三期
東公園	四二、〇〇〇 <sup>坪</sup>	一五、〇〇〇 <sup>圓</sup>	二、〇〇〇 <sup>圓</sup>	四、〇〇〇 <sup>圓</sup>	九、〇〇〇 <sup>圓</sup>
美吉公園	四、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一	二、〇〇〇
南公園	九二、〇〇〇	一五、五〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇	九、五〇〇
小公園 二箇所	四、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一	一	一〇、〇〇〇
苗圃費		一四、〇〇〇	九、〇〇〇	五、〇〇〇	一
保勝會獎勵費		三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
事務費		五、〇〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、六〇〇
計	二四〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇

第二節 史蹟、名勝、天然記念物

本市は神社、佛閣各所に散在し鬱蒼たる樹木千古の緑を湛えて莊嚴極まりなき社頭、又は清爽譬へ難き境内と共に其の配置自ら宜しきを得、且つ之れを彩る極めて豊富な史蹟が残され、四季に景趣の愛すべき名所は到る處に存在して老木珍樹は古き時代を物語つて過去現在の歴史を誌し、學問上からも思想

上からも之れが保存は最も必要で、本市が夙に留意する處であるが主なる史蹟、名勝、天然記念物は左の如くである。

史蹟

**米子城址** 市街の南に在り湊山久米城と號す、東南は陸地にて西北は中海に臨む、南に連る山を飯山北に連るを丸山と稱し天主は五重にして山頂にあり其側別に四重の櫓あり、慶長年中吉川氏の經營せる所なるも半途にして止み中村一忠伯耆守に任せられ慶長七年造營して移り、爾來加藤貞泰、池田出羽守荒尾但馬の居城となり明治維新後廢城となる。

**中村一忠墓** 祇園町一丁目感應寺に在り、米子開府の祖で往時公の遺骸を埋めたる地に堂宇あり公及殉死兩臣の木像を安置せしも、堂宇朽ちて木像は本堂に移し明治四十二年三百年祭を執行し碑を建立す、法名青龍院殿一融源心大居士、殉死せるは垂井勘解由、服部若狭の兩人である。

**横田内膳墓** 中村一忠幼少の爲め幕命により後見役として附けられた家老で、中村氏の施設方針は大内膳の裁量に出たものであるが、横恣が崇つて城中に誅せられ感應寺の日長上人に遺骸を引取られたが、後に一忠上人の意氣に感激し同寺を菩提寺として寺領三百石を寄進せる爲め、内膳の墓は寺町妙興寺に徒された。



**村河與一衛門直方墓** 直方は村河九代目で城代家老荒尾の上宰となり地方産業の興隆に貢献し、維新の際勤王の大義を唱へ志士を大山に糾合して義兵を擧げんとし幕吏に檢舉され、勘定場に引かれ取調をうけるや堂々所信を披瀝して屈せず、主家荒尾では累の本藩に及ぶことを恐れ切腹を逼り肯ぜざるため遂ひにこれを刺殺した、時に慶應三年十月十日享年四十四歳幕府公儀に對する届出は病死とせられ死亡の日も十一日と記され、博勞町了春寺に墓碑があり法名自得院一關了徹居士、太政奉還に先だつこと數日待望したる天日の輝を仰ぐこと能はずして逝去せしも其の誠忠は天聽に達し、明治二十四年十一月五日別格官幣社靖國神社に合祀せられ特旨を以つて正五位を追贈、本年七十周年を迎へ顯彰會により記念碑建設を企圖されて居る。

**松本元泰墓** 愛宕町總泉寺にあり、蘭醫學を講究し種痘の祖で頼山陽の薰化を受け嘉永年間天下多事國防急を告ぐる時陸戰新案昇平三防策を著し地雷、水雷に關する軍器を發明し國事に盡瘁藩主の賞鑑する所となつた。

**中江藤樹遺跡** 就將小學校々地の西端に標柱を建つ此の地は聖人が九歳から十歳迄祖父中江吉長に養育せられた遺跡である。

**大谷甚吉墓** 愛宕町總泉寺にあり、元和四年五月村川市兵衛と共に竹島渡海を開き元祿九年に至る八

十年間航海事業を繼續し、幕府から御朱印船、印幕、御紋提燈、槍手鏃、鐵砲を公許し優遇された。

**村川市兵衛墓** 寺町萬福寺にあり寛永年間竹島に於いて病死し竹島院大譽淨本大禪定門と戒號す。

**元弘帝舊跡** 車尾深田の邸内にあり、元弘二年二月後醍醐天皇隱岐へ御遷幸の途次車駕を駐め給ひしところで、御製の短冊御手筈、御文庫、御宸筆の古今集其の他を賜ひ興國二年八月一小祠を營み天皇の神靈を祀る。尙同家の庭園は其の庭石の配置手法等より推し南北朝時代に築造せられた我國庭園中最古のものであることが造園界の權威京都林泉協會の重森三玲氏により發見され就中池中鶴龜に型取つた小島は完全に原形を保存され我國第一の名園として推獎することの出来る立派なもので庭園面積八十坪全體を蓬萊に模したものである。

名 勝

**錦公園** 西町にあり(公園の項参照)

**湊山公園** 久米町にあり(同上)

**南公園** 愛宕町、祇園町、陰田町に跨る(同上)

**美吉公園** 目久美町にあり(同上)

**東公園** 陽田町にあり(同上)



勝田公園 博勞町二丁目にあり（神社及公園の項参照）

糺山公園 立町にあり（同上）

感應寺 祇園町一丁目愛宕山支脈常住山の中腹にあり古城址飯山と相望み藥研堀の水深く其の下に湛へて境地幽寂、樹下石頭古を語り山逕數歩を攀れば林間座して深浦の水光に接し欸乃の聲松風に和す。

賀茂神社 加茂町二丁目にあり米城鎮護の古社で老樹蒼鬱として社頭を蔽ひ神威自ら侵し難く、境内の古井は地方第一の優良水で夏時涼を樹下に納れ一掬神泉を味はゞ炎塵何の處にか去り、近時花樹を植へ神園更に趣を加へ社内應神天皇を合祀し八幡宮と稱び元久米城八幡臺に在りしものを遷して一宮を構ふ。

日野川 車尾にあり山陰第一の大河で源を中國々境の船通山に發し素尊の大蛇退治で簸ノ川と本家争をなし、流域八十餘軒滔々日本海に注ぐ水力電氣の發電所多く鮭、鮎の名所で車尾地内に架す鐵筋の長橋日野橋又山陰一を誇り橋頭の觀望絶佳である。

夜見ヶ濱 白砂青松二十軒日本海を横截嘴出して内外海を劃す大天橋である。

天然記念物

根上り連理松 博勞町二丁目法城寺境内にあり、星霜三百餘年を経たる老松大小二株、共に高く根を露出して一根は水平に出て相接し其の長さ各二米七で樹高は大株四十五米、根上りの高さ大株四米五、小株二米七で大日本老樹名木誌には日本第一の評を下し大正六年本市は石垣及木柵を設けて保護し、同十四年天然記念物として指定を受けた。

著名建造物

鳳翔閣 西町錦公園内にあり明治四十年五月、大正天皇東宮に在せし時山陰行啓の御座所として郡で造營せられたもので、三十九年六月二十九日に工を起し十二月二十九日に竣工し工費三千二百八十八圓を要し建坪五十四坪三八、大正十二年郡制廢止と共に無償讓渡をうけ本市の經營に移つたが翌十三年白蟻發生床板を蝕害した爲め驅除を行ひ、十四五兩年に互り屋根を銅板葺に改め避雷針二基を建設し、昭和八年八月澄宮殿下の御成りに際し大修繕を加へ維持經營に努めて居る。

公會堂 同じく錦公園内にあり四十年五月、東宮行啓供奉員歡迎の用に供する爲め三十九年五月二十五日本市で起工、設備費こめて總經費六千百十四圓を以つて十月十三日に竣工せしめ、建物面積百三



十九坪八三五で、四十年九月一日から使用條令を設け一般公會の用に供して來たものである。

庭園

車尾深田家に日本最古の庭園あり室町時代のものにして史蹟の中後醍醐帝跡の項に附記したり。尙内町後藤市右衛門氏邸の露路は徳川初期のものとして日本庭園史圖鑑に蒐録せられて居る。

第三節 觀光

雄姿冠絶せる大山の麓、波光激澗たる錦海の畔、弓ヶ濱大天橋の基部に位して靈泉と風光の明媚を誇る本市は昭和九年六月十一日米子觀光協會を設立し、市長を會長として近郊町村と協力之れが紹介宣傳にとめつゝある處であるが、觀光事業については昭和三年伯備線の全通を機として、大正八年及十三年に發行された米子案内を補修し商工人名録を附して第三版を刊行し、同時に鳥瞰圖米子大觀を發行、四年には東京葛原しげる氏に囑して「米子小唄」を作成し五年國立公園協會に加入して更らに鳥瞰圖の改訂版を再刊し、六年には鐵道省旅客課からの依頼により觀光地寫眞を寄贈すると共に、日本海航空會社の三菱式C一型機を以つて上空遊覽飛行を敢行、觀光思想の普及にとめ市内女學校前及米川堤には六、七兩年度に互り觀櫻施設を助成し、七年三月十四日觀光ルートの上に於いて、本市と最も密接な關

係にある大山國立公園の實現促進を爲め同協會支部を設立した。

又八年九月には市内觀光遊覽地の施設充實を期し公園調査會を組織して計畫を定め、之れに基いて其の實現への第一步を踏み出したことは既に公園の項に述べたところで市内名所の繪ハガキを發行し、十一年皆生溫泉に滞在中の野口雨情氏に依囑し宣傳小唄「米子節」の完成と米子鳥瞰圖の三刊を行ひ、又六月八日大山國立公園の指定で大神山神社々に執行せられた報告祭及之れが祝賀を協賛し、尙市内公園の施設については寄附二千圓を募集し植樹と小設備に充て應急策を講じた。



### 第十七章 警備及災害

#### 第一節 消防

本市消防の沿革は明治二十七年五月十六日私設米子消防組が設置され、甲乙二組に分ち各組共組員二十五名を以つて定員とし、腕用唧筒二臺を備へ同三十年公設に組織變更と同時に組を廢し部制を採用し大正六年四月四日各部人員を三十名に増員六月七日河野式腕用特大唧筒二臺、同十年十月二十六日森田式瓦斯倫唧筒二十馬力一臺を購入施設の擴充に努めたが、十五年上水道が完成して一月六日消防出初式を兼ね消火栓の放水試験を行ひ、強大な水壓による消火の威力は本市防火陣の完璧を期することとなり昭和八年四月から市内各區の自警消防に對し毀損手當及獎勵金を交付し、更らに農村部方面に對する防備として昭和二年から四年に互り腕用唧筒四臺を奥陰田、幸町、口陰田、西大谷の四私設消防組へ貸付し、又米子警察署構内の火ノ見櫓、陰田、西大谷、長田三ヶ町の警鐘臺を總工費八百八十一圓五十錢で建設し設備の改善を圖り、同六年公設消防組から自動車唧筒一臺(價格二千五百五十圓)を本市へ寄附して裝備は益々充實を加へ、他市町村への救援出動範圍は著しく擴大され九年多年の懸案であつた公設消防

組組織の變更を行ひ、組頭以下六十二名を三月三十一日限り辭任せしめ四月一日を以つて更めて米子市公設消防組を設置し、夜間常備制を定め從來の部制を廢し消防手三十名とし一班五名宛が交替にて市役所構内の消防詰所に出務し、市内私設の消防組には慰勞金を交付して非常時の出勤を迅速ならしめ、十年六月二十日又市民有志の寄附により自動車唧筒一臺並に消防器具を寄附せられ、住吉村の合併では三部九十四名の組員を有する公設住吉消防組を編入、次いで十一年車尾村合併で二部制を以つて組織する組員六十四名の公設車尾消防組を加へ、本市消防陣營の整備成り防火思想の普及徹底と災害警備に努めて居る。

### 火災

年 度	度 數	損 害	住 家		非 住 家	
			全 燒 棟 數	半 燒 棟 數	全 燒 棟 數	半 燒 棟 數
昭 和 二 年	四	七九、〇九八	八	四	一	二
同 三 年	四	三二、八一〇	一	一	四	三
同 四 年	一	六七、五二四	一	五	八	二
同 五 年	一〇	六、四〇九	二	二	二	二



年 度	度 數	損 害	住 家		非 住 家	
			全燒棟數	半燒棟數	全燒棟數	半燒棟數
同 六 年	九	七、二九八	八	六	一	二
同 七 年	五	二、〇八三	四	三	一	一
同 八 年	一四	七、五二〇	三	二	一	一
同 九 年	一〇	六、〇六七	一	三	一	一
同 十 年	一四	二、九九八	一	五	四	三
同 十 一 年	九	二二、八八三	三	一	七	六

備考||損害千圓以上ノ火災ハ卷末畧年表ヲ参照セラレタシ

施設

名 稱	自 動 車		腕 筒		部 又 ハ 組 數	組	員
	脚	瓦 斯 倫	腕	筒			
米子市公設消防組	二	一	一	一	一組		三二
住吉公設消防組	一	一	一	三	三部		九四
車尾公設消防組	一	二	一	一	二部		六四

私 設 消 防		自 警 消 防		組	員
口 陰 田	奥 陰 田	西 大 谷 田	長 田		
一	一	一	一	一組	六一五
一	一	一	一	一組	
一	一	一	一	一組	
一	一	一	一	一組	

備考||組員ニハ組頭、部長、小頭ヲ含ム

第二節 水 災

本市に於ける水災は大正元年以來昭和十一年まで二十五箇年を通じ十六回に及び、内大正年間の出水記録は十二回に上り最も激甚を極めたのは大正七年九月十三日の大洪水で、兼久堤防六十間が缺潰し殆んど全市を濁流に捲込み道笑町、大工町方面の如きは床上六、七尺に達し明治十九年以來の洪水と云はれたが之れを除けば他は全部加茂川の氾濫によるもので、昭和三年都市計畫の樹立と同時に眞先取上げたのが加茂川改修問題であつて七年から九年にかけて完成し、豪雨度毎に市民を脅威した水の惱みから



救ふこととなり昭和になつてからの出水記録は四回で左の如くである。

昭和三年六月二十九日 強雨の爲め加茂川出水糞町裏に浸水。

昭和五年六月二十九日 前日來の降雨に拂曉頃から潦水氾濫し午前十一時頃最も甚しく床上浸水三十五戸、床下浸水九百六十五戸橋梁の流失二橋あり道笑町、万能町、四日市町、東倉吉町方面の低地部は地上二尺乃至三尺に達し一時交通杜絶し八十戸に食パンを給與し、正午頃から水勢衰へ夕刻に至り全く減水。

昭和六年八月十三日 夜來の豪雨に午前四時頃から加茂川及各公共溝渠の水嵩増大し内町、天神一、二丁目、鹽町大工町二丁目、美吉、長田を除く四十箇町に浸水し床上に達せしもの六十五戸、床下浸水二千百三十八戸で内八十三戸に對し炊出米を配給。

昭和九年九月二十一日 西日本一帯を襲つた大風水害は十九日午後から北東の風雨となり二十日夜半に至り風力益々加はり烈風豪雨を孕んで猛威を揮ひ、午前二時頃加茂川は急激に五、六尺の増水となり同八時三十分頃に至り遂ひに長田地内の新加茂川上流堤防二十一米が缺潰、奔流は瞬時にして耕地に湛へ舊加茂川に流入し道笑町全部法勝寺町、紺屋町、万能町、角盤町、西大谷、糞町方面の沿岸低地部に浸水し床上五百四十二戸、床下千八百四十八戸に及び稀有の大水害で直ちに急施市會を招集罹災救助の善後策を講じ、缺潰箇所は水止工事の應急措置を施し夜半之れが工事を了るゝ共に市内は全く減水したが法人、個人營業等の被害總額は約六十萬圓に上つた。

鹽 害

昭和八年九月四日から五日にかけて暴風あり通稱兒島新田水田に海水浸入し之れが爲め收穫皆無となつたもの耕地一町七反五畝に及び、縣社會事業罹災救助基金による救助を申請し罹災者五名に對し九十圓十九錢を給與した。



## 第十八章 水道事業

## 第一節 上水道の沿革

人類の生活上水が缺くべからざる要素であることは今更贅言を要せないところであるが、我が米子が昔から飲用水について別に施された設備のなかつたのを見ると左まで不自由はせなかつたものゝやうである、といふのは慶長七年中村伯耆守が入府して此の地を開拓した時代には、内外に濠を繞らして之に加茂川を引入れ滿々たる流水を湛へ、又享保年間には米川が開鑿されて沖積砂礫層の河床と相連絡する之等の伏流水を帶層として、町内の各井水は一部出雲街道に沿ふた土質の關係による日野町以西を除くの外は相當の湧水があつた様であるからである、水質が悪くなつたのは其の後米子の發展に伴ひ人口の増加と家屋の稠密に加へ下水設備の不完全が因をなし、排出する汚水を停滯せしめそれが井水に浸透し更に明治の中葉以後中小工業の勃興が拍車をかけて、遂に恐るべき傳染病の猖獗を招くに至り斯の如き状態は、町民の保健衛生上棄て置き難い重大問題なりとして明治四十三年には大山裾野に源泉の調査さへ行はれたが、當時は未だ水道計畫を全町の輿論として喚起する迄に至らず、大正二年町當局は縣衛生

課に依頼し町内一千百五箇の井戸について水質検査を行つたところ、驚く勿れ良水として其のまゝ飲用に供せられるものは百箇について僅か五箇八分といふ寒心に堪へない數字を現はしたので、下水改良によつて之を防止しやうとしたが財政の點と計畫地域の狭少なことゝが問題となつて、將來全町に亘る下水計畫の樹立に障礙を來すものであるといふので中止され、不良區域の町民は一荷四錢から十錢といふ飲料水を買ひ使用水は不完全極まる濾過装置を施して需用を滿す有様で、漸く上水道の必要を感じ出したが何分にも巨資を要する大事業であるのと一方適當な水源を得ることの困難なといふ二つの暗礁に乗あげて、其の間民間事業で之を計畫したのもあつたが容易にして實現を見るに至らず荏苒歲月を經過した。

大正十一年西尾町長就任し時勢の進歩と町年次の發展膨脹は、公衆衛生及防火上最早一日もこれを忽にすべきでないといふので町會議員、區長、町有識者を網羅した町是調査會を起し、上水道の急施を諮り滿場一致の可決を見町會は之に要する調査費を即決して具體的調査を行ふことゝなり、東京より和田技師を招聘し調査設計を囑託、同年十一月水源地の探索に着手して宇田川村高井谷、幡鄉村坂長の兩湧水及成實村日原の法勝寺川伏流水、日野川の地表流水等を調査したが孰れも距離の遠隔或は水量の貧弱灌漑水の故障等があつて最後に日野川の伏流水に着眼し調査を進めて居る内に鑿井に據る地下水利用が



工費も低廉であるといふので世論を沸騰させ其間隙に乗じ、鑿井會社の猛烈な策動が始まつて大正十二年四月、農商務省地質調査所に調査を申請し斯界の權威者農商務技師、大井上義近氏の派遣を得附近一帯に亘る地質調査が行はれたが結局に於て米子町及其の周圍には適當な帶水層が發達せず、鑿井しても到底良質の水量を得ることは不可能で、日野川沿岸就中現水源池附近の伏流水を以つて最も有望とするとの意見で、和田技師の見込と完全に一致し爾來湧出量、水量其の他について嚴密な試験を行ひ水量も豊富にして水質又良好、濾過を要せずして飲用に供し得る優良水なることが明確となり、茲に愈成案を得て同年六月町會に附議し十三、四兩年度の繼續事業として總工費七十萬圓を以つて施工に決し、同月二十七日起工認可並に起債の稟請をなすと共に國庫及縣費補助を申請した。

然るに同年九月一日の關東地方大震災に遭遇し主務省に於て審議中の稟請書類は全部焼失し、加ふるに財界の一大變動を來して政府は極度の緊縮を行ひ、又町に對する補助前例がないので國庫の補助は全然絶望となり、之を前提とする時は補助の決定迄は工事認可を得ること不可能となり、已むなく財政計畫を變更し國庫補助の有無に拘らず縣費補助、起債、寄附金等を以つて實施することに改め大正十二年九月二十六日書類を再作成して提出したが、審議は災後事務の混雜と多忙で進捗せず十三年六月十一日漸く工事認可あり、次で七月十六日起債許可を得九月十日一部の工事に着手することが出來た、然し乍

ら尙用地の買収や用水問題等について伏流水を利用するといふ地方最初の計畫であつた丈、これに對する一般の認識が足らず種々なる問題が惹起され、幾多の難關に遭遇し大正十四年三月十日起工式を舉行銳意工程の進捗に努めたが翌十五年八月亦又重大問題が勃發した、それは米川、新開川兩水利組合が灌漑用水補給のため本町上水道水源の上流地點に日野川の河床を横斷する壁深丈餘の鐵筋混凝土堰堤を築設し、伏流水の全量を堰止めやうとする計畫であつて此の問題は死活に關し、幾度か縣當局に折衝し又主務省に陳情して漸く圓滿解決を得るに至つた。

斯くして一方國縣補助に對しても全力を擧げ、當時の縣會議員遠藤光徳、雜賀啓次郎兩氏の縣費補助に對する努力は多大であつて、十四年六月十八日縣費十四萬圓を七箇年度を以つて補助の指令あり、其の間篤志家寄附も六萬八千圓に達し國庫補助又昭和二年三月三十日十六萬七千圓を十一箇年度に分割交付の指令が發せられ、諸事順調に進んで大正十五年一月主要部分の落成を告げ、二月二十日試験通水を行ひ四月一日より一般給水を開始し、同年十一月三十日豫期以上の好成绩を以つて竣工検査を終了したものであるが、水道史上に特筆すべきは國庫補助金の交付で當時政府の方針として、地方事業に對し之を交付する場合は市又は之に隣接する町村に限られ單獨の町は其の途を塞がれて居た、殊に時機は關東大震災の直後財政緊縮の折柄で容易に之を認め得られるものでなかつたが、此の裏面には故坂口豐藏氏



が西尾町長が運動の爲め上京の都度自費を以つて帶同され、最も親交の厚かつた都新聞社長の大谷誠夫氏（本縣出身）と共に畫策斡旋、側面から熱烈な援助を與へられた爲め、遂に全國に於ける町村國庫補助の新記録をつくり嚆矢となつたもので、昭和十一年水道布設十周年を迎へ其の秘史がはじめて明らかにされた。

十周年畧誌

昭和二年 昭和元年十二月臨時水道部が閉鎖され一切を經常水道部に引継ぎ全般事務を處理し、尙米川農業水利と上水道との關係につき改修工事の仕様調査を行ひ、設計變更につき内務、農林兩省に陳情、知事より京都帝國大學理學部に學術的調査を託し野滿博士外四氏出張調査あり。

昭和三年 市制記念事業として錦公園内噴水池を築造せられ通水式を舉行、米川關係の野滿京大教授一行の調査完了伏流水唧揚設備を撤回設計内容に變更を加へられたるも具體的解決に到らず。

昭和四年 夏季大旱魃の爲め日野川表流水枯渴古地井手に灌漑用水を分與送水せるも取水井湧出量には影響を認めず市内は給水要望を將來の戸口増加に備へ十二箇所千九百七十七米七の支管延長工事を施行す尙本年は市廳舎の火災ありしも書類は幸にして全部搬出され、假事務所を舊廳舎裏の倉庫に増築移轉し市廳舎再築に伴ひ水道部倉庫附屬建物全部移轉増築の必要を生じ、元商工會會館の讓渡を受け假事務室及倉庫に充當す。

昭和五年 米川新開川農業水利改良事業に伴ふ源水取水上の水利權問題は組合に於て保證責任を負ふことにより圓滿なる協定成立し、古地井手補水問題は六千圓を交付して責任一切を消滅す。

昭和六年 財界不況の實情に鑑み市内適當の位置を選定公設共用栓五十五栓を新設し三百二十戸の新加入を見た。尙水道寄附未納整理に關し七月より月賦分納方法を定め督勵に努力す。

昭和七年 縣費補助交付金完納のため經理上困難を來し緊縮と節約の斷行により收支の均衡を維持す。

昭和八年 昭和十三年度に於て積戻の豫定を以つて市基本財産の一部を一時繰入す。

昭和九年 大風水害に際會せるも上水道は些の損害も受けず施工上の確實を立證せられ又水道建設投資公債中一部の高利債を低利債に改め財政緩和を計る。

昭和十年 市内六箇所に亘り支管延長千七百七十八米消火栓十一箇を新設、此の工費一萬圓を要し内九千圓を起債に俟つ、又湊山公園内膳丸廣場に至る給水工事を施工し給水栓二箇を設置一般遊覽者の便に供す。

昭和十一年 創設以來十周年に相當し十一月二十七日商品陳列場階上に於いて、奉告祭並に記念式を舉行し功勞者五十四名及公設共用管理人、十年勤続水道吏員等に對し感謝狀又は表彰狀を贈り記念品を呈し、公會堂に祝賀會を催したり



## 第二節 設 備

本市の上水道は給水人口五萬に達する迄を第一期計畫とし送水管、配水本管を除く他の施設は必要に應じ擴築する方針のもとに、先づ豫定人口の三分の二に對する設備を施工し、一日一人の平均給水量を最大一一一立方米(六斗一升強)と定め、消費豫定水量は毎秒〇、〇六四二八立方米(二立方尺三一)となるが水道は四季の變化は勿より一日中でも晝夜及朝夕等の時間に依つて其の使用量を異にするため、最大給水の場合にはこれに五割を増し外に消火用水毎秒〇、〇四六四七立方米(一立方尺六七)を見込み、合計〇、一四二八九立方米(五立方尺一三五)を以つて配水本管に對する計畫水量とし、水源は現在新市域に編入せられてゐる車尾村宇古地地内、日野川の左岸堤防に接續せる平坦耕地に定め、北は山陰本線の築堤に連り南に觀音寺山脈が屏立し、地質は表面五十糎内外の壤土を除いて安山岩質の礫と玉石混淆の花崗岩質粗岩とから成り其の深度は九米に達し附近一帶に處々清水の湧出するを見、地下二十糎内外の掘鑿で容易に清冽の地下水を得らるゝ狀況で、水質は無色清澄洪水時に際しても變化を認めることなく、細菌聚落は僅か七個に過ぎず而も尙之に對して萬一の危険に備へ、液化鹽素滅菌機を以つて完璧を期し水温は冬季十五度夏季十七度、冬温かく夏冷めたい理想的の伏流水を源水として、自然濾過に依る湧水を其の儘給水出来るのは本市が全國に誇りとするところである。

而して之を取水する爲めの設備としては、徑十五尺深さ十五尺の井二箇を掘鑿し、兩井は内徑二尺のモルタル管で連絡し十四吋鐵管に依つて唧筒井に導かれて居る。唧筒井は取水井と同じく徑深共十五尺とし内部に流動壁を設け、淨水の停滯腐敗を防ぎ觀音寺山頂の配水池へ送水し其の爲め水源構内には鐵筋混凝土平家建四十八坪の唧筒室を設け、五十五馬力電動機直結、口徑百五十耗高壓タービン二基を据付、毎秒一立方尺五四を揚程基面上五十七米に唧揚して居るが、水深減は僅か四尺以内に止まる豊富な湧水量を有し、尙停電其の他の事故に備ふる爲め電動機と同等能率を備へる「ラストン」重油機關唧筒一臺を豫備とし、此處から配水池迄は内徑三五〇耗の送水管が一直線に米川、新開兩川を跨ぎ延長九百五十六米で觀音寺山頂に到り、其處には人口五萬に對する十二時間分水量の三分の二、即ち一、八五五立方米(六萬六千六百六十六立方尺)を貯溜せしめる爲め、内法十五米五有效水深五米五の配水池二箇が設置され池體、扶壁、隔壁、導流壁等は鐵筋混凝土で構築し、内外面共「シルベスターレンダリング」を施し止水の安全を期し配水管は内徑四〇〇耗鐵管を用ひ其の路線は山を下つて國道第十九號線へ一直線に延び、之より同路線を経て市内國道十八號線との交叉點に至る延長一千九百五十六米を幹線とし、終點に於ける摩擦損失は九米四で、最小有效水頭三十九米四に達し、此の強大な壓力は如何に防火の上に役立つて居るか年次火災の被害額が減少しつゝあるのにも判る、而して市内に對する配水管は此



處から分れて各方面の現在人口密度と、將來の發展情勢等を考慮して徑管配置を定められ其の概要を擧れば

- 第一 法勝寺町より東倉吉町迄内徑三〇〇耗、西倉吉町より立町迄二五〇耗、灘町に至つて二〇〇耗
- 第二 糺町一丁目迄二五〇耗、角盤町並博勞町方面に向ひ各二〇〇耗管を分岐
- 第三 日野町を経て停車場通りを加茂町迄二五〇耗、西町迄二〇〇耗

大體以上の如くで更に隨所に於て一五〇耗又は一〇〇耗支管を分岐し、以つて鐵管網を造り總延長三〇、七二〇(七里八分強)で尙必要に通じ制水弁を附し、百米乃至百八十米の間隔にて消火栓百五十基を配置し、又専用給水を受くること能はざるものに公設共用栓百一基を備て居る。

第三節 現況及將來の擴張

水道の普及は市民生活の向上と各種文化施設の發達に伴つて漸次増加し、昭和九年には總戸數に對する水道使用者五十六%九を示したが、十一年には隣接村を合併の結果總人口の増加に依り五十三%七となつた。

給水累年比較

年次	専用栓	私設共用栓	公設共用栓	計	増加數	總戸數ニ對スル割合	
						水道使用者	井水使用者
昭和二年	一、四六一	一五〇	四一	一、六五二	三九六	三九、〇%	六一、〇%
同三年	一、七六五	一九七	四一	二、〇〇三	三五二	四三、〇%	五七、〇%
同四年	二、〇五二	二六七	四三	二、三六二	三五九	四八、〇%	五二、〇%
同五年	二、三三八	二九七	四五	二、六八〇	三八	五〇、〇%	五〇、〇%
同六年	二、五六一	三三〇	一〇〇	二、九六一	三二一	五四、〇%	四六、〇%
同七年	二、七〇〇	三六七	一〇一	三、一八八	一九七	五五、三%	四四、七%
同八年	二、八九五	三八三	一〇一	三、三七八	一九一	五六、一%	四三、九%
同九年	三、〇三五	四〇一	一〇一	三、五三八	一五九	五六、九%	四三、一%
同十年	三、一六五	四一一	一〇一	三、六七七	一三九	五六、三%	四三、七%
同十一年	三、三三五	四三九	一〇一	三、八六五	一八八	五三、七%	四六、三%

備考 總戸數に對する水道使用者の割合が昭和十年以降に低下したのは、供給區域外の住吉、車尾等編入農村を加算した特種事情に依るもので、供給區域内に於ては最近尙百四、五十から二百近い栓數を毎年増加しつつある。



配水量

年次	昭和二年		三年		四年		五年		六年		七年		八年		九年		十年		十一年	
	總配水量 立米	最大一日配水量 立米	最小一日配水量 立米	平均配水量 立米	總配水量 立米	最大一日配水量 立米	最小一日配水量 立米	平均配水量 立米	總配水量 立米	最大一日配水量 立米	最小一日配水量 立米	平均配水量 立米	總配水量 立米	最大一日配水量 立米	最小一日配水量 立米	平均配水量 立米	總配水量 立米	最大一日配水量 立米	最小一日配水量 立米	平均配水量 立米
昭和二年	三、八七、七四三	一、五六一	〇、四六〇	一、〇六二	三、八七、七四三	一、五六一	〇、四六〇	一、〇六二	三、八七、七四三	一、五六一	〇、四六〇	一、〇六二	三、八七、七四三	一、五六一	〇、四六〇	一、〇六二	三、八七、七四三	一、五六一	〇、四六〇	一、〇六二
同三年	四、九三、七三九	一、九五七	〇、八七六	一、三三八	四、九三、七三九	一、九五七	〇、八七六	一、三三八	四、九三、七三九	一、九五七	〇、八七六	一、三三八	四、九三、七三九	一、九五七	〇、八七六	一、三三八	四、九三、七三九	一、九五七	〇、八七六	一、三三八
同四年	五、六七、一八七	二、八四八	一、〇二七	一、五五一	五、六七、一八七	二、八四八	一、〇二七	一、五五一	五、六七、一八七	二、八四八	一、〇二七	一、五五一	五、六七、一八七	二、八四八	一、〇二七	一、五五一	五、六七、一八七	二、八四八	一、〇二七	一、五五一
同五年	五、八七、五三三	二、五一一	〇、九九一	一、六〇七	五、八七、五三三	二、五一一	〇、九九一	一、六〇七	五、八七、五三三	二、五一一	〇、九九一	一、六〇七	五、八七、五三三	二、五一一	〇、九九一	一、六〇七	五、八七、五三三	二、五一一	〇、九九一	一、六〇七
同六年	六、四一、六九二	二、六九五	一、〇三四	一、七五八	六、四一、六九二	二、六九五	一、〇三四	一、七五八	六、四一、六九二	二、六九五	一、〇三四	一、七五八	六、四一、六九二	二、六九五	一、〇三四	一、七五八	六、四一、六九二	二、六九五	一、〇三四	一、七五八
同七年	六、五八、四六六	二、七二八	一、一三八	一、七九二	六、五八、四六六	二、七二八	一、一三八	一、七九二	六、五八、四六六	二、七二八	一、一三八	一、七九二	六、五八、四六六	二、七二八	一、一三八	一、七九二	六、五八、四六六	二、七二八	一、一三八	一、七九二
同八年	七、四五、四六七	二、九七七	一、四四九	二、〇四〇	七、四五、四六七	二、九七七	一、四四九	二、〇四〇	七、四五、四六七	二、九七七	一、四四九	二、〇四〇	七、四五、四六七	二、九七七	一、四四九	二、〇四〇	七、四五、四六七	二、九七七	一、四四九	二、〇四〇
同九年	七、八六、〇一一	三、三三四	一、六五七	二、一五一	七、八六、〇一一	三、三三四	一、六五七	二、一五一	七、八六、〇一一	三、三三四	一、六五七	二、一五一	七、八六、〇一一	三、三三四	一、六五七	二、一五一	七、八六、〇一一	三、三三四	一、六五七	二、一五一
同十年	九、九、九九八	三、九〇二	一、六八〇	二、五二二	九、九、九九八	三、九〇二	一、六八〇	二、五二二	九、九、九九八	三、九〇二	一、六八〇	二、五二二	九、九、九九八	三、九〇二	一、六八〇	二、五二二	九、九、九九八	三、九〇二	一、六八〇	二、五二二
同十一年	一、〇七、二五七	三、八八九	二、二三八	二、九三三	一、〇七、二五七	三、八八九	二、二三八	二、九三三	一、〇七、二五七	三、八八九	二、二三八	二、九三三	一、〇七、二五七	三、八八九	二、二三八	二、九三三	一、〇七、二五七	三、八八九	二、二三八	二、九三三

最大最小使用量（一日中）

區分	昭和二年		三年		四年		五年		六年		七年		八年		九年		十年		十一年	
	最大配水總量 立米	最小配水總量 立米	最大配水總量 立米	最小配水總量 立米	最大配水總量 立米	最小配水總量 立米	最大配水總量 立米	最小配水總量 立米	最大配水總量 立米	最小配水總量 立米	最大配水總量 立米	最小配水總量 立米	最大配水總量 立米	最小配水總量 立米	最大配水總量 立米	最小配水總量 立米	最大配水總量 立米	最小配水總量 立米	最大配水總量 立米	
最大配水總量	一、五六一	〇、四六〇	一、九五七	〇、五三〇	二、八四八	一、〇二七	二、五二二	〇、九九一	二、六九五	一、〇三四	二、七一九	一、一三八	二、九二七	一、四四九	三、三三四	一、六五七	三、九〇二	一、六八〇	二、一三五	三、八八九
最小配水總量	〇、四六〇	〇、六一四	〇、五三〇	〇、六四四	〇、八三〇	〇、三三〇	〇、六七七	〇、六七八	〇、六五八	〇、七三三	〇、六四六	〇、七三三	〇、七八八	〇、九〇五	〇、七八八	〇、九〇五	〇、八六五	〇、八六五	〇、八六五	〇、八六五
最大一戸當	〇、二一〇	〇、二一〇	〇、三三七	〇、三三七	〇、三三〇	〇、三三〇	〇、二八二	〇、二八二	〇、二七九	〇、二七九	〇、二七九	〇、二七九	〇、二七九	〇、二七九	〇、二七九	〇、二七九	〇、二七九	〇、二七九	〇、二七九	〇、二七九
最小一戸當	〇、一三六	〇、一三六	〇、一四三	〇、一四三	〇、一八四	〇、一八四	〇、一五一	〇、一五一	〇、一五三	〇、一五三	〇、一五三	〇、一五三	〇、一五三	〇、一五三	〇、一五三	〇、一五三	〇、一五三	〇、一五三	〇、一五三	〇、一五三
最大一人當	〇、〇七九	〇、〇七九	〇、〇七三	〇、〇七三	〇、〇七三	〇、〇七三	〇、〇六三	〇、〇六三	〇、〇六二	〇、〇六二	〇、〇六二	〇、〇六二	〇、〇六二	〇、〇六二	〇、〇六二	〇、〇六二	〇、〇六二	〇、〇六二	〇、〇六二	〇、〇六二
最大月日	七月二十六日	七月二十六日	九月五日	九月五日	八月一日	八月一日	八月十日	八月十日	八月八日	八月八日	七月十一日	七月十一日	七月二日	七月二日	七月二十八日	七月二十八日	八月二十三日	八月二十三日	七月二十九日	七月二十九日
最小月日	一月十五日	一月十五日	一月三日	一月三日	二月四日	二月四日	一月一日	一月一日	一月一日	一月一日	一月一日	一月一日	二月十九日	二月十九日	一月一日	一月一日	二月五日	二月五日	一月一日	一月一日
給水戸數	二、一七九	二、一七九	三、〇八九	三、〇八九	三、五五八	三、五五八	三、七〇四	三、七〇四	四、〇六七	四、〇六七	四、二〇五	四、二〇五	四、二九八	四、二九八	四、三八〇	四、三八〇	四、四七九	四、四七九	四、五七〇	四、五七〇
給水人口	一三、〇五二	一三、〇五二	一三、九〇二	一三、九〇二	一五、八三三	一五、八三三	一六、六六八	一六、六六八	一八、三〇一	一八、三〇一	一八、九三三	一八、九三三	一九、三〇一	一九、三〇一	一九、九三九	一九、九三九	二〇、六二九	二〇、六二九	二一、一〇三	二一、一〇三

將來の擴張

本市水道の豫定計畫は給水人口五萬として樹立せられ現在は其の三分の二、三萬三千三百三十四人に



對する設備が行はれ昭和十一年の給水人口では未だ一萬二千二百人の餘裕を存して居るが、將來人口の増加と共に給水については現取水池に並んで更らに一箇を増設し、又唧筒も將來五臺併列に差支なき様設計され、配水池も既に豫定地を設け何時にても必要に應じ築造せらるゝ様萬端の準備成り、給水人口を全市民の三分二として五萬に對する全能力を發揮するのは、米子市が七萬五千の總人口に達した時である。

第四節 水道經濟

上水道に對する經濟計畫は、當初昭和十二年迄に二十八萬四千二百圓を一般會計から繰入する豫定であつたが、其の成績は頗ぶる良好で昭和二年度迄に合計十二萬一千六百圓を繰入したのみで、三年度からは之を打切り後七年度から九年度にかけ合計一萬四千五百圓を基本財産から一時繰入して居るが、此の分に對しては各々積戻計畫を樹て一時流用に過ないものであるから、結局に於て當初の繰入豫定額に對し十六萬二千六百圓を節約し、全く豫想外の好成績を挙げ而も年々四萬四千圓乃至五萬圓近い公債費を償還しつゝある。

歳入

年 度	使用料及 手数料	給水工 事入	補助金	其 他	繰入金	繰越金	合 計
昭 和 二 年	三三、二九五	一六、二四三	二〇、一〇〇	二、五六一	三〇、〇〇〇	一八、八七〇	一三四、三〇〇
同 三 年	三九、三三四	一一、〇五六	二〇、三〇〇	九、九三三	一	(三、一六五)	一一九、五二二
同 四 年	四五、九四四	一六、九三三	一八、二〇〇	二、〇七九	一	三七、六二八	一〇〇、七四
同 五 年	四八、八三六	一〇、三三二	一七、五〇〇	二、五一一	一	六、四九八	八五、六九九
同 六 年	五〇、四九〇	九、二七七	一五、五〇〇	二、七〇一	一	三三	七八、二四九
同 七 年	五三、八三三	八、一九五	五〇〇	一、六〇〇	二、七〇〇	三、四八八	六九、三二六
同 八 年	五四、三六八	六、五七九	五〇〇	七五八	七、四〇〇	二八	六九、六三三
同 九 年	五五、一三〇	七、三二五	五〇〇	四〇三	四、四〇〇	一〇	六八、七五八
同 十 年	五八、五四三	七、五八七	一、〇〇〇	一三三	一	三七	六七、二八八
同 十 一 年	六二、六八二	七、三二〇	五〇〇	一〇、三三五	一	九二	八一、七三〇

備考 昭和二年繰越金欄ニ加ヘタル括弧數字ハ臨時水道部殘金ヲ示シ七年以降ノ補助金ノ減少セルハ縣費補助完了ノ爲テ其ノ他ノ中ニハ寄附金雜收入金ヲ含ム決算額トス。



歳出

年 度	部							合 計
	事務費	事業費	試験費	公債費	積戻金	臨時部		
昭和二年	一、二〇六	二五、〇九三	一	五、二二三	七、五五	一	九五、二九〇	
同 三 年	二、一九三	二二、〇二九	二四四	四九、八五一	八、一〇八	七〇〇	九一、八八四	
同 四 年	二、八二〇	三一、四七九	二四五	四八、九五六	八、四五九	三、三七	一〇四、二七五	
同 五 年	二、九八七	一八、三六六	二四四	四八、五八一	一	六、二七〇	八五、三六八	
同 六 年	二、六七九	一五、〇八〇	二四四	四七、六六九	一	八九	七四、七六一	
同 七 年	一〇、八六四	一一、〇九〇	一八四	四七、一七一	一	一	六九、二八九	
同 八 年	九、五三二	一三、四四九	一八三	四六、四七〇	一	一	六九、六三三	
同 九 年	八、八四三	一三、三三二	一八三	四六、三六二	一	一	六八、七〇〇	
同 十 年	八、七三九	一三、一八四	一八三	四四、二八〇	一	一	六六、三七六	
同 十 一 年	八、八四七	一八、三三五	一八二	四四、一六三	一	一〇、〇〇〇	八一、五〇八	

第五節 下 水 道

本市は輓近の急激な發展に依つて田畑が忽ち市街地と化した處が多く、而かもこれ等の地は完全な水路溝渠の設備なく、迂餘曲折せる昔ながらの露渠の錯綜でそれに隨時隨意の姑息的改修を加へたに過ぎないもので、下水の排泄不良の爲め汚物は到る處に停滯し殊に夏季蒸熱の候には悪臭鼻をついて悪疫流行の素因をなし、僅かの降雨にも潦水横溢して周圍を汚漬し低地の滯水は數日に及ぶ有様である。

然も之等は何れかと云へば未だ佳良の部で所に依つては、全然下水路の形跡さへ認めず各戸の下水は隨所に溜枳を設けて自然の吸込に任せ、宅地内や道路に流出し且又市内を貫流する加茂川は、其の流域五百三十一萬坪といふ廣大な面積を有するに拘らず洪水量に對する水行斷面が著しく狭小で、一朝豪雨を見れば横溢氾濫家屋に浸水し被害夥しく目も當られぬ慘狀を呈し、尙舊幕時代の遺物たる外豪の汚染は公衆衛生上寒心に堪へぬものあり、上水道の完成に伴ひ系統的下水道の改良施設は最も急なるを要し市では昭和五年五月之れが計畫樹立のため調査に着手し七年三月完了した。

第六節 設 計

下水計畫は永久的建造物たるの性質に鑑み、將來の増殖人口及使用水量等を考究し各戸の排泄汚水量



一日一人につき十立方尺、之に雨水量を見込んだものを基本として排除方法は工費低廉にして而も最も効果的な合流法を採用、雨水と汚水を同時に一條の下水道に依つて疏通せしめるもので全部暗渠式として自然に流れ来る固形物が管渠内に沈澱するのを防ぐため各管渠は毎秒二尺内外の平均流速を與へる設計で、排水區劃は地勢に應じて五區に分つて居る。

今本市の地勢について概観すれば先づ加茂川に依つて南北に縦斷せられ、低地平坦部を除くの外著しく相違し、北部は勝田山に連帶する中學校附近高地から博勞町三丁目及角盤町一丁目を境とし東西に分れ、東部は南に傾斜して排水路は總て加茂川に注ぐ地勢を形成し、西部は西南に向ひ傾斜して加茂川口又は米子港に注ぎ、加茂川南部は城山々麓及美吉、西大谷の急斜部を除くの外全部平坦な低地で、排水系は深浦及鐵道線路を境とし東西に分れ、西部は東町通りを境とし城山々麓は北流して加茂川及外濠に、他は東流又は西流して外濠に注ぎ東部一帯は大部分耕地に屬し、深浦に通じ陰田方面は急傾斜を以つて中海に注ぐ爲め第一區を米子港附近高地一帯、第二區を加茂川北部高地部、第三區加茂川東北部及南部市街地一帯、第四區山陰本線以東及總泉寺山々麓一帯、第五區陰田及總泉寺山裏側中海に沿ふ地域と定め第三區の排水幹線となる。

加茂川は川底の勾配緩く潮汐干満の影響を受くるため、自然流下に依る收容が不可能な上に屈曲多く幅員狭少、年々洪水時に於て危険に曝されるを以つて上流に於て放水路を開鑿し、市街低地部の浸水を防ぐこととして排泄の汚水は深浦に抽水場を設置し、放出の設計を樹て第四、五の兩區は現在殆んど耕地に屬するを以つて將來市街化するを俟つて計畫する方針で、第一區より第三區迄を百五十四萬圓の總工費で延長二萬三千七百七十三間の下水管渠を築造するものである。

各區面積表

區別	居		山地		合	
	ヘクタール	坪	ヘクタール	坪	ヘクタール	坪
第一區	一四、四	四三、五六〇	〇、八	二、四二〇	一五、二	四五、九八〇
第二區	一一九、四	三六一、一八五	一	一	一一九、四	三六一、一八五
第三區	一八〇、二	五四五、一〇五	一一、〇	三六、三〇〇	一九二、二	五八一、四〇五
第四區	二二三、〇	六四四、三二五	一〇一、四	三〇六、七三五	三一四、四	九五一、〇六〇
第五區	一四、六	四四、一六五	二〇五、一	六二〇、七三〇	二一九、八	六六四、八九五
計	五四一、六一	六三八、三四〇	三一九、四	九六六、一八五	八六一、〇	二、六〇四、五二五



排水區別工費

名稱	品種	數量	單位	金額
下水	第一區	二、一七六	間	九六、五〇〇 <small>圓</small>
同	第二區	七、一七六	同	三七〇、〇〇〇
同	第三區	一三、〇一三	同	六六四、五〇〇
同	附屬	一、四〇八	同	七六、〇〇〇
抽水所	加茂川埋立	一	箇所	一九五、〇〇〇
附帶工	加茂川埋立	七二三	間	一四、八〇〇
同	外濠埋立	五四五	同	一〇、〇〇〇
事務所費		一		一一三、二〇〇
計		一		一、五四〇、〇〇〇

第七節 現況

本市下水道工事の上に最も重大密接の關係ある加茂川は、都市計畫と同時に之が改良工事の根本方針

を定め第一期工事に豫定したが、昭和五年三回に亘る洪水の慘禍を蒙り益々其の急務なるを痛感し調査測量に着手、昭和六年五月失業救済事業の起ると共に縣當局と内務省へ對して改良工事の緊要を陳請し一方期成同盟會を組織して目的の貫徹に努め六年十二月河川法準用河川に編入され、次で七年度産業振興土木事業中小河川改良工事として認定せられ、總工費十八萬圓とし其の半額を國庫補助半額を市費負擔として（市費（寄附す）縣事業を以つて十一月一日起工式を擧げた。

其の設計は川幅を現在の三倍以上に擴張を要する爲め、人家稠密の市内を施工すること困難となり、中海に至る最短距離をとること、し長田字才の前より美吉、西大谷の耕地を貫き米子驛西方昭和製絲裏に抜け祇園町一丁目を経て深浦に至り放流、現河川から分岐する上流取合は二十三米の突堤を擴張し、下流二千二百二十米の新河川を掘鑿し河川延長千四十五米を縮小したもので、河口に位する深浦港は當時荷揚場及護岸共に著しく損壞し、加ふるに港内埋没して船舶の出入困難なりし爲め長さ百七十米の荷揚場と外に岸壁護岸の改築を施し、且つ港内を干潮以下二米迄浚渫し放水を完全ならしめ、河川改良工事と共に地方港灣改良事業として別途計畫し、兩者事業の總工費は二十三萬八千九百九十九圓三十二錢に達し昭和八年六月二十六日竣工式を舉行したもので、其の内譯を示せば産業振興土木事業中小河川改良費十八萬三千九百九十九圓三十二錢、内市費負擔九萬三千九百九十九圓三十二錢時局匡救に依る河川改良（池ノ内



地内)三萬六千圓、同地方港灣改良二萬一千七百圓(深浦港)合計五萬七千六百圓に對して國庫より工費の四分の三を補助せられ、地元としては一萬四千四百二十五圓を負擔し國庫補助總額十三萬三千二百七十五圓、市費負擔十萬四千八百二十四圓三十二錢で河川改良に方つては宅地千七百五十七坪三三、田四町一畝十五步、畑二反三畝四步、山林原野七畝二十步、計一萬四千七百二十六坪三三の河敷潰地と家屋十六棟の取除きを要した本市にとつての大事業であつたが、之に依つて米子市二千七百餘戸の浸水並に宅地十一萬九千四百坪、田百七十六町、畑二十四町八反、其他十三町二反は水禍を免れることとなり第三區下水道工事施行の上に重大なる役割を演じた。

## 第十九章 都市計畫

### 第一節 都市計畫の意義

近代都市の發展狀況を見るに十八世紀の後半、機械文明の發達が産業組織を一變して以來資本主義經濟組織のもとに、重要産業は殆んど都市に集中されそれがきつかけとなつて夥しき移住人口を擁して無秩序的に膨脹した、その結果として近代都市は何れも肥大症又は不隨症に罹り社會、住宅、勞働、教育、衛生等各方面に行詰りを生じ幾多重大な諸問題を醸成した。

斯様な無統制な都市生活の諸相に對し有機的施設の計畫によつて根本的解決を與へ、都市を秩序正しき發展に導かうといふのが都市計畫であつて、同法第一條には「本法に於て都市計畫と稱するは交通、衛生、保安、經濟等に關し永久に公共の安寧を維持し、又は福利を増進する爲めの重要施設の計畫」であるとして環境の整備を企畫すると共に、延ひて都市生活者の精神や道德の上にまでも良き影響、良き感化を及し刻々に複雑化して行く都市住民生活様式に順應し適切な施設をなし、之に正しき基調と指針を與へ都市生活の明朗化を圖るのが要諦であつて、都市構成の計畫は此の都市計畫法と市街地建築物



法其の他の附屬法令の運用に依つて成るものである。

## 第二節 本市と都市計畫

本市は昭和二年四月一日市制實施を見るや「大米子市」建設のため百年の大計を確立すべく、同年十月十五日内務大臣に都市計畫法の適用方を稟請し爾來準備調査の方途を講じ、同三年二月一日京都帝國大學名譽教授工學博士大藤高彦氏に顧問を囑託し、五月臨時都市計畫課を新設六月七日都市計畫豫定區域内土地立入許可を受け調査測量に従事したが、四年三月市廳の火災に作製の統計書類並に圖面其他全部焼失し約一箇年に亘る計畫準備の調査資料は全部烏有に歸し、復活追加豫算の議決に依つて再び調査事務に従事したもので昭和三年九月六日、内務省都市計畫課長平田紀二氏の視察あり同日勅令第二百二十五號を以つて都市計畫法第二條の規定に依り本市を指定せられ、同月十日から施行せられることとなり次で都市計畫委員會が組織され、昭和四年一月七日都市計畫準備調査委員設置規程を制定し、更に同年九月十二日將來の發展に備ふべき施設を施行すべき區域、即ち都市計畫の目的たる疆域決定方に關し米子市を中心とする車尾、福生、福米、加茂、住吉の全部及成實村一部(大字美吉)を區域として編入方稟請し、五年五月二十三日を以つて右區域の決定公告を見るに至つた。

### 米子都市計畫區域決定理由書

本市ハ其ノ面積二百六十萬四千五百四十坪中利用面積百六十三萬八千五百九十七坪ニシテ、之ヲ大正十四年國勢調査ニ依ル人口三萬二十八人ニ割當ツレバ一人當五十四坪六合ヲ得ベシ、今本市ニ於ケル人口増加ノ趨勢ヲ見ルニ大正八年末ニ於テ二萬六千四十六人(大正十五年八月舊町城ニ編入セラレタル舊成實ノ一部ノ人口ヲ合算ス)ナリシモノ、昭和三年末ニ於テ三萬一千八百九十七人トナリ既往九年間ニ於テ約二二%ノ増加ヲ示セリ、假リニ標準人口密度一人當平均四十坪トセバ本市ハ昭和十四年ニ於テ人口飽和ノ狀態ニ達スベク、以後ハ専ラ郊外地ニ於テ人口ノ増加ヲ見ルベキモノト思料セラル、本市ハ夙ニ山陰ニ於ケル商工都市トシテ聞ヘ近時商業ノ發達殊ニ著シク、且各種工場隨所ニ建設セラレテ市況愈殷賑ナラントス且如上ノ人口増加ノ趨勢又漸ク顯著ニシテ飽和ノ狀態ニ達スルモ亦近キ將來ニ屬スルヲ以テ本市ノ都市計畫區域ハ本市域ノ外地勢、行政區劃、交通關係、郊外地發達ノ現狀將來ノ想定ヲ參考トシ經濟的、社會的ニ本市ト密接ナル關係アル隣接區域ヲ包含セシムルヲ適當トスベシ、然ル時ハ隣接村ノ内車尾村、福生村、福米村、加茂村、住吉村ノ全部及成實村ノ一部ヲ包括スルノ境域ヲ得ベシ、而シテ以上ノ區域ハ何レノ地點ヨリスルモ現在ノ交通機關ヲ以テ四、五十分以内ニ市ノ中心ニ到達シ得ベク米子都市計畫區域トシテ極メテ適當ナリト思料セラル、今前記區域ニ付包容シ得ベキ人口許容量ヲ考察スルニ標準人口密度ヲ市部一人當四十坪、郡部一人當八十坪トスル時ハ其ノ利用面積市部百六十三萬八千五百九十七坪、郡部四百六十萬五千六百七十九坪ナルヲ以テ其ノ許容人口前者ニ於テ四萬九百六十五人、後者ニ於テ五萬七千五百七十一人トナリ全區域ノ



包含シ得ベキ人口九萬八千五百三十六人ニシテ、昭和六十六年中ニ飽和状態ニ達スルモノト見ルヲ得ベシ。

第三節 街路網

本市の地域は如上に見るが如く漸次宅地に變遷し人家錯立の状態にあるに鑑み將來の交通、衛生、保安、經濟に關する永久施設の必要を考慮し街路網計畫設立の急務なるを認めこれが調査測量に従事し、昭和七年二月五日都市計畫街路網決定に關し内務大臣に稟請し、八年二月十七日之を鳥取地方委員會に諮問せられ六月十九日決定公告を見るに至つたが、其の總線數は四十一線で延長七萬九千八十一米、總工費八百七十六萬五千四百四十一圓を計上して居る。

米子都市計畫街路網延長總括表

區別	等級	種類	路線數	路線延長	中員數				
					中員二〇	中員一五	中員一二	中員一一	
計	二等大路	一類	六	一一、二〇八 <sup>米</sup>	一〇、六五七 <sup>米</sup>	五五二 <sup>米</sup>	一	一	一
	同類	二類	八	二五、二二六	三三二	二、五八八	一	二、五三六	七六一
	同類	三類	一九	三三、三〇三	一、三九〇	一、三九〇	五八	二九、七三四	六六一
	一等小路		八	一〇、三五四	一	一	一	一〇、九八一	九、二八三
			四一	九、〇八一	一〇、九八八	二、三、五二九	五八	三三、三三一	一〇、九〇五

米子都市計畫街路網

區別	等級	種類	路線名	延長	幅員	員數	工事費
二	二	一	米子港内線	二九四 <sup>米</sup>		二〇	三七、七〇一 <sup>圓</sup>
二	二	一	米子・渡線	一、五〇五		二〇	一〇四、二五〇
二	二	一	米子港後藤驛線	一、一七五		二〇	三三六、二一〇
二	二	一	米子港米子驛線	一、八七三		二〇	六〇二、三二六
二	二	一	米子皆生溫泉線	四、四〇四		二〇	七三二、五五一
二	二	一	角盤町米子驛線	一、九五七		二〇	五七二、八〇一
二	二	二	米子港弓ヶ濱線	三、五一〇		一五	三一六、六五三
二	二	二	米子境線	三、五六三		一五	四四四、六八四
二	二	二	勝田屋谷車尾線	三、九七八		一五	二二九、七五四
二	二	二	芝谷皆生線	六、〇一二		一五	三八五、四三五
二	二	二	糺町日野橋線	二、四三一		一五	五二九、六四四
二	二	二	糺町長田線	一、七四八		一五	三一九、三二〇



等級	種別	路線名	延長	幅員	工事費
二	二	長田大工町線	一、九八一	一五	二五八、三三五
二	二	東町陰田線	一、九九三	一五	二四四、五八一
二	三	西町角盤町線	一、〇三三	一一	一二九、九四二
二	三	天神町道笑町線	一、〇二〇	一一	二一九、五三六
二	三	寺町道笑町線	一、四七六	一一	四四五、三七〇
二	三	灘町安倍線	二、三七八	一一	一九九、六〇六
二	三	角盤町立町線	七五三	一一	六八、六八七
二	三	中谷下谷線	二、四六九	一一	一三八、四四八
二	三	後藤驛西福原線	一、六九九	一一	九四、七四〇
二	三	後藤驛陽田線	一、六一〇	一一	一六一、八六八
二	三	四軒屋皆生線	五、七五一	一一	二八二、四一七
二	三	車尾皆生溫泉線	二、五二四	一一	一四四、五二五
二	三	車尾陽田線	三三七	一一	三一、三五九

二	三	米子驛西城線	九九六	一一	五二、二一五
二	三	西大谷車尾線	三、一八八	一一	二一五、七四三
二	三	西大谷陰田線	一、六四一	一一	〇、六五〇
二	三	米子驛西大谷線	五三〇	一一	八四、七九八
二	三	米子驛西町線	一、一一六	一一	一七三、〇七三
二	三	東町上福原線	二、九四二	一一	四一二、八〇七
二	三	加茂町線	一三六	一一	七、二五九
二	小	西町寺町線	七〇四	一一	一八二、八六四
一	小	旗ヶ碕弓ヶ濱線	二、八一三	一一	一一六、一三六
一	小	角盤町西福原線	一、七〇三	一一	七一、九三七
一	小	東福原新開線	六一二	一一	二三、二七一
一	小	車尾皆生線	一、七六五	一一	七七、四三三
一	小	車尾觀音寺線	一、〇一八	一一	三二、一〇一
一	小	車尾長田線	九二二	一一	三五、一三四
一	小	糞町道笑町線	二三〇	一一	二三、七一六



區別	等級	種類	路線名	延長	幅員	工事費
一	小	西町立町線	一、二九一	八	一四七、二六一	
合計			七九、〇八一		八、七六五、一四一	

昭和十年市街地建築物法の一部改正と錦町方面が住宅地域として發展しつゝある現狀に鑑み、緩和規程に依る補助路線を設定することとし昭和十一年三月二十二日内閣の認可を得左の如く追加された。

等級	類別	幅員	街路名稱	起點	終點
二	小	四	後藤驛東線	錦町三丁目	同上
一	小	七	錦町北線	錦町二丁目	同上
一	小	七〇	錦町富士見町線	錦町二丁目	錦町一丁目
一	小	七	錦町博勞町線	錦町三丁目	同上
一	小	一〇	西福原線	錦町一丁目	同上
一	小	一〇 <sup>米</sup>	女學校前線	錦町一丁目	同上

二	小	六	錦町一號線	錦町二丁目	同上
二	小	四	錦町二號線	錦町二丁目	同上
二	小	六	錦町三號線	錦町二丁目	同上
二	小	四	錦町四號線	錦町二丁目	同上
二	小	六	錦町五號線	錦町二丁目	同上
二	小	四	錦町六號線	錦町一丁目	同上
二	小	四	錦町七號線	錦町一丁目	同上
二	小	四	錦町八號線	錦町一丁目	同上
二	小	四	錦町九號線	錦町一丁目	同上
二	小	五	後藤驛博勞町線	錦町二丁目	同上

第四節 市街地建築物法

本市は都市計畫法の適用方稟請と同時に其の姉妹法たる市街地建築物法の施行を上申した、同法は都市計畫法が平面的施設即ち都市の區域、地區、其の他道路、廣場、河川、運河、港灣、墓地、火葬場、塵芥處理場等の計畫及施設について形式的外容の解決を爲さんとするに對し、立體的施設即ち地域による



建築、防火地區に於ける建築、美觀地區に於ける建築等につき高さ採光空地制限其の他の取締に運用されるものであつて、昭和三年九月十一日勅令第二百二十八號を以つて同年十一月一日より施行の旨公布せられた。

次で同年九月十二日内務省令第三十四號を以つて施行令第三十一條の規定に依り指定され、これによつて都市計畫は法的效果を發揚することを得更に昭和四年一月二十四日、鳥取縣令第二號を以つて市街地建築物法施行細則を公布せられ同日以後の建築物はすべて本令の適用を受くるに至つた。

## 第二十章 旌表

### 第一節 功勞者

昭和二年四月一日市制實施後、本市に於いて旌表規程に依り表彰したる功勞者は左の如くで、十周年史の刊行に方り其の功績及氏名を蒐録し永く功勞を傳へることとした。

從六位 丹 羽 且 次 殿  
勳六等 安政四年十二月三日生

資性謹直曩ニ鳥取縣理事官トシテ令名アリ大正二年十二月選ハレテ米子町長ニ就任スルヤ町治ノ刷新改善ニ努メ、財政、交通、教育、社會事業並衛生ニ關スル計畫等町ノ振興策ニ力ヲ竭シ、偶大正七年米價暴騰或ハ大水災ニ遭遇スルヤ機宜ノ處置ヲ講シ窮民ヲ匡救スル等、在職二期ニ涉リ銳意町勢ノ發展ニ盡瘁シ其ノ功績洵ニ顯著ナリ。仍テ本市功勞者旌表規程ニ依り市會ノ決議ヲ經功勞章及木盃一組ヲ贈リ以テ其ノ功勞ヲ表彰ス。

(昭和五年九月十七日死亡)

昭和三年十一月十三日

米子市長 西 尾 常 彦



第二十章 旌 表

三 好 榮 次 郎 殿

明治十八年八月廿九日生

資性英邁德望夙ニ郷閭ノ推稱スル所タリ、明治四十一年山陰日日新聞社ヲ起シ爾來萬難ヲ排シ之カ經營ニ努メテ市民ノ警柝トナリ、傍ラ實業振興ノ爲メ新ニ銀行ヲ起シテ商工業ノ發展ニ資シ、次テ大正十二年衆望ヲ荷ヒテ代議士ニ當選以來特ニ本市ノ發展ニ盡サルモノ多ク、就中境界ノ變更市制ノ實施ノ如キハ特ニ著明ナル所ナリトス。仍テ本市功勞者旌表規程ニ依リ市會ノ決議ヲ經功勞章及木盃一組ヲ贈リ以テ其ノ功勞ヲ表彰ス。

昭和三年十一月十三日

米子市長 西 尾 常 彦

坂 口 豐 藏 殿

明治五年六月十二日生

資性溫良思想堅實ニシテ德風夙ニ郷閭ノ推稱スル所タリ、大正六年以來米子商工會頭トシテ實業振興ニ力ヲ竭シ自ラ亦各種ノ事業ヲ主宰シテ山陰實業界ノ重鎮タリ、而シテ常ニ公共ノ念ニ富ミ卒先シテ教育衛生交通社會事業其ノ他公益ノ爲資財ヲ寄附シ、亦兼テ市制ノ實施ニ貢獻スル等其ノ功績洵ニ顯著ナリ。仍テ本市功勞者旌表規程ニ依リ市會ノ決議ヲ經功勞章及木盃一組ヲ贈リ茲ニ之ヲ表彰ス。

昭和三年十一月十三日

(昭和五年六月十二日死亡)

米子市長 西 尾 常 彦

註||氏ハ昭和三年十一月二十四日縣立工業學校寄附ニ依リ紺綬褒賞ヲ賜ヒ翌四年米子上水道ニ參萬圓ヲ寄附シ九月十日紺綬褒賞飾板ヲ下賜セラレタリ。

前 田 重 次 郎 殿

安政六年十一月廿九日生

資性溫厚明治十三年初メテ義方尋常小學校訓導ニ任セラレ、次テ同十六年明道校ニ轉シ同二十年校長ニ進ミ爾來勤續實ニ四十有餘年、格勤精勵多年一日ノ如ク薰化校ノ内外ニ及ヒ校下ノ信望特ニ厚キモノアリシカ、過ル大正十一年後進ノ途ヲ拓カムカ爲其ノ職ヲ辭シ、更ニ幼兒ノ保育事業ニ盡瘁セラレ本市教育上其ノ功績洵ニ顯著ナリトス。茲ニ本市功勞者旌表規程ニ依リ市會ノ決議ヲ經功勞章ヲ贈リ以テ其功勞ヲ表彰ス。

昭和三年十一月十三日

(昭和四年二月廿六日死亡)

米子市長 西 尾 常 彦

第二十章 旌 表



正七位 鈴木千代松殿  
勳六等

明治元年十月五日生

資性謹直思想堅實ニシテ明治廿一年以來角盤高等小學校ニ教鞭ヲ執リ、同三十三年校長ニ進ミ爾來勤績三十有餘年熱心誠實教養ニ從事シ直實自重ノ校風ヲ以テ薰化校ノ内外ニ及ヒ、校下ノ信望最モ厚キモノアリシカ後進ノ途ヲ拓カムカ爲自ラ其ノ職ヲ辭シ、更ニ市立高等淑徳女學校長ノ衝ニ當ラレ本市教育上其功績洵ニ顯著ナリトス。  
茲ニ本市功勞者旌表規程ニ依リ市會ノ決議ヲ經功勞章ヲ贈リ以テ其功勞ヲ表彰ス。

昭和三年十一月十三日

(昭和十年五月十六日死亡)

米子市長 西尾常彦

勳八等 内藤靜殿

慶應二年正月十一日生

資性溫厚篤學ノ士ニシテ明治廿四年義方尋常小學校訓導ニ任セラレ同三十七年角盤女子高等小學校ニ轉シ後校長兼務トシテ女子教育ニ盡力シ、明治四十年日野郡視學ニ任セラレ更ニ大正二年再ヒ就將尋常高等小學校訓導兼校長ニ就任シ、大ニ校勢ノ刷新訓育ノ整善ニ努メ次テ大正十二年市立女子持藝學校創設ニ際シ之カ企畫ニ參與シ、初代校

長トシテ拮据經營最モ力ヲ注キ校舍ノ建築内容ノ充實等熱誠努力セラレツ、アリシカ、未タ第一回ノ卒業生ヲ出サス新校舍ノ完成ヲ見スシテ大正十五年後身ノ爲メ職ヲ辭シ、本町教育ニ盡瘁セラル、コト三十有五年其ノ功績洵ニ顯著ナリ。  
茲ニ本市功勞者旌表規程ニ依リ市會ノ決議ヲ經功勞章ヲ贈リ以テ其ノ功勞ヲ表彰ス。

昭和三年十一月十三日

米子市長 西尾常彦

勳八等 福井眞太郎殿

明治十六年十月二日生

資性溫厚恭儉ニシテ明治四十三年以來啓成尋常小學校ニ教鞭ヲ執ルヤ、同校下ニ在ル特殊部落ノ融和事業ニ身ヲ委ネ職務ノ餘暇部落ニ出入シテ熱心教養ニ從事シ、言語風俗ノ改良衛生思想公共心ノ養成等身ヲ以テ之ヲ率ヒ、先年宮内省ヨリ社會事業功勞者トシテ金品下賜ノ光榮ニ浴シ中央融和事業協會及本縣一心會ヨリ記念感謝狀ヲ受タル等本事業ニ對スル其ノ功績罕ニ觀ル所ナリ。  
茲ニ本市功勞者旌表規程ニ依リ市會ノ決議ヲ經功勞章ヲ贈リ以テ其功勞ヲ表彰ス。

昭和三年十一月十三日

米子市長 西尾常彦



第二十章 旌表

二九二

仙田 萬太郎 殿

明治七年十二月十二日生

資性潤達夙ニ公共ノ念ニ厚ク大正四年以來推サレテ立町區長トナルヤ、區民ノ幸福増進ヲ以テ自己ノ使命トナシ事大小トナク盡力怠ラス、其他産業交通救濟等各方面ニ涉リ公務ニ盡瘁セラル、コト十有三年町治ニ貢獻スル所太タ大ナリ。

茲ニ本市功勞者旌表規程ニ依リ功勞章ヲ贈リ以テ其ノ功勞ヲ表彰ス。

昭和三年十一月十三日

(昭和十年六月廿一日死亡)

米子市長 西尾 常彦

綿邊 幸四郎 殿

明治六年四月廿四日生

資性謹嚴志操堅實ニシテ情誼ニ富ミ人格亦高潔ニシテ郷閭ノ敬仰篤シ、町會及市會議員トシテ自治振興ニ盡瘁スルコト二十有九年其ノ間各種重要ナル委員ヲ兼ネ、就中實業教育機關設置ニ奔走盡力スル處不尠又市制實施準備トシテ、隣接成實四部落合併ノ懸案ヲ解決シ地域擴張ノ目的ヲ達成シ、或ハ公衆衛生ヲ考覈シテ上水道敷設ニ寄與スル等市ノ興隆發展ニ貢獻シタル功勞洵ニ顯著ナリトス。

茲ニ本市功勞者旌表規程ニ依リ市會ノ議決ヲ經功勞章及金時計一個ヲ贈リ以テ其ノ功勞ヲ表彰ス。

昭和九年十一月三日

米子市長 西尾 常彦

坂口 惣五郎 殿

明治三年十一月四日生

資性溫厚恭儉言行謹嚴ニシテ人格高尚夙ニ郷閭ノ德望篤シ、町會及市會議員トシテ自治振興ニ盡瘁スルコト十有八年、多年學務委員ヲ兼ネ教育設備ノ進歩改善ヲ圖リ特ニ實業教育施設ニ留意シテ之カ實現ニ努メ、又市制實施ノ前程タル地域擴張ニ多年ノ懸案ヲ達成シ或ハ上水道敷設ニ衆庶ノ保健衛生ヲ畫策スル等、市民ノ福利増進ニ貢獻シタル功勞洵ニ顯著ナリトス。

茲ニ本市功勞者旌表規程ニ依リ市會ノ議決ヲ經功勞章及木盃一組ヲ贈リ以テ其ノ功勞ヲ表彰ス。

昭和九年十一月三日

米子市長 西尾 常彦

第二十章 旌表

二九三



第二十章 旌表

二九四

故山内定次郎殿

明治八年三月十五日生

資性濶達操守堅固ニシテ情義敦厚、器局亦大ニシテ輿望高ク町會及市會議員トシテ自治振興ニ盡瘁スルコト十有五年、其ノ間市制實施準備委員トシテ成實四部落合併ノ懸案ヲ解決シ、社會施設ノ改善上水道及商蠶學校用地ノ斡旋或ハ市廳舎災害復興事業等各種重要案件ノ難局ニ善處シ、其ノ目的貫徹ニ熱誠努力シタル功勞洵ニ顯著ナリトス。

昭和九年十一月三日

(昭和七年五月十四日死亡)

米子市長 西尾常彦

故森伊兵衛殿

元治元年六月二日生

資性剛直志操堅實ニシテ博覽強記、氣宇亦大ニシテ郷閭ノ輿望高ク町會及市會議員トシテ自治振興ニ寄與スルコト十有一年、其ノ間各種重要委員ヲ兼テ諸施設ノ改善充實ヲ圖リ殊ニ市制實施ノ爲メ地域擴張問題ニ力ヲ注キ、上水道敷設ニ市民ノ保健衛生ヲ考覈シ第一期市會ニ副議長トシテ市政ノ樞機ニ參畫シ、本市實業教育ノ充實或ハ市廳舎災害復興ニ努力スル等市ノ發展ニ盡瘁不尠其ノ功績洵ニ顯著ナリトス。

昭和九年十一月三日

(昭和七年十二月三十日死亡)

米子市長 西尾常彦

西古鶴壽殿

明治十四年十二月廿二日生

大正十年十一月以來義方尋常小學校訓導兼校長ニ任シ爾來十月二年忠實恪勤、初等教育並青年指導ニ從事シ本市教育ノ發達ニ盡力セラレタル功績洵ニ尠カラス。

茲ニ本市會ノ議決ヲ經功勞章ヲ贈呈ス。

昭和九年十一月三日

米子市長 西尾常彦

關久内殿

明治八年七月十二日生

資性濶達志操堅實ニシテ輿望夙ニ高ク大正六年六月推サレテ灘二區長トナリ、次テ町會議員ニ當選シ在職六年其ノ

第二十章 旌表

二九五



間各種名譽職ヲ兼ネ各職ヲ通シテ十有四年、終始一貫熱誠自治ノ發展ニ盡瘁セラレ其ノ功績洵ニ顯著ナリ。

察ニ本市功勞者旌表規程ニ依リ功勞章ヲ贈リ以テ其ノ功勞ヲ表彰ス。

昭和九年十一月三日

米子市長 西 尾 常 彦

加 藤 豐 吉 殿

明治九年四月二十日生

興望夙ニ高ク大正四年五月推サレテ万能區長トナリ其ノ職ニ在ルコト十有七年、忠實精勵自治ニ貢獻スル處頗ル多ク其ノ功績洵ニ顯著ナリ。

茲ニ本市功勞者旌表規程ニ依リ功勞章ヲ贈リ以テ其ノ功勞ヲ表彰ス。

昭和九年十一月三日

米子市長 西 尾 常 彦

山 根 直 衛 殿

明治八年二月十九日生

興望夙ニ高ク大正九年三月推サレテ中區長トナリ其ノ職ニ在ルコト十有二年、忠實精勵自治ニ貢獻スル處多ク其ノ

功績洵ニ顯著ナリ。

茲ニ本市功勞者旌表規程ニ依リ功勞章ヲ贈リ以テ其ノ功勞ヲ表彰ス。

昭和九年十一月三日

米子市長 西 尾 常 彦

久 保 田 元 次 郎 殿

明治七年十一月八日生

興望夙ニ高ク大正六年四月推サレテ岩倉區長トナリ其ノ職ニ在ルコト十有三年、忠實精勵自治ニ貢獻スル處頗ル多ク其ノ功績洵ニ顯著ナリ。

茲ニ本市功勞者旌表規程ニ依リ功勞章ヲ贈リ以テ其ノ功勞ヲ表彰ス。

昭和九年十一月三日

米子市長 西 尾 常 彦

第二節 感 謝 狀

市制實施後本市又は市會に於いて感謝狀を贈呈し、又は縣知事から感謝狀を贈り其の功勞を感謝せら



れたものは左の如くである。

慰 勞 金 贈 呈

元米子町初代町長遠藤春彦氏ハ明治二十二年十月町村制實施ニ當リ町長ニ選任セラレ、町政上畫策スル處アリシモ就職數月ニシテ廳舎祝融ノ厄ニ遭ヒ、戶籍簿、土地臺帳、名寄帳、地圖其他重要書類ヲ燒失シ之等編製整理ニ苦慮セラレ、且自治制趣旨ノ宣傳並諸規則ノ制定、自治ノ刷新等相當ノ治績アリタリ然ルニ氏ハ不遇ニアリ、其ノ勞ヲ犒フ爲メ金貳百五十圓ヲ贈呈慰藉ス。

昭和二年十一月十二日

米子市長 西 尾 常 彦

感 謝 狀

元成實村四部落代表者

- |        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 鹿野熊太郎殿 | 三村仙太郎殿 | 竹内鹿一殿  |
| 竹内喜一郎殿 | 中尾光三郎殿 | 柏木正一殿  |
| 狩野政太郎殿 | 原 壽 雄殿 | 池本牛次郎殿 |
| 倉敷榮三郎殿 |        |        |

諸氏ハ過クル大正十一年以來米子町ト成實村ノ一部トノ併合問題ヲ提唱シ、熱心精勵部民ヲ統督シテ之カ必要ヲ説キ東奔西走晝夜ヲ分タズ百難ヲ排シテ之カ目的ノ遂行ニ努力シ、大正十五年九月ヲ以テ併合實施ヲ見ルヲ得シメ、以テ翌昭和二年四月一日ヲ以テ市制實現ノ基礎ヲ確立セシメラル、其ノ間年ヲ閱スル五歳或ハ一家ノ事業ヲ廢シ或ハ私財ヲ投スル等全ク一身ヲ公共ノ爲ニ捧ケテ顧ミス、其ノ功勞洵ニ顯著ナルモノアリ依テ市會ノ決議ニ依リ金二千五百圓ヲ贈呈シテ謝意ヲ表ス。

昭和三年六月二十八日

米子市長 西 尾 常 彦

感 謝 狀

本月四日深更米子市廳舎祝融ノ災ニ罹ルヤ既ニ黒煙濛々トシテ階上階下ニ充滿スルノ時ニ際シ君ハ危険ヲ顧ミス挺身屋内ニ入り救援者ヲ指揮シテ重要圖書類其ノ他ヲ搬出セラレ、爲メニ本市貴重文書ノ大部分ハ燒失ヲ免レ諸般ノ事務ニ何等停頓ヲ見サリシハ、實ニ君ノ尊キ犠牲的精神ノ發露ニ依リ敏捷勇敢臨機ノ措置宜シキニ適ヒタルノ賜ニシテ、市民ト共ニ滿腔ノ敬意ト深更ナル感謝ノ意ヲ表ス。  
茲ニ本會滿場一致ノ決議ヲ以テ感謝狀ヲ贈呈スルモノナリ。

昭和四年三月六日

第二十章 旌 表



第二十章 旌 表

三〇〇

遠 藤 光 徳 殿

米子市會副議長 森 伊 兵 衛

感 謝 狀

昭和四年三月四日深更米子市廳舍祝融ノ災ニ罹ルヤ逸早ク非常ヲ報シ、一身ノ危険ヲ顧ミス火煙ヲ冒シテ廳舍内ニ入り公簿器具類ノ搬出ニ奮闘セラレ、以テ本市重要書類ノ焼失ヲ免レシメタル其ノ勇敢ナル行動ハ洵ニ衆人ノ稱揚措カサル所ナリ。

茲ニ本市會ノ議決ニ依リ深厚ナル感謝ノ意ヲ表ス。

昭和四年三月二十九日

米子市長 西 尾 常 彦

- |             |             |             |           |
|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 押 尾 銀 藏 殿   | 小 川 元 藏 殿   | 坂 井 梅 太 郎 殿 | 中 村 愛 殿   |
| 山 浦 安 次 郎 殿 | 成 相 彌 助 殿   | 春 田 久 美 殿   | 野 中 賢 市 殿 |
| 松 本 豊 次 郎 殿 | 持 田 小 太 郎 殿 | 岩 田 清 五 郎 殿 | 今 井 武 殿   |
| 青 木 定 雄 殿   | 野 崎 三 郎 殿   | 瀨 尾 龜 三 郎 殿 | 瀨 尾 健 吉 殿 |
| 吾 郷 丈 太 郎 殿 | 谷 口 傳 次 郎 殿 | 渡 部 醫 兵 衛 殿 | 森 脇 武 文 殿 |

- |             |           |           |           |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 岡 本 爲 藏 殿   | 青 山 鐵 雄 殿 | 渡 部 久 吾 殿 | 清 山 憲 治 殿 |
| 上 田 藤 三 郎 殿 |           |           |           |

感 謝 狀

資性温良夙ニ意ヲ殖産興業ニ致シ養蠶、製絲、植林、鑛業、電氣、銀行、其他各般ノ事業ヲ創設シテ自ラ之カ經營ニ當リ、斯業ノ改善發達ニ資シ又産業振興ノ根源ハ教育ノ興隆ニアリトシテ、獎學館ヲ設置シテ秀才ノ教育ヲ奨ムル等産業教育ニ貢獻セラレルノミナラス、米子町會議員、西伯郡會議長、米子商工會頭、貴族院議員等ニ歴任シ常ニ公事ニ盡瘁セラレルコト多年其ノ功績顯著ナルモアリ明治三十七、八年戰役ノ功ニ依リ勳四等旭日章ヲ下賜セラレ、次テ大正五年産業功勞者トシテ藍綬褒賞ヲ賜リ昭和三年御大禮ニ際シテハ特ニ從六位ニ叙セラル、其ノ他市又ハ各種團體ヨリ功勞者トシテ表彰ヲ受ケラレタルコト枚擧ニ遑アラス、其ノ篤行實ニ敬服ニ堪ヘサル所ナリ而シテ本市ニ商業教育機關ノ施設ナキヲ憂ヒ、自ラ進ミテ之カ經費トシテ拾有五萬ノ巨資ヲ提供シ本市ニ縣立商業學校ノ新設ヲ實現セシメ、以テ市民多年ノ冀望ヲ達成シ永ク子弟ヲシテ其ノ惠澤ニ浴セシメラレ其ノ意圖ノ遠大ニシテ公衆ノ福利ヲ増進セラル、コト甚大ナリ、洵ニ感激ノ至リニ堪ヘス茲ニ市會滿場一致ノ議決ニ基キ滿腔ノ誠意ヲ捧ケテ記念品ヲ贈呈シ感謝ノ微意ヲ表ス。

昭和四年十月二十三日

第二十章 旌 表

三〇一



坂口平兵衛殿

米子市長 西尾常彦

註川氏ハ昭和四年十月二十三日商蠶學校寄附ニ依リ紺綬褒賞ヲ賜ヒ八年七月三十一日特旨ヲ以テ正六位ニ追陞セラレタリ。

感謝狀

縣立米子商蠶學校新設ニ際シ波瀾重疊切リニ到ルモ本縣産業進展ノ將來ヲ明察シテ、實業教育振興ノ急務ナルヲ念ヒ終始一貫熱誠努力萬難ヲ排シテ遂ニ其ノ目的ヲ貫徹シ、克ク本市多年ノ宿望ヲ遂ケシメラル。其ノ功績ト德澤トハ永ク縣氏ノ欽仰措ク能ハサル所ニシテ洵ニ感激ノ至リニ堪ヘス、茲ニ市會滿場一致ノ議決ニ基キ謹ンテ滿腔ノ誠意ヲ捧ケ、些力薄謝ヲ贈呈シテ篤ク感謝ノ意ヲ表ス。

昭和四年十月二十三日

米子市長 西尾常彦

元鳥取縣知事 藤岡兵一殿

感謝狀

昭和二年鳥取縣立米子商蠶學校新設ノ議起ルヤ當時學務部長ノ重任ニアリ、許多ノ波瀾曲折ニ遭遇セルモ不屈不撓

ノ意氣ヲ持シ堅忍持久萬難ニ堪ヘ、熱心努力克ク上司ヲ扶ケ以テ本市多年ノ宿望タル商業教育機關ノ實現ニ資セラレ、其功勞洵ニ多大ナルモノアリ茲ニ市會滿場一致ノ議決ニ基キ薄謝ヲ呈シテ感謝ノ微意ヲ表ス。

昭和四年十月二十三日

米子市長 西尾常彦

元鳥取縣學務部長 細川義方殿

感謝狀

縣立米子商蠶學校新設ニ際シ幾多ノ波瀾曲折ニ遭遇セルモ、克ク協力一致以テ目的ノ達成ニ努力セラル今ヤ落成式ヲ舉クルニ際リ、茲ニ本市會ノ議決ニ基キ記念品ヲ贈呈シテ感謝ノ意ヲ表ス。

昭和四年十月二十三日

米子市長 西尾常彦

西伯郡内町村長殿 (箕蚊屋部ヲ除ク)

感謝狀

縣立米子商蠶學校新設ニ際シ幾多ノ波瀾曲折ニ遭遇セルモ、熱心努力克ク目的ノ達成ニ貢獻セラル、茲ニ市會滿場



第二十章 旌 表

一致ノ議決ニ基キ記念品ヲ贈呈シテ篤ク感謝ノ意ヲ表ス。

昭和四年十月二十三日

米子市長 西 尾 常 彦

商工學校建築委員

遠 藤 光 德 殿 有本松太郎殿 青 戸 貫 一 殿

田村延次郎殿 狩野政太郎殿

感 謝 狀

大正十一年十一月以來義方尋常小學校訓導兼校長ニ任シ爾來十有二年忠實恪勤本市教育ノ發達ニ盡力セラレ、功績  
尠カラス、本市會ノ議決ヲ經慰勞トシテ金六百圓ヲ贈呈ス。

昭和八年五月八日

米子市長 西 尾 常 彦

西 古 鶴 壽 殿

感 謝 狀

一、性能検査器 四個

右本市立尋常小學校四校ニ對シ各壹箇宛ヲ御寄贈被下兒童教育並職業指導上效果尠カラサルヲ信ス、茲ニ謝意ヲ表  
シ候

昭和八年十一月廿五日

米子市長 西 尾 常 彦

後 藤 重 夫 殿 後 藤 隆 夫 殿

感 謝 狀

先考ノ遺志ヲ繼承シ景勝地タル湊山一帶ノ私有林、田畑、宅地三萬三千九百八十六坪ヲ公園施設地トシテ本市ニ寄  
附セラル、將來市民ノ保健教化並ニ外客誘致上ニ裨益スル所大ナリ、茲ニ市會ノ議決ヲ經テ市民ヲ代表シテ感謝ノ  
意ヲ表ス。

昭和八年十二月二十日

米子市長 西 尾 常 彦

坂 口 清 太 郎 殿

第二十章 旌 表



感謝狀

市會議員（臨時自治振興調査員）

米子市長 西尾常彦殿  
同助役 堀江龍一郎殿

坂口武市殿 服部勝之助殿 石田章之進殿

佐野善市殿 遠藤光徳殿（前）大原峯太郎殿

元住吉村長 岡本實藏殿 前住吉村長 吉岡筆太郎殿

住吉村助役 鷺見峯太郎殿 同收入役 廣江和一殿

住吉村會議員

鷺見峯太郎殿 鷺見榮吉殿 鷺見清市殿

松本石松殿 谷森乙松殿 永本岩雄殿

桑本正吉殿 松永延衛殿 岩本石太郎殿

東森時太郎殿 清水末吉殿 渡邊利三郎殿

米子市、住吉村合併ニ關シ市長（市村會議員、助役、收入役）トシテ卒先其ノ必要ヲ力説セラレ、輿論ノ喚起ニ努  
メ進ンテ關係市村ノ融和ヲ圖リ協議ノ圓滑ヲ期シ、以テ之カ實現ニ盡瘁シ時勢ニ應スル地方行政刷新ノ緒ヲ定メラ

レタルハ、其ノ功勞顯著ナリトス仍テ茲ニ感謝ノ意ヲ表ス。

昭和十年九月二十五日

鳥取縣知事正五位勳四等 中谷秀

感謝狀

米子市ト住吉村合併ニ關シ多大ノ御盡力ニ依リ多年來ノ懸案ヲ解決シ、本年九月二十五日ヲ以テ之カ實現ヲ見ルニ  
至リ候段洵ニ感謝ニ不堪、聊カ爲記念木盃（壹組、壹個、銀杯壹個）ヲ贈呈シ茲ニ感謝ノ微意ヲ表シ候

昭和十年十月一日

米子市長 西尾常彦

住吉村長 吉岡筆太郎殿 同收入役 廣江和一殿

元村長 岡本實藏殿 小學校長 柘權儀殿

信用組合長 鷺見民次郎殿 助役 鷺見峯太郎殿

村會議員 鷺見榮藏殿 鷺見清市殿

松本石松殿 谷森乙松殿 永本岩雄殿

桑本正吉殿 松永延衛殿 岩本石太郎殿



第二十章 旌表

同合併委員

東森時太郎殿

清水末吉殿

渡邊利三郎殿

石村義昭殿

野波包男殿

柏木龜太郎殿

門脇利勝殿

荒島茂宣殿

塚澤芳太郎殿

門脇重躬殿

鷺見豐壽殿

松本元太郎殿

鷺見藤太郎殿

鷺見鐵藏殿

秋間義正殿

笹野國吉殿

平尾龜久雄殿

桑垣宗太郎殿

三島傳之助殿

野波重嘉殿

縣地方課長 福吉勳二殿

同 屬 上島政肇殿

同 屬 岩崎重壽殿

市自治振興委員

坂口武市殿

服部勝之助殿

遠藤光德殿

石田章之進殿

佐野善市殿

(前)大原峯太郎殿

市會議員

足鹿 覺殿

青戸兵次郎殿

森山清太郎殿

坂口 昇殿

安田千松殿

矢野藤十郎殿

井澤 幸市殿

足立重利殿

青戸辰午殿

龜家繁三郎殿

岡 房市殿

船越作一郎殿

持田小太郎殿

青戸貫一殿

小松原甚次郎殿

池口今藏殿

西川 亨殿

笹木敬吉殿

大木秀雄殿

神庭政七殿

中田義路殿

野坂康久殿

田中定藏殿

狩野政太郎殿

白根虎之助殿

前市會議員

岩宮彦三殿

坂口二郎殿

春田久美殿

吉井喜代平殿

今井菊藏殿

柏木正一殿

田村延次郎殿

佐藤熊藏殿

感謝狀

米子市長

西

尾

常

彦殿

第二十章 旌表



第二十章 旌 表

市會議員

遠藤 光德殿	石田章之進殿	足鹿 覺殿
青戸兵次郎殿	森山清太郎殿	坂口 昇殿
安田千松殿	坂口武市殿	矢野藤十郎殿
井澤幸市殿	足立重利殿	青戸辰午殿
服部勝之助殿	龜家繁三郎殿	岡 房市殿
船越作一郎殿	持田小太郎殿	青戸貫一殿
小松原 甚次郎殿	池口今藏殿	西川 亨殿
笹木敬吉殿	神庭政七殿	中田義路殿
野坂康久殿	佐野善市殿	田中定藏殿
狩野政太郎殿	白根虎之助殿	元車尾村長
		吹野 麻次郎殿

同村會議員

仲田久太郎殿	浦木秀二殿	山根文一殿
--------	-------	-------

同助役 堀江龍一郎殿

山根 廉藏殿	野坂常市殿	深田福藏殿
増山正重殿	松本喜代二殿	

合併調査委員

佐口安太郎殿	高橋助三郎殿
--------	--------

米子市、車尾村合併ニ關シ市長（助役、市村會議員、合併調査委員）トシテ卒先其ノ必要ヲ力説セラレ、輿論ノ喚起ニ努メ進ンテ關係市村ノ融和ヲ圖リ協議ノ圓滑ヲ期シ、以テ之カ實現ニ盡瘁シ時勢ニ應スル地方行政刷新ノ緒ヲ定メタルハ、其ノ功勞顯著ナリトス仍テ茲ニ感謝ノ意ヲ表ス。

昭和十一年七月十五日

鳥取縣知事正五位勳四等 立田 清 辰

感 謝 狀

米子市ト車尾村合併ニ關シ多大ノ御盡力ニ依リ多年ノ懸案ヲ解決シ、本年七月十五日ヲ以テ之カ實現ヲ見ルニ至リ候段洵ニ感謝ニ不堪、聊カ爲記念切手盆ヲ贈呈シ茲ニ感謝ノ意ヲ表シ候

昭和十一年十月十五日

敬 具

米子市長 西 尾 常 彦

第二十章 旌 表



第二十章 旌表

縣地方課長 福吉勳 二殿 同 屬于上島政肇殿  
市會議員

遠藤光徳殿 石田章之進殿 足鹿 覺殿

青戸兵次郎殿 森山清太郎殿 坂口 昇殿

安田千松殿 坂口武市殿 矢野藤十郎殿

井澤幸市殿 足立重利殿 青戸辰午殿

服部勝之助殿 龜家繁三郎殿 岡 房市殿

船越作一郎殿 持田小太郎殿 青戸貫一殿

小松原 甚次郎殿 池口 今藏殿 西川 亨殿

笹木敬吉殿 神庭政七殿 中田義路殿

野坂康久殿 佐野善市殿 田中定藏殿

狩野政太郎殿 白根虎之助殿

市役所 堀江龍一郎殿

元車尾村 村長 吹野麻次郎殿 助役 深田福藏殿

收入役 齋古徳 治殿

元村會議員

仲田久太郎殿 浦木秀二殿 山根文一殿

山根廉藏殿 野坂常市殿 増山正重殿

松本喜代二殿

合併調査委員

高橋助三郎殿 佐口安太郎殿

車尾區長

浦木勝太郎殿 大塚平三郎殿 浦木政藏殿

野々口 繁太郎殿 田内信重殿 佐口定克殿

濱田熊市殿 田中平三郎殿

車尾小學校長 太田耕一殿

感謝狀

本市上水道拾周年記念式舉行ニ際リ創設當時ノ熱誠ナル御努力ト御苦心ヲ偲ヒ、感謝ノ念新タナルモノアリ茲ニ謝

第二十章 旌表



第二十章 旌表

狀ヲ贈リ敬意ヲ表ス。

昭和十一年十一月二十七日

功勞者

米子市長正七位勳五等 西尾常彦

- |        |       |        |
|--------|-------|--------|
| 遠藤光徳殿  | 大谷誠夫殿 | 和田忠治殿  |
| 金澤力太郎殿 | 伊藤正文殿 | 三好榮次郎殿 |
| 堀江龍一郎殿 |       |        |

當時町會議員（記念品、茶器壹組）

- |        |        |         |
|--------|--------|---------|
| 池口今藏殿  | 服部勝之助殿 | 西山清市殿   |
| 岡田竹藏殿  | 綿邊幸四郎殿 | 神邊光輝殿   |
| 傘井清太郎殿 | 加藤權四郎殿 | 四日市庄次郎殿 |
| 野坂吉五郎殿 | 落合恒雄殿  | 大原峯太郎殿  |
| 矢野藤十郎殿 | 安田千松殿  | 船越篤治殿   |
| 船倉唯衛殿  | 古原松三郎殿 | 有本松太郎殿  |
| 坂口武市殿  | 坂口惣五郎殿 | 佐野善市殿   |

感謝狀

- |       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 佐藤熊藏殿 | 森脇忠勇殿 | 森直太郎殿 |
| 關久内殿  | 砂口又吉殿 |       |

本市上水道拾周年記念式舉行ニ際リ創設當時ニ於ケル故人ノ熱誠ナル御努力ト御苦心ヲ偲ヒ、感謝ノ念新々ナルモ  
ノアリ茲ニ香花ヲ靈前ニ捧ケテ敬意ヲ表ス。

昭和十一年十一月二十七日

米子市長正七位勳五等 西尾常彦

功勞者（記念品、香）

- |        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 坂口豐藏殿  | 雜賀啓次郎殿 | 貝塚正殿   |
| 板見恒松殿  | 富山立身殿  | 河端乙三郎殿 |
| 田村源太郎殿 | 名島幸太郎殿 | 井澤幸市殿  |
| 太田善十郎殿 | 山内定次郎殿 | 山形吉三郎殿 |
| 後藤乙松殿  | 笹鹿久太郎殿 | 由井近藏殿  |

當時町會議員（記念品、香）

第二十章 旌表



第二十章 旌 表

三一六

鹽河秀太郎殿 森 伊兵衛殿 森下平八殿  
 瀬戸喜惣次殿 住田寅次郎殿

感謝 狀 (記念品、茶器壹組)

本市上水道拾周年記念式舉行際リ創設當時ノ熱誠ナル御努力ト御苦心ヲ偲ヒ、感謝ノ念新々ナルモノアリ市會ノ決議ニ依リ茲ニ感謝狀ヲ贈リ敬意ヲ表ス。

昭和十一年十一月二十七日

米子市會議長 遠 藤 光 徳

米子市長 西尾常彦殿

表彰 狀 (記念品、茶器一組)

公設共用栓 第十號管理人 京山仁平殿  
 同 第二號管理人 神坂善太郎殿  
 同 第九號管理人 清山忠七殿  
 同 第四三號管理人 小山市藏殿  
 同 第二二號管理人 清山文吉殿

多年共用栓管理人トシテ熱誠盡力セラレ其功勞顯著ナリ、上水道拾周年記念式舉行ニ際リ記念品ヲ贈與シ茲ニ之ヲ表彰ス。

昭和十一年十一月二十七日

米子市長正七位勳五等 西尾常彦

表彰 狀 (記念品、金壹封)

水道書記 山岡定一殿  
 水道巡視 服部倫殿  
 同 岩田虎次郎殿  
 水道監守 伊藤榮殿  
 水道部工手 持田助一殿

本市上水道開始以來忠實恪勤其功勳カラス、上水道拾周年記念式舉行ニ際リ金壹封ヲ贈リ之ヲ表彰ス。

昭和十一年十一月二十七日

米子市長正七位勳五等 西尾常彦

第二十章 旌 表

三一七



第二十章 旌表

感謝狀

多年地方官民ノ翹望セル國際米子飛行場設置ニ就テハ多大ノ御盡力セラレタルノミナラズ、設置費金參萬圓也ノ巨資ヲ寄附セラレ以テ此國家的事業ノ實現完成ニ寄與セラレタルハ洵ニ感激ニ堪ヘサル所ナリ茲ニ市會ノ議決ヲ經市民ヲ代表シテ厚ク感謝ノ意ヲ表ス。

昭和十二年三月二十九日

米子市長 西尾常彦

後藤彦三郎殿

註日氏ハ昭和十二年五月二十六日紺綬褒賞ヲ賜ハル。

感謝狀

多年航空思想ノ普及宣傳ニ率先セラレタルノミナラズ國際米子飛行場設置ニ際シテハ金壹萬餘圓ノ巨資ヲ寄附セラレ以テ此國家的事業ノ完成ニ寄與セラレタルハ洵ニ感激ニ堪ヘサル所ナリ。茲ニ市會ノ議決ヲ經市民ヲ代表シテ厚ク感謝ノ意ヲ表ス。

昭和十二年五月二十九日

高木鐵三殿 米子市長 西尾常彦

第二十一章 雜

第一節 官公署

名	稱	位置	名	稱	位置
米子建設事務所	彌生町	通	米子信	區	彌生町
米子運輸事務所	同	米子	後藤	驛	同
米子保線事務所	同	後藤	鳥取地方裁判所	米子支部	西伯郡福米村
大阪鐵道局後藤工場	錦町一丁目	鳥取地方裁判所	米子區裁判所	所	同
鐵道省購買米子支部	彌生町	米子區裁判所	執行達吏役場	所	同
保線區長詰所	同	公證人役場	岡山地方專賣局	米子出張所	立町二丁目
鐵道治療所	同	岡山地方專賣局	米子出張所	所	勝田町
車掌區	同	米子稅務署	松江刑務所	米子支所	加茂町一丁目
米子機關區	同	松江刑務所	米子支所	所	上後藤
電力區	同	米子支所	米子支所	所	上後藤



名	稱	位	置	名	稱	位	置
米子刑務所拘置場		西	町	米子警察署		糀町一丁目	
米子郵便便局		西倉吉	町	蠶業取締所	米子出張所	立町四丁目	
立町郵便便局		立町二丁目		穀物検査所	米子出張所	万能町	
道笑町郵便便局		道笑町二丁目		米子土木出張所		久米町	
車尾郵便便局		車尾		農事試験場	西伯分場	花園町	

市制實施後増加せるもの

名	稱	位	置	名	稱	位	置
米子市役所		中	町	博勞町郵便局		博勞町一丁目	
住吉出張所		旗ヶ崎		角盤町郵便局		角盤町二丁目	
車尾出張所		車尾		鳥取縣廳檢定所		旗ヶ崎	
米子市職業紹介所		中	町	米子細菌検査所		花園町	
米子商工會議所		加茂町二丁目		米子財務出張所		久米町	
米子簡易保險健康相談所		角盤町三丁目		臨時水災復興事務所		同上	

第二節 劇場及娛樂場

劇場 朝日座 (朝日町)

活動常設館

四

キネマ館 松竹系 (朝日町)

米子館 新興系 (角盤町二丁目)

電氣館 東寶系 (角盤町三丁目)

御幸座 日活系 (明治町)

娛樂場

半弓場 一

射的場 二

玉突場 八

麻雀俱樂部 九

第三節 料理屋、旅館、飲食店

料理屋 二一

旅館 四二

飲食店 一五一

カフェー 四三

貸座敷 二八



第四節 遊興

花園遊廓は大正元年米子町に於いて地域を指定經營せしめたもので、以前は市内に散在して樓を建て港頭に亭を構へ風紀上弊害尠からざるものあり、前記の如く一廓に移轉統一したもので昭和九年公娼を廢止され、同年十一月から酌婦制度に改め現在では酌婦六十三名を置き藝妓は二十六名である。

第二十二章 市史編纂

市史編纂

米子市史は大正四年大正天皇御大典の記念事業として町史編纂に着手したものを市に繼承し完成を期しつゝあるもので、最初河泉波衛氏が擔任し町役場内に事務所を置き十月から史料蒐集に着手し中途死亡の爲め八年織田永太郎氏が之れに代つて調査に方つたが進捗遅々として一時中止の形にあり昭和二年から足立正氏に囑託し、同氏は先づ米子の地名が成史にあらはれた應仁の亂前後に筆を起して關ヶ原戰爭迄の史料を陰德太平記、野史、雲陽軍實記、安西軍策其の他の戦記類中村記、古社寺の文書に依り蒐集し徳川時代に移つて徳川實記、因府年表其の他別觸、直觸格の舊家即ち村河、大谷、後藤、鹿島、三好等の舊記を涉獵編纂し尙米子の石器古墳時代から奈良、平安朝を経て鎌倉、室町時代の史料について續稿を進めつゝあり難關は却つて古き時代のものよりも廢藩置縣以後の新しきものが散佚して依據するものなく、剩へ舊米子西町役場の書類の如き火災に禍されて全然記録を徵すること能はず漸にして鳥取圖書館所藏の鳥取縣史及島根縣廳保存の島根縣史中より本市關係のものを拔萃し、自治制施行に至る迄の明治史の遺漏を補ひ町制實施後の編纂については昭和七年から市吏が休暇を廢して史料の蒐集につとめ、







施設一般

都市計畫課新設

昭和四年

明道校々舎増築

啓成校々舎増築

淑徳女學校便所増築

縣立商蠶學校建築

新小路線道路改修

商蠶學校線道路新設

縣道米子境線幅員擴張

昭和五年

市廳舎新築

公會堂修繕

中央線道路改築

福巖院橋架替

工費一萬八千二百八十二圓

同 一萬七千三百四十一圓四十八錢

同 千三百一圓六十五錢

同 十六萬六千五百圓(建築ノ上縣へ寄附)

同 四萬八千七十一圓五十錢

同 三千七百九十五圓十五錢

同 三千二百八十四圓六十八錢(内縣二、〇八五圓市一九九圓六八錢)

工費二十二萬四百三十三圓七十四錢

同 七百四十八圓

同 三萬六千六百六十圓八十四錢

同 八百二十七圓四錢

同 七百五圓十錢

昭和六年

土橋架替

就將校々舎増築

義方校手工室増築

兩陰田連絡線改修

縣道渡米子線鋪裝

同 米子停車場線鋪裝

同 米子港線鋪裝

國道第十八號線鋪裝

自動車唧筒設備

昭和七年

時局匡救耕地擴張改良事業

同 渡米子線鋪裝

施設一般

工費六千六十圓

同 四百五十圓

同 千九十八圓三十三錢

同 一萬七千九百九十圓

同 八千八百二十圓

同 七千六百四十八圓

同 四千二百三十六圓

工費四千三百八十六圓六十九錢

同 二千八圓(内縣一、五〇六圓 市一五圓八〇錢) 受益者四八六圓二〇錢



施設一般

縣道渡米子線擴築

灘町橋架替

中棚橋修繕

國防下滿蒙展覽會

職業紹介所建築

昭和八年

明道女子高等校舍増築

幸町西線道路新設

西大谷第三號線新設

國道第十八號線鋪裝

縣道米子境線鋪裝

同 米子驛前廣場鋪裝

同 後藤停車場米子港線鋪裝

(灘町二丁目地内延長六四、五米)

工費一萬三千三百圓 (内縣一三、〇〇〇圓 市二〇〇圓)

同 二百五十五圓

經費三千九百九十二圓九十四錢

工費二千二百圓

工費三千七百八十六圓

同 六百三十一圓九十一錢

同 三千五百四十八圓

同 一萬八千八百八十六圓

同 二萬一千七百八十四圓

同 五千六百五十八圓二十二錢

同 五千五百四十八圓

(内縣二、六六一圓 市八八七圓)  
(内縣九、三五六圓 市四、七九八圓〇六)  
(受益者四、〇三一圓九四)  
(内縣一七、一一四圓 市三、九七三圓六五)  
(受益者六九六圓三五)  
(内縣一、四一四圓 市一、一六六圓)  
(鐵道局三、〇七六八圓二二)  
(内縣四、一六一圓 市八二圓五三)  
(受益者一、三〇四圓四七)

新加茂川改修

覺證院橋架替

慈惠院建築

鳳翔閣及公園費

學校看護婦新設

昭和九年

啓成校々舎増築

榮町道路改修

道笑町美吉線道路新設

京橋架替

祇園町地先海面埋立竣工

昭和十年

義方校校舎補強工事

明道校々舎補強工事

施設一般

工費二十三萬八千九百九十九圓三十二錢 (内國一三三、二七五圓)

同 四百二十圓

同 三千五百圓

千九百三十四圓六十九錢

工費二千九百五十圓

同 二千二百八十一圓七十七錢 (内縣八〇〇圓 市一、四八一圓七七)

同 三千五百八十七圓七十六錢 (内縣一、九四二圓 市一、五四五圓七六)

同 二千百十圓九十六錢

一町八畝十五步

工費六百五十圓

同 千三百圓



施設一般

三三〇

- 明道校々地擴張 工費六千圓 (内校地擴張期成同盟會寄附二千八百七圓) (育英會同二千四百圓)
- 義方、啓成、就將三校々地擴張地上權買收費 千八百四十三圓
- 勝田道笑町線道路新設 工費一萬四千四百五十五圓五十七錢 (内縣一一、一八四圓) (市三、二三一圓五七)
- 立町住吉線道路新設 同 千二百十六圓五十錢 (内縣八〇一圓) (市四一五圓五〇)
- 角盤通り枝線改良 同 二千五十二圓 (内縣一、五三九圓) (市五一三圓)
- 國道十九號線鋪裝 同 六千七百圓 (内縣二、二四五圓) (市二、八八〇圓五九)
- 同 十八號線鋪裝 同 三千三百圓 (受益者一、五七四圓四一)
- 長砂堤防復舊工事 同 五百七十五圓六十二錢 (内縣一、一二七圓) (市一、四七九圓六八)
- 牧野橋架替 同 九百八十圓 (受益者六九三圓三二)
- 湊山公園施設 同 千六十二圓
- 瀨檢定所及伯西社敷地寄附 同 九千二百二十四圓
- 自動車唧筒増設 同 九百八十圓

昭和十一年

博勞町南裏二號線擴張

工費三百圓

- 旗ヶ崎上後藤線改良 同 六百九十一圓六錢 (内縣四八〇圓) (市二一一圓〇六)
- 奥陰田線擴張 同 六百八十五圓
- 大工町外濠水門 同 千百三十四圓八十錢 (内縣七五二圓) (市三八二圓八〇)
- 明道校講堂建築 同 一萬七千圓
- 啓成校校舍増築 同 八千三百圓
- 同 運動場擴張 同 二千三百八十五圓九十一錢 (内校下寄附千五百圓)
- 義方、就將擴張豫定地理立 同 四百十五圓
- 中町通線道路復舊 同 九千六百九十五圓七十五錢 (内縣四、五九六圓) (市一、八九四圓五六)
- 水道支管延長 (受益者三、二〇五圓一九)
- 同 一萬圓
- 角盤校々舎増築 同 九千八百九十六圓四十五錢

施設一般

三三一



略年表

昭和二年

- 二月七日 大正天皇御大葬ノ儀行ハセラレ午後十一時ヨリ公會堂ニ於テ官民合同ノ遙拜式ヲ舉行ス。
- 三月二十一日 米子郵便局竣工ス。
- 四月一日 市制實施ニ付午後一時ヨリ郷社勝田神社ニ於テ歴史的一新紀元ヲ劃ス市制ノ報告並ニ記念式ヲ舉行ス。
- 同日 舊城主池田、加藤兩侯ノ五輪塔ヲ了春寺ヨリ青洞寺ニ移シ舊蹟ヲ保存ス。
- 同日 鳥取市大火ニ付義捐金募集ヲ行フ、市内西大谷吉井秀實方ヨリ出火損害五千圓ニ及ブ。
- 五月二日 地方制度改正ニ伴ヒ戸數割ヲ廢シ家屋稅ヲ新設サレ之レガ實施調査ヲ行フ。
- 同日 春日村古豊千、豊田兩部落大火ニ付義捐金募集ヲ行フ。
- 六月六日 市制實施ニ依リ最初ノ市會議員選舉ヲ執行新法令ノ普通選舉法ヲ適用ス。
- 同日 東町小口組繭乾燥場ヨリ出火、損害五萬圓。
- 同日 初市會ヲ開キ正副議長ヲ選舉シ市會成立、市長選舉ヲ行ヒ市長臨時代理者西尾常彦當選ス。
- 七月二十八日 土地貸賃價格調査員選舉ヲ執行ス。

八月二十二日

加藤寛治大將統卒ノ聯合艦隊美保灣へ入港シ高松、伏見兩宮殿下御乘艦ニ付鱸ヲ献上御機嫌ヲ奉伺ス。

同日 二十四日

美保灣沖ニ於テ夜間戰技訓練中驅逐艦衝突廢沈シテ艦長以下百三十七名遭難ス。

九月十日

久宮祐子内親王殿下御誕生ニ付市長ハ天機並ニ御機嫌ヲ奉伺ス。

同日 二十一日

縣會議員選舉ヲ執行、無投票ニテ有本松太郎、雜賀啓次郎當選ス。

十月二十九日

所得調査委員及補缺選舉ヲ執行ス。

十一月十二日

市吏員一同錦公園ニ市制記念ノ植樹ヲ行フ。

十二月十五日

市百年ノ大計ヲ樹立シ都市計畫法適用方ヲ内務大臣ニ稟請ス。

同日 二十五日

米子電話分局竣工ス。

同日 二十九日

市街地建築物法ノ適用方ヲ上申ス。

同日 二十九日

大正天皇御一年祭遙拜式ヲ公會堂ニ於テ執行ス。

同日 二十九日

松江市灘町及寺町、天神町ノ大火ニ付義捐金募集ヲ行フ。

昭和三年

- 二月一日 職業紹介所加茂町ニ於テ事務開始ス。
- 同日 二十日 衆議院議員選舉ヲ執行シ本市出身三好榮次郎、矢野晋也當選ス。



略年表

三三四

- 三月八日 第二皇女久宮祐子内親王殿下薨去在ラセラレ市長ハ天機並ニ御機嫌ヲ奉伺ス。
- 同 月三十一日 女子技藝學校ヲ米子市立高等淑徳女學校ト改稱修業年限一箇年ヲ延長ス。
- 四月一日 縣立商蠶學校元郡役所跡ヲ假校舍トシテ開校ス。
- 同 十一日 廣田神社假殿遷座祭。
- 五月二十一日 博勞町二丁目家禽協會ヨリ出火損害二千圓。
- 七月二十二日 市會議員補缺選舉ヲ行ヒ津田宗一郎當選ス。
- 八月二十一日 聯合艦隊殉難者慰靈忠魂碑建設ニ付キ六百二十九圓五十錢ヲ市民ヨリ寄附ス。
- 九月十日 都市計畫法指定サル。
- 同 二十八日 秩父宮殿下御結婚遊バサレ市長ハ市民ヲ代表シ賀表ヲ奉呈ス。
- 十月九日 淑徳、明道、義方、就將、角盤各校ニ天皇、皇后兩陛下ノ御眞影ヲ奉戴ス。
- 十一月一日 市街地建築物法施行サル。
- 同 十日 平安ノ皇宮ニ登極ノ大典ヲ舉ゲサセラレ市民御大禮奉祝式ヲ勝田神社ニ於テ舉行シ市會ヲ開キ賀表ヲ奉呈ス、尙午後二時ヨリ公會堂ニテ恩賜養老杯奉授式ヲ行フ。
- 同 十三日 公會堂ニ於テ市制實施祝賀式並ニ功勞者ノ表彰式ヲ舉行シ百九十七名ニ記念品ヲ贈呈ス。
- 同 十四日 市民御大禮奉祝提灯行列ヲ催ス。

- 同 十六日 市内小學校兒童ノ奉祝旗行列、正午鳥取縣地方賜饌第三式場啓成校講堂ニ於テ米子市、日野西伯兩郡在住者六百名ニ對シ饗饌ヲ下賜セララル。
  - 同 十七日 御大禮市民奉祝式宴會ヲ啓成校講堂ニ於テ開催ス。
  - 同 二十五日 伯備縣全通シ本市紹介ノ爲メ驛前ニ綠門ヲ建テ案内所ヲ設ケ來訪者ニ鳥瞰圖及繪ハガキヲ配布ス。
  - 十二月一日 曠古ノ御大典ヲ奉祝シ市長ハ赤坂離宮ニ參内紅白眞綿一貫匁ヲ献納ス。
  - 同 十七日 天神橋竣工シ開通渡橋式ヲ舉行ス。
  - 同 十九日 坂本神社正遷座祭。
  - 同 二十二日 縣會議員補缺選舉ヲ執行坂口武市無投票ニテ當選ス。
  - 同 二十七日 米子商工會議所設立認可サル。
  - 同 二十八日 米子驛構内電力區詰所ヨリ出火、損害二萬五千圓。
- 尙本年中特筆ス可キハ大禮記念事業トシテ淑徳高等女學校御眞影奉安殿新築、四小學校ノ運動場擴張、記念植樹及市立圖書館設立資金積立等ヲ行ヒタリ。

昭和四年

三月三日

村社日久美神社假殿遷座祭

略年表

三三五



略年表

- 三月五日 市廳舎焼失損害五萬五千圓、公會堂ヲ臨時假事務所ニ充テ直チニ復興事務ニ着手ス。
- 同 六日 急施市會ヲ招集シ災害善後策ニ關スル諸案件ヲ附議ス。
- 同 十九日 山陰日日新聞印刷工場ヨリ出火損害二萬圓ニ達ス。
- 同 月 米子運輸、保線兩事務所竣工ス。
- 四月十一日 米子驛前高田自動車々庫ヨリ出火損害千五百圓
- 同 二十九日 村社廣田神社正遷座祭
- 五月 日野橋竣工ス。
- 同 七日 度量衡取締規程ヲ設ケ專任取締員ヲ置ク。
- 同 十二日 尾高町砂垣藤太郎方ヨリ出火損害千五百圓。
- 六月十五日 本市ヨリ敷地建物一切ヲ寄附セル縣立商蠶學校々舎竣工シ縣ニ引渡ヲ了ル。
- 七月十二日 工藝品ノ産業化並ニ進展ヲ企圖シテ米子工藝協會ヲ設立サル。
- 八月四日 米子建設事務所竣工ス。
- 同 十九日 久邇宮多嘉王殿下出雲大社御參拜ノ爲メ米子驛御通過遊バサレ驛頭ニ奉迎送申上グ。
- 九月一日 午前零時ヲ期シ農業調査ヲ施行ス。
- 同 六日 市廳舎建築地々鎮祭ヲ執行ス。

- 同 十六日 博勞町郵便局開設サル。
- 同 三十日 孝宮和子内親王御誕生在ラセラレ市長ハ天機並ニ御機嫌ヲ奉伺ス。
- 十月十五日 陸海軍聯合演習開始サル十八日間
- 同 二十三日 縣立商蠶學校落成式舉行、坂口平兵衛外功勞者ニ感謝狀並ニ記念品ヲ贈呈ス。
- 同 二十五日 閑院若宮殿下ニハ陸海聯合演習御觀戰ノ爲メ午後四時五十分着列車ニテ山口縣ヨリ御來米、坂口平兵衛邸ニ御駐泊遊バサレ二十六日米子中學校、二十七日工業學校ニ成ラセラレ松樹御手植ノ後午後一時十五分松江市ニ御出發在ラセラレ本市カラ紅白眞綿、梨子、防風糖ヲ献上ス。
- 同 二十八日 梨本宮殿下午前十一時二十分米子驛通過御歸京遊バサレ奉送。
- 十二月一日 村社日御碕神社假殿遷座祭。
- 同 二十五日 大正天皇御三年祭ニ付商品陳列所樓上ニ於テ遙拜式ヲ舉行ス。

昭和五年

二月二十日、衆議院議員選舉執行、本市出身三好榮次郎當選。

略年表



- 三月二十一日 新市廳舎上棟式ヲ舉行。
- 四月一日 米子市水産會設立認可サル。
- 同 二十一日 市農會技術員設置農村部ノ指導ニ方ル。
- 五月一日 方面委員制度實施サレ委員十名ヲ任命サル。
- 村社目久美神社上棟式。
- 家屋稅調查委員選舉ヲ執行ス。
- 同 十五日 都市計畫區域ヲ決定公告サル。
- 同 二十三日 中央線道路工事完成ス。
- 同 二十五日 内町繫船家屋牡蠣船ヨリ出火損害一千圓
- 同 二十八日 潦水氾濫シ市東部ノ浸水一千戸ニ及ビ内八十戸ニ對シ炊爨給與ス。
- 六月二十九日 廣島電氣山陰支社竣工ス。
- 七月 市廳舎落成式ヲ舉行ス。
- 同 一三日 市役所公會堂ノ假事務所ヨリ移廳ス。
- 同 七日 中國、四國聯合副業共進會ヲ開催ス、期間八日間
- 八月十五日 第三回國勢調査ヲ施行ス。
- 十月一日

昭和六年

- 同 三日 米子瓦斯株式會社營業ヲ開始ス。
- 同 三十日 教育勅語換發四十周年ニ方リ正廳ニ於テ記念式ヲ舉行シ市民ハ最寄ノ神社へ參拜ス。
- 二月二十七日 陰田筍造成竹林組合創設サル。
- 三月一日 米子發明協會ヲ設立シ發明考案ノ助長及工業所有權ノ發達完成ヲ圖ル。
- 同 七日 順宮厚子内親王殿下御誕生ヲセラレ市長ハ天機並ニ御機嫌ヲ奉伺ス。
- 同 十四日 万能町周藤方ヨリ出火類焼六戸ニ及ビ損害五千圓ニ達ス。
- 同 二十五日 兩陛下御眞影ヲ御下賜遊バサレ市長ハ午後四時五十一分着列車ニテ捧持シ市會議場ニ安置シ莊重ナル拜戴式ヲ舉行セリ。
- 四月一日 米子市農會總代選舉ヲ執行ス。
- 同 十三日 教育調査委員會ヲ組織シ小學校新設ニ關スル諮問機關トス
- 同 十五日 商工會議所ト共催ニテ商工祭ヲ舉行シ商工業ノ繁榮祈願ニ併セ深刻ナル不景氣打開策ノ一トシ以後毎年ノ行事トス。
- 五月十六日 方面事業助成ノ爲メ後援會ヲ組織シ會員募集ヲ行ヒ資金ノ造成ニ努ム。



略年表

五月二十三日 大山國立公園ノ促進ヲ期シ同協會發會式ヲ本市ニ於テ舉行セラレ、尙之レテ機會ニ第十六回山林會總會ヲ開催サル。

六月十六日 第二回市會議員選舉ヲ執行ス。

同 十六日 市會成立シテ市長選舉ヲ行ヒ西尾市長再選ス。

七月六日 米子建設事務所廢止說ヲ傳ヘラレ緊急市會ヲ招集シ存置運動ニ上京目的ヲ達ス。

同 十四日 郡市農會共催ノ農會夜市ヲ開設ス。

八月十三日 濠雨ノ爲メ加茂川各公共溝渠氾濫シ浸水二千三百餘戸ニ及ビ八十三戸ニ對シ炊出米ヲ配給ス。

九月二十一日 縣會議員選舉ヲ執行シ坂口武市、野坂寛治當選ス。

十月四日 丁抹體育隊ニルスブツク氏一行二十六名來廳。

十一月二十八日 無格社稻荷神社正遷座祭

尙本年中特筆ス可キハ九月十八日滿洲事變勃發シ以來銃後ノ楯トシテ國防思想ノ普及ヲ圖リ派遣軍將士ニ對スル慰問金品ノ募集、郷土出征軍ノ歡送激勵、家族ノ慰問、戰病死者ノ取扱並ニ家庭ノ恤救等ニ萬遺憾ナキヲ期シ、事變ニ對スル市民ノ眞情ハ貴賤貧富老若男女ヲ問ハズ皇軍ノ武運長久祈願トナリ、或ハ軍事獻金ニ幾多ノ美談佳話ヲ生シ涙ナクシテ見ル能ハザル國民性ヲ流露シタコトハ感激ニ堪ヘナイモノデ有ツタ。

昭和七年

一月八日 櫻田門外ニ於ケル一大不祥事件ヲ拜聞シ恐懼ニ堪ヘズ市長ハ市民ヲ代表シ天機並ニ御機嫌ヲ奉伺ス。

二月二十日 衆議院議員選舉ヲ執行本市出身矢野晋也當選ス。

三月十二日 蠶絲業法實施ニ伴ヒ米子養蠶實行組合ヲ創設シ西伯郡養蠶組合ト合同シ斯業ノ發展ヲ圖ル。

四月一日 官吏俸給令ノ改正ニ伴ヒ一般公務員モ之レニ準シ減俸スルニ至リ吏員ノ整理並ニ事務能率ノ増進ヲ圖ル爲メ課ノ廢合、擔任事務ノ變更ヲ行ヒ處務規定ヲ改正ス。

同 十五日 博勞町一丁目竹本藤次郎方ヨリ出火シ類焼五戸ニ及ビ損害三千五百七十圓ニ上ル。

同 二十五日 兵器獻納ノ戰圖機山陰號ヲ甘粕大尉操縱シ郊外三柳飛行場着地方訪問ヲ行フ。

七月一日 救護法實施セラレ我國社會立法史上ニ一新紀元ヲ劃ス。

同 二十二日 國防及滿蒙展覽會ヲ開催シ時局ニ對スル認識ヲ深メタリ

九月十八日 滿洲事變一周年ヲ迎ヘ濠雨ヲ冒シ勝田神社ニ市民大會ヲ開催、宣言決議ヲナシ駐滿皇軍ニ激勵電報ヲ發ス。

十月八日 大山國立公園委員會ニ於テ決定セラレ。

略年表



略年表

三四二

十月十一日 第二回鳥取、島根二縣聯合種馬共進會ヲ四日間ニ亙リ畜産組合事務所構内ニ於テ開催ス。  
十一月十一日 本市多年ノ懸案タル加茂川改修ハ縣工事トシテ施行セラルコトナリ起工式ヲ舉行ス。  
十二月十日 加茂川改修ニ伴ヒ河口ニ方ル深浦港改良工事ヲ施工ス。

本年ノ特別附記事項トシテハ昨秋來ノ日支事變ガ一月末上海方面ニ擴大セルヲ以ツテ出動部隊ノ犒軍、出征軍人家族ノ慰藉ニ益々力ヲ傾注シ第十師管ノ兵器獻納義金募集ニハ六千九百餘圓ヲ献金シ、軍隊ノ歡送ニハ其ノ都度酒肴、神符、守袋等ヲ贈リ傷病兵ノ通過ハ驛頭ニ慰問シ本市出身戦死者ハ市民葬ヲ以ツテ弔ヒ又西伯郡内ノ町村葬ニハ市長或ハ代理者ヲ派シ弔詞ヲ捧ゲ時局講演會及映畫會ヲ開催シテ國防思想ノ充實ト滿蒙智識ノ普及ニ努メタリ。

昭和八年

二月一日 灘町橋本こう方ヨリ出火損害一千圓

三月十五日 無格社深浦神社假遷座祭。

四月一日 學校看護婦ヲ新設シ學校衛生施設ノ完備ト兒童生徒ノ健康増進ニ努メタリ。

同 十五日 東伏見宮大妃殿下日本赤十字社島根支部大會御臨場ノ爲メ本市御通過遊バサレ驛頭ニ奉迎送申上グ。

同 十八日 閑院大宮殿下松江市ニ於ケル日赤島根支部大會へ御臨場ノ爲メ御通過遊バサレ奉迎送申上グ。

同 十九日 東伏見宮大妃殿下御歸東遊バサレ驛頭ニ奉迎送申上グ。

五月十二日 四月十日河北省ニテ戦死セル二岡伍長ノ遺骨歸還ニ付錦公園ニテ市民葬ヲ行フ。

同 十三日 山陰日新會無料宿泊所竣工ス。

六月五日 新加茂川橋及愛宕橋、外濠水門ノ築造成リ竣工式ヲ舉行ス。

同 十九日 都市計畫街路網決定公告サル。

同 二十三日 米子港改良工事中加茂川天神橋上流浚渫工事ヲ了ル。

七月七日 鳳翔閣ノ大修繕ヲ行フ。

同 二十九日 久邇宮多嘉王殿下妃殿下御同伴諸寄別荘へ御避暑ノ途次御來米市廳舍貴賓室ニテ御休憩後皆生溫泉ニ御一泊三十日午前九時十七分米子驛御出發在ラセラレ奉迎送申上グ。

八月八日 小學校基本調査會ヲ設立シ小學校兒童増加ニ伴フ對策ヲ調査ス。

同 十五日 孟蘭盆會精靈送りノ藁船流シ改善ヲ行フ。

同 十七日 澄宮殿下ニハ山陰地方御見學ノ途次大山寺ヨリ安養寺ニ御參拜、午前八時四十分鳳翔閣ニ成ラセラレ市長ヨリ市勢一班ニ付キ言上シ米中生徒ノボートレースヲ台覽ノ後九時二十分御召自動車ニテ境町ニ向ハセラレ奉迎送申上グ、尙本市ヨリハ鋼鐵製花瓶、鐵製文鎮、寫眞帳ヲ献上シ御嘉納在ラセラル。

略年表

三四三



八月二十六日 深浦港改良工事竣工シ利用價值ヲ増大ス。

九月八日 公園調査會ヲ設立シ觀光ト市民保健ノ兩全ヲ期シ公園及遊覽地計畫ヲ樹立ス。

同 十五日 國防義會米子支部ヲ創設シ銃後ノ後援ト國防ノ完璧ヲ期ス。

十月一日 明道小學校六十周年ヲ迎ヘ記念式ヲ舉行ス。

同 十六日 米子市聯合青年團結成ス。

同 十八日 四月以降休校中ノ山陰家政女學校廢校ス。

同 二十一日 米子港改良工事起工式ヲ舉行ス。

十一月十日 國民精神作興詔書煥發十周年ニ相當シ前後一週間ヲ國民精神作興週間トシ又女性訓練充實期間ヲ定メ非常時打開ノ運動ヲ起ス。

同 十六日 義方小學校六十周年ヲ迎ヘ記念式ヲ舉行ス。

十二月四日 職業紹介所新築落成ス。

同 二十三日 皇太子殿下御降誕在ラセラレ急施市會ヲ招集シ天機並ニ御機嫌ヲ奉伺ス。

本年中ノ附記事項ハ日支事變第三年ヲ迎ヘ郷土軍ハ北滿兵匪ノ討伐ニ偉勳ヲ樹テ非常時局ニ對スル認識ノ普及ト銃後ノ後援ニ屢々大會ヲ催シ、市民ノ決意アル所ヲ示シ武運長久ノ祈願ヲ單メ感謝慰問ノ金品ヲ發送シ出征軍人家族ニ對シテ市稅特別戶數割減免ヲ行ヒ軍事救護ヲ受ケシ

ムル等萬全ヲ期シメタリ。

昭和九年

一月二十一日 啓成校ニテ病死上等兵谷口繁雄ノ市民葬ヲ執行ス。

二月十二日 第一回建國祭ヲ勝田神社ニ於テ舉行シ高明ナル國民精神ヲ發揚シ市民ノ精神的總動員ヲ行フ。

三月一日 萬能町小泉清三郎方ヨリ出火損害五千圓。

四月一日 公設消防ノ組織ヲ改正シ夜間常備ヲ設ク。

五月三十日 救護法實施ニ依ル慈惠院竣工ス。

六月一日 米子市聯合處女會ヲ結成ス。

同 二日 郷土部隊ハ三月末ヲ以テ一部ヲ除キ凱旋セルヲ以ツテ錦公園ニ於テ事變戰死者ノ招魂祭ヲ兼ネ參加軍人七十名ヲ招待シ官民合同ノ凱旋祝賀會ヲ開催ス。

同 十一日 米子市觀光協會ヲ設立シ附近觀光地帶ト協力シ紹介宣傳機關トス。

同 二十五日 加茂川改良工事完成シ竣工式ヲ舉行ス。

八月三十日 道路工事ニ對スル受益者負擔規程ヲ定メ實施ス。

九月十五日 日鮮滿ヲ連絡スル國際航空路中繼飛行場設置ニ關シ請願書ヲ提出シ委員ヲ擧ゲテ運動ヲ開始ス。

同 月二十一日 大風水禍ニ長砂加茂川堤防決潰浸水家屋二千四百戸ニ及ビ急施市會ヲ開キ即日水止工事及罹災



- 十月六日 者ノ救助ニ努メタリ、本市ノ被害總額六十萬圓ニ達ス。
- 十月六日 淑徳高等女學校十周年ヲ迎ヘ記念式ヲ舉行ス。
- 同 十八日 大風水害ノ善後策トシテ政府ヨリ千二百五十俵ノ拂下米ヲ受ケ市民ニ配給ス。
- 同 二十日 水害罹災者二千三百九十七戸ヘ對シ救恤御下賜金千五百二十七圓ヲ傳達ス。
- 十一月五日 高松宮同妃兩殿下ニハ午後二時三十分美保關ヨリ本市ヘ成ラセラレ、鳳翔閣ニテ御休憩、米子港灣施設ニ付キ御下問アラセラレ優良牛馬ヲ台覽ノ上三時十一分自動車ニテ安養寺ヘ御參拜ノ上大山寺ニ向ハセラレ奉迎送申上グ。尙本市ヨリハ伯州綿、寫眞帳ヲ獻上シ御嘉納遊バサル。
- 同 八日 陰田鎮座ノ村社日御崎神社正遷座祭執行。
- 同 二十五日 米子市聯合青年團ノ象徴タル團旗ノ調製成リ勝田神社々頭ニ於テ樹立式ヲ舉行ス。

昭和十年

- 一月一日 市ノ發展膨脹ニ伴ヒ行政上及市民日常生活ノ便ヲ考慮シ町區變更並ニ新町ヲ設定シ四十七箇町ヲ六十六箇町トス。
- 同 十二日 境町大火ニ付義捐金募集ヲ行フ。
- 同 二十一日 滿洲國皇帝陛下ヨリノ御賑恤金及全國義捐金本市配當額ヲ罹災者ニ傳達ス。

- 二月十一日 皇太后陛下ヨリ御下賜ノ眞綿一包宛ヲ九十歳以上ノ高齢者ニ對シ傳達ス。
- 同 十二日 鳥取縣工藝協會米子部會ヲ設置ス。
- 三月十五日 山陰線急行列車ノ運轉實現シ繪ハガキ記念盆等ヲ乗客ニ配布ス。
- 五月十二日 祇園町二丁目鎮座ノ無格社深浦神社正遷座祭ヲ執行ス。
- 同 二十一日 久邇宮大妃殿下ニハ東伏見伯爵御同伴名所舊蹟御巡覽ノ途次ヲ二十日夜皆生溫泉ニ御宿泊、二十一日午前八時御發安養寺及大山ニ御登山在ラセラレ午後二時二十八分本市ニ成ラセラレ、錦公園内鳳翔閣ニテ御休憩有資格者十一名ニ拜謁ヲ賜ハリ、境町ニ向ハセラレ西尾市長扈從申上ゲ本市ヨリ白羽重一疋ヲ獻上セリ。
- 六月六日 第三回市會議員選舉ヲ執行ス。
- 同 十六日 市會成立市長選舉ヲ行ヒ西尾市長三選ス。
- 七月十七日 社會教育後援會ヲ組織シ斯教育ノ振興ヲ圖レリ。
- 同 三十日 選舉肅正會ヲ組織シ委員三十名ヲ囑託シ會員募集ヲ行フ。
- 八月十八日 鳥取縣廳檢定所並ニ伯西社製絲工場設置サル。
- 九月一日 勝田神社ニ於テ選舉肅正宣誓式ヲ舉行シ會衆三千名、選舉界ノ革正ヲ圖リ強調週間ノ諸事項ヲ終了ス。